

令和2年 3月 3日開会

令和2年 3月25日閉会

令和2年第1回(3月)定例会

川根本町議会

令和2年第1回（3月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 （3月3日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○同意第1号の上程、説明	8
○議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
○議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
○議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
○議案第7号の上程、説明	11
○議案第8号の上程、説明	12
○議案第9号の上程、説明	12
○議案第10号の上程、説明	13
○議案第11号の上程、説明	14
○議案第12号の上程、説明	14
○議案第13号の上程、説明	15
○議案第14号～議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託	16
○散 会	18

第 2 号 （3月12日）

○開 議	23
○議事日程の報告	23
○諸般の報告	23
○同意第1号の質疑、討論、採決	23
○議案第7号の質疑、討論、採決	24
○議案第8号の質疑、討論、採決	25
○議案第9号の質疑、討論、採決	25

○議案第10号の質疑、討論、採決	26
○議案第11号の質疑、討論、採決	26
○議案第12号の質疑、討論、採決	27
○議案第13号の質疑、討論、採決	28
○散 会	29

第 3 号 (3月25日)

○開 議	33
○議事日程の報告	33
○諸般の報告	33
○一般質問	33
野 口 直 次 君	34
澤 西 省 司 君	49
石 山 貴美夫 君	61
杉 山 広 充 君	77
中 原 緑 君	86
中 澤 莊 也 君	96
山 本 信 之 君	106
○議案第4号～議案第6号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	113
○議案第14号～議案第20号の委員会審査報告、討論、採決	116
○川根本町議会議員派遣の件	125
○閉 会	125

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原	緑	君
2番	澤	西	省 司	君
3番	石	山	貴 美 夫	君
4番	杉	山	広 充	君
5番	坂	本	政 司	君
6番	野	口	直 次	君
7番	中	澤	莊 也	君
8番	太	田	侑 孝	君
9番	山	本	信 之	君
10番	中	田	隆 幸	君
11番	中	野	暉	君
12番	藺	田	靖 邦	君

不応招議員（なし）

令和2年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年3月3日(火) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第 4号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 川根本町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 9 議案第 9号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第10 議案第10号 令和元年度川根本町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第11号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第12号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第13号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第14号 令和2年度川根本町一般会計予算
- 日程第15 議案第15号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

出席議員（11名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西 省司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広充 君
6番	野口 直次 君	7番	中澤 莊也 君
8番	太田 侑孝 君	9番	山本 信之 君
10番	中田 隆幸 君	11番	中野 暉 君
12番	藺田 靖邦 君		

欠席議員（1名）

5番 坂本 政司 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶士 君	総 務 課 長	野崎 郁徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	北原 徳博 君	高齢者福祉課長	海老名 重徳 君
農 林 課 長	後藤 泰久 君	建 設 課 長	大村 浩美 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	森下 育昭 君
社会教育課長	平松 敏浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪下 和英 君
代表監査委員	柳原 義六 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩之 書 記 鈴木 洋子

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達していますので、令和2年第1回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。
なお、本日は柳原義六代表監査委員にも出席いただいております。



◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月21日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。
今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案17件が町長から提出されております。
次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書による議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。
次に、監査委員から財政援助団体監査結果報告書及び例月出納検査の結果について報告がありました。
内容につきましては、お手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

大変世の中ではコロナウイルスの問題で大きな展開になっております。我が町には、まだそのような兆候はないと言ってもいいと思いますけれども、これからは不確定な要素が非常に多いという中で、どうなるか分からないということで緊急的に町内でも対策会議を開いておりますけれども、それぞれの学校、また公共施設等につきましては独自の判断で対応しているということもございます。

いずれにしましても、国・県・町が一体となって対応しなければとても防げるものではないだろうというふうに思っておりますし、また町内でも観光の入り込み、当然ながら相当減っているというような情報も伺っております。

これからなお、一つ一つの対策が非常に将来に向けて大切であるということを議会の皆さん、行政並びに町民の皆さんと協議をしなければいけないというふうに考えているところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

1月24日からでございますけれども、1月24日、ふじのくに美しく品格のある邑づくり知事顕彰式が静岡市でございました。

1月27日からは、当初予算の町長ヒアリングが始まりました。

1月29日ですが、県の簡易水道協会の解散の総会が行われまして、あざれあへ行ってまいりました。

1月30日には、皆さんにもお世話になりました臨時議会であります。

1月31日には、入札会。

2月3日には、駿遠学園管理組合の運営委員会が島田市で行われました。

2月4日、来客の対応です。日本共産党川根支部の皆さんがお見えになりました。

2月4日ですが、簡易水道運営委員会が開催をされております。

2月5日、100歳のお祝いで島田市のエコトープへ行ってまいりました。

2月6日、県の国土利用計画審議会が開催をされております。

2月7日には、知事表敬訪問ということで地元の起業された皆さんと一緒に行ってまいりました。

2月8日、高校生による地方創生研究発表会がチャリムで行われまして、大変素晴らしい大会であったというふうに認識をしております。

2月10日ですが、町村会の共済組合福祉事業部会が開催をされております。

2月12日は、町村会の総会、町長会が開かれております。

2月13日には、入札会を開催をしております。

2月14日には、地元出身の柿下木冠氏の個展に行ってみりました。たくさんの作品が川根本町の公共の施設の中に展示してあるということもあったものですから、お礼かたがた行ってみりました。

美しく豊かな駿河湾を未来につなぐ会の設立総会が清水の文化会館マリナートで行われました。

KAWANEホールディングス設立式典、これが起業家の皆さんですが、式典がございました。

2月17日ですが、地域おこし協力隊委嘱状を交付いたしました。

この日に、空家等対策協議会を開催をしております。

この日に、長島ダムの所長との定例の会議を毎月1回行っておりますけれども、開催をさせていただきます。

2月26日には、令和2年度の当初予算の記者発表を行わせていただきました。

2月26日には、静岡地方気象台長がお見えになりまして、いろんな気象情報を提供するというようなお話を伺いました。

26日には、課長会議です。

2月27日には、明光会へ訪問をさせていただきました。お礼とお願いでございます。

その日に、県立総合病院にもやはりお礼とお願いということで、来年のことも含めてお願いに行ってみりました。

2月28日には、入札会を開催しております。

2月28日には、町村会の共済組合の会議がございました。

3月2日、川根高校の卒業式でしたが、在校生はブラスバンドの部員のみ、来賓は4名という縮小された卒業式ではありましたが、大変手作りのすばらしい卒業式であったというふうに感じました。

3月2日午後からは、総合教育会議が行われております。

3月2日、支所におきまして温泉審議会が開催をされております。

3月3日、今日ですが、定例会の初日ということで皆様には大変お世話になりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、山本信之君、10番、中田隆幸君を指名します。

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） したがって、会期は本日から3月25日までの23日間に決定しました。

◇

◎日程第3 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 同意案件です。同意第1号、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

議会の皆さんにも、大変御心配をおかけいたしておりました当町教育委員会のうち欠員であった保護者代表の委員1名の任命について、今回、新たに松下陽子氏を任命することに同意願いたくお諮りするものであります。

松下氏は、三盃地区在住で、昭和49年11月20日生まれの45歳です。町内外の中学校臨時講師や放課後児童クラブでの勤務経験を有され、現在は町内中学校において支援員として従事されているなど学校教育面に幅広い識見を有し、人柄も誠実で実直な方であることから、保護者代表の教育委員として適任であると考えているところであります。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第4 議案第4号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る

**町費負担教員の任用等に関する条例の制定に
ついて**

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第4号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第4号です。川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町立小中学校の複式学級編制における指導及び地方公務員法第22条の3の規定により、臨時的に任用される常勤の教員に関しては、本年4月1日より施行される川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例とは別に、任用等について規定する条例が必要となることから、今回、新たな条例を制定をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、第2常任委員会に付託したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



**◎日程第5 議案第5号 川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費
負担教員の任用等に関する条例の制定につ
いて**

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第5号、川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第5号です。川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

町立小学校において、県教育委員会による県費負担小学校専科教員の配置を受けることができなかつた場合に限り、該当する教科を担当する専科担当職員に配置される非常勤の教員に関しては、本年4月1日より実施をされる川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例とは別に、任用等について規定をする条例が必要となることから、今回、新たに条例を制定するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号、川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、第2常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第6 議案第6号 川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第6号、川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第6号です。川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、町立中学校において、静岡県教育委員会の経費負担により、相当する免許状を有する教員を配置することができない場合に限り、任用をされるものであります。

免許外教科担任を解消するための非常勤の教員に関しては、本年4月1日より施行される川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例とは別に、任用等について規定する条例が必要となることから、今回、新たな条例を制定するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号、川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、第2常任委員会に付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第7 議案第7号 川根本町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第7、議案第7号、川根本町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第7号です。川根本町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、本年4月1日より施行されることに伴い、地方自治法と町監査委員に関する条例との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、町条例中における地方自治法の条番号表記に関し、同法が改正施行されたことに伴い、差異が生じていることから修正をするものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第8号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（藺田靖邦君） 日程第8、議案第8号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第8号です。工事請負契約の変更契約の締結について説明をさせていただきます。

本案は、昨年の6月議会において議決をいただき、令和元年度町単独事業、本川根南部簡易水道新小長井配水池新設工事において、接地抵抗基準値を確保するために必要な電極棒の数量が当初設計数では不足することが判明し、これに対応するため契約額を280万1,700円増額し、契約額を1億3,810万1,700円とする変更工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第9号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（藺田靖邦君） 日程第9、議案第9号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案の第9号です。工事請負契約の変更契約の締結について説明をさせていただきます。

本案は、昨年10月21日の臨時議会において議決いただきました令和元年度森林環境保全整備事業林道寸又線改良工事において、のり面保護工の変更等により265万円増額し、契約額を6,700万円とする変更工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第10号 令和元年度川根本町一般会計補正予算
(第6号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第10、議案第10号、令和元年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 川根本町一般会計補正予算（第6号）について、説明をさせていただきます。

令和元年度川根本町一般会計補正予算（第6号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,276万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億950万7,000円としたいものであります。

第2表の債務負担行為補正につきましては、次年度契約締結予定の川根高校男子寮崎平よすが苑建物賃借によるものであります。

第3表の繰越明許費につきましては、災害復旧費など年度内に完成が見込めない8事業について、翌年度に繰り越して執行したい経費となっているところであります。

第4表の地方債補正につきましては、歳出の補正に伴う減額となっております。

今回の補正は、ほとんどが各種契約差金や実績見込みに基づく減額となっており、山村開発センター省エネ改修工事の契約差金の減額、いやしの里診療所特別会計への繰出金が診療収入増加に伴い減額、島田市への一般廃棄物処理委託料が処理の実情により減額、道路維持費における小規模修繕業務委託料も実績見込みにより減額に加え、扶助費、給付費等においても実績見込みに基づく減額となっているところであります。

一方、増額は、観光施設の修繕費の増額に加え、県道整備事業負担金が県道川根寸又峡線における下泉地区の待避所測量設計により増額、急傾斜地崩壊対策事業地元負担金が水川向の事業前倒しにより増額となっております。

歳入につきましては、事業費の実績見込みに伴う国・県補助金の減額や充当の不用が見込まれる財政調整基金、まちづくり基金や社会福祉基金などの繰入金の減額、財源更正のための地方債の増減が主なものとなっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 町長、ただいまの地元負担金増額の工事箇所、水川向というふう
に御説明を申し上げました、水川橋向でございます。訂正させていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 訂正ということで、よろしく願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 1 議案第 1 1 号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特
別会計補正予算（第 3 号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第11、議案第11号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会
計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） すみません、前の議案で「橋」を抜かしました。

それでは、議案の第11号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算の概要
について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
4,053万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,447万3,000円とし
たいものです。

今回の補正は、医療費の増加に伴い、医療機関へ納める給付費が増額となったことによる
もので、それに合わせて、歳入として県からの交付金も同額を増額をしているところであり
ます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 2 議案第 1 2 号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会
計補正予算（第 4 号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第12号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補
正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第12号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補
正予算（第4号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ
248万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,029万8,000円とした

いものであります。

第2表の繰越明許費は、林道寸又線改良工事に伴う本川根南部簡易水道導水管布設替工事が年度内完了が見込めず、翌年度へ繰り越して執行したく計上するものであります。

第3表の地方債補正は、本川根南部簡易水道青部配水池詳細設計業務委託の事業費見込みにより減額をするものであります。

今回の補正は、入札差金や執行見込みに基づく減額で、検査委託費の入札差金による減額であります。

収入の主なものは、歳出減に伴う基金繰入金の減額、事業費見込みによる地方債の減額となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 申し訳ありません。事業箇所の名称、町長言い間違えがございましたので、地方債補正のところで、本川根南部簡易水道青部配水池と町長申しましたが、青崎配水池でございます。訂正させていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第13号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第13号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を議案とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第13号です。令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）について、概要について説明をさせていただきます。

今回の補正は、患者数の増加により診療収入の増額に伴い、一般会計繰入金を同額減額するもので、予算総額は補正前と変わらず6,483万6,000円となります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



○議長（藺田靖邦君） ここで暫時休憩とします。

9時50分より再開したいと思いますので、よろしくお願いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時50分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第14 議案第14号 令和2年度川根本町一般会計予算

◎日程第15 議案第15号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第16 議案第16号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第17 議案第17号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第18 議案第18号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第19 議案第19号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第20 議案第20号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（藺田靖邦君） 日程第14、議案第14号、令和2年度川根本町一般会計予算から、日程第20、議案第20号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第14号から20号について、令和2年度における一般会計から各特別会計の予算に関する議案となりますので、一括して概要説明の上、提案理由の説明とさせていただきます。

まず、議案第14号、一般会計当初予算の概要について、説明をさせていただきます。

令和2年度一般会計当初予算は56億1,300万円、前年度と比べ3,700万円、0.65%の減額となる予算を編成をさせていただきました。

歳入歳出予算については、第1表、歳入歳出予算に、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額については、第2表、債務負担行為、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については、第3表、地方債に記載のとおりであり

ます。

次に、議案第15号ですが、国民健康保険事業特別会計は、歳入歳出それぞれ8億円で、前年度比300万円、0.38%の増です。

議案第16号、後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1億3,420万円で、前年度比890万円、7.1%の増であります。

議案第17号、介護保険事業特別会計は、歳入歳出それぞれ13億580万円で、前年度比1,910万円、1.48%の増であります。

議案第18号、簡易水道事業特別会計は、歳入歳出それぞれ2億5,490万円で、前年度比6,030万円、19.13%の減です。

議案第19号、訪問看護事業特別会計は、歳入歳出それぞれ2,030万円で、前年度比460万円、29.3%の増であります。

議案第20号、いやしの里診療所事業特別会計は、5,910万円で、前年度比510万円、9.44%の増となっております。

一般会計と各特別会計を計算した総額は、81億8,730万円となり、前年度と比べて5,660万円、率にして0.69%の減額となる当初予算を編成をさせていただきました。

本町は、平成17年9月の合併により誕生いたしました。以降、町の歳入規模や将来を見据えた持続可能な行財政運営を目指しながら、この町ならではの強みを生かした魅力向上のため高度情報基盤の整備をはじめ、県立川根高校の魅力化推進のための様々な施策、また近年は多様な就労環境の創出といった新たな取組を積極的に進めてまいりました。

一方、歳入面では、合併から約15年を経過し、普通交付税の合併算定替えといった優遇措置も令和2年度をもって終了となるだけでなく、依然として進行しております人口減少などから、今後の行財政運営に大きな不安も生じておるところであります。

このような状況下において、令和元年度に引き続き、令和2年度予算も歳入規模に応じた予算編成へシフトしていく方針の基、減額となっておりますが、そんな中でも、新聞報道等で御承知のことと思っておりますが、前年度比で交付額が約倍増となる見込みの森林環境譲与税を活用した間伐材の森林整備事業や、当町にとって初めて本格的に取り組む農地整備事業、観光施設整備事業をはじめとする産業振興事業、移住コーディネーターを新たに設置するなど移住定住事業の推進、本町ならではの教育を推進していくため先進的に取り組んできた公立学校のICT教育や公営塾の運営、川根留学生の受入れをはじめとする県立川根高校支援事業などの教育振興といった分野には、必要な予算を計上すると同時に、町民の念願であります上長尾バイパス、高郷上長尾線、新長尾川橋の詳細設計に着手するなど、これまで築いてきた環境や礎を最大限に生かしながら、メリハリをつけた予算編成となっているところであります。

引き続き、町民が未来に希望を抱き、幸せを感じ、笑顔に満ちて、今後も続いていくまちとしていくために、「ひとづくり・魅力づくり・活力づくり」を好循環、または相乗させる

ことにより総合計画で示すまちの将来像、「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」の実現に向けて邁進をしていきたいというふうに考えております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案第14号から議案第20号までの全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第20号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号から議案第20号までは、予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11名の議員を指名したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は3月12日午前9時、本会議を開会します。

なお、議員はこの場で引き続き予算特別委員会を開催し、正副委員長を選出等を行っていただきます。

全員協議会はその後に開会しますので、行政側は3階大会議室でお待ちください。
本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

散会 午前10時02分

令和2年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年3月12日(木)午前9時開議

諸般の報告

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 2 | 議案第 7号 | 川根本町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 8号 | 工事請負契約の変更契約の締結について |
| 日程第 4 | 議案第 9号 | 工事請負契約の変更契約の締結について |
| 日程第 5 | 議案第10号 | 令和元年度川根本町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第 6 | 議案第11号 | 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 7 | 議案第12号 | 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第 8 | 議案第13号 | 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号) |

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副町長	森	紀代志	君	教育長	大橋	慶士	君
総務課長	野崎	郁徳	君	企画課長	大村	妃佐良	君
情報政策課長	山田	貴之	君	税務住民課長	坂下	誠	君
くらし環境課長	梶山	正幸	君	健康福祉課長	北原	徳博	君
高齢者福祉課長	海老名	重徳	君	農林課長	後藤	泰久	君
建設課長	大村	浩美	君	総合支所長兼観光商工課長	中野	裕文	君
教育総務課長	森下	育昭	君	社会教育課長	平松	敏浩	君
会計管理者兼会計課長	藪下	和英	君				

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩之

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員として副町長以下関係者が出席しております。
町長は本日体調が優れず、欠席となっておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
3月4日、5日、6日、9日、11日の5日間、令和2年度予算特別委員会を開催し、熱心に御審議していただきました。明日も委員会が予定されておりますので、委員の皆様には引き続きよろしく願いいたします。
10日には第2常任委員会を開催し、委員会付託議案の審査を行っていただきました。誠にありがとうございました。
また、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命について

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本案について質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第1号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第1号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。



**◎日程第2 議案第7号 川根本町監査委員に関する条例の一部を改正
する条例について**

○議長(藺田靖邦君) 日程第2、議案第7号、川根本町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町監査委員に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第8号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、議案第8号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第9号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第9号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第10号 令和元年度川根本町一般会計補正予算(第6号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第5、議案第10号、令和元年度川根本町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、令和元年度川根本町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第10号、令和元年度川根本町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第11号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第11号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第12号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第7、議案第12号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第13号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業
特別会計補正予算（第4号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第8、議案第13号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月25日午前9時本会議を開会し、一般質問を行います。

また、第2常任委員会並びに予算特別委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時13分

令和2年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和2年3月25日(水)午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 4号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第14号 令和2年度川根本町一般会計予算
- 日程第 6 議案第15号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第16号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第17号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第18号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第19号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第11 議案第20号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第12 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（11名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広充 君
6番	野口 直次 君	7番	中澤 莊也 君
8番	太田 侑孝 君	9番	山本 信之 君
10番	中田 隆幸 君	11番	中野 暉 君
12番	藺田 靖邦 君		

欠席議員（1名）

5番 坂本 政司 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	森 紀代志 君	教 育 長	大 橋 慶 士 君
総 務 課 長	野 崎 郁 徳 君	企 画 課 長	大 村 妃 佐 良 君
情報政策課長	山 田 貴 之 君	税務住民課長	坂 下 誠 君
くらし環境課長	梶 山 正 幸 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海 老 名 重 徳 君
農 林 課 長	後 藤 泰 久 君	建 設 課 長	大 村 浩 美 君
総合支所長兼 観光商工課長	中 野 裕 文 君	教 育 総 務 課 長	森 下 育 昭 君
社会教育課長	平 松 敏 浩 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藪 下 和 英 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩之

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員として副町長以下、関係者が出席しております。町長は、本日、体調が優れず欠席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
3月12日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。その後、議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様には、議会だより速報版の作成等を行っていただきました。
また、3月13日には、予算特別委員会を開催し、現地調査及び採決を行っていただきました。誠にありがとうございました。
次に、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 一般質問

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、一般質問を行います。
これに先立ち、副町長の発言を許します。副町長、森紀代志君。
○副町長（森紀代志君） おはようございます。
議会本会議の町長欠席につきまして、一言申し上げます。
町長であります。体調を崩し、検査中のため、本日の本会議への出席がかなわず、誠に

申し訳ありません。

本日予定されている一般質問につきまして、事前に通告を頂いており、町長とも御質問の内容について連絡を取り合い、協議した上で、町長の同意を頂いたものを私が町長に代わって答弁させていただきますことを御容赦願います。

なお、町長につきましては、近日中に公務復帰出来る状況まで回復していることを御報告させていただきます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） それでは、通告制により通告された質問者は、野口直次君、澤西省司君、石山貴美夫君、杉山広充君、中原緑君、中澤莊也君、山本信之君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申合せにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

6番、野口直次君、発言を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） おはようございます。6番、野口直次です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

いつものように、ここに立たせていただけるのは、住民・町民の支えがあってこそ、皆様のおかげです。大変感謝しております。

我が家にも今年もツバメが帰ってきてくれました。年を取った猫の風太と小競り合いが始まっています。季節は確実に進んでいます。日本のみならず世界各地で、おはよう、おやすみ、お疲れさま、ありがとう、平凡な日常の生活が新型コロナウイルスの影響で大きく揺らいでいます。3月22日現在、世界の患者数は30万人を超えて、欧米では加速的に増加しております。オリンピックの延期も決まり、約1年後の予定となりました。毎日の報道から目が離せません。

静岡県にも18日の新聞を見ると、新型コロナ緊急対策で当初予算案の2月におけるの補正は極めて異例で、約23億9,700万円の追加が提出されました。いずれ当町もコロナ対策が必要になってくると思われます。

そんな中、少し明るいニュースもあります。県が19日に公表した3月1日現在の推計人口は363万1,658人、前月対比2,241人の減少でした。当町は6,295人で、プラス7人の増です。単純に驚きました。県下35市町のうち5市町のみが増加。詳細は後日聞くことにしても、うれしいことです。行政の日々の努力が実ったのか、このまま人口が少しでも今後緩やかになることを祈っています。

今回の一般質問は、昨年の3月議会での私の質問と一部重複することもありますし、今日の通告より少しずれることもあるかもしれません。お許してください。

今から、下記の質問をさせていただきます。大きくは令和2年度の予算及び施政方針についてです。

①第2次総合計画の推進を含め、令和2年度予算における重点施策及び主要事業を伺います。

②町の歳入が減少傾向にある中で、必要な事業を実施するための財源確保策として町債の発行や財政調整基金等を活用しているが、来年度以降の予算編成が心配である。今後の見通しをお伺いいたします。

③といたしまして、簡易水道事業の今後の見通しをお伺いさせていただきます。

④ここにしかない理想の教育の里を目指した川根高校の支援に当たり、成果と課題、教育の財源の確保について伺います。

⑤産業振興において、新規参入者や若手人材育成が重要であるとするならば、スタートアップのときの集中支援及び重点支援が必要ではないか。

以上、壇上より私の最初の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの野口直次君の質問に対し、答弁を求めます。副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） それでは、野口議員の次年度予算及び施政方針に関する御質問にお答えいたします。

次年度予算の編成に当たっては、本年と同様に総合計画にのっとり、「町の強みを生かす」、「人口減少の克服を目指す」ことを柱とし、ひとづくり・魅力づくり・活力づくりを好循環、また相乗させていくための予算編成といたしました。

主要事業として、町の強みを生かすプロジェクトでは、産業振興分野において農地中間管理機構関連の下泉原地区での農地造成測量設計・換地原案作成事業や森林環境譲与税の活用による森林整備事業、人気を博し手狭となっている奥大井湖上駅駐車場の整備事業などを計上し、人口減少の克服を目指すプロジェクトでは、今まで進めてきた空き家バンク事業等の継続に加え、新たに移住コーディネーターを設置し、増加傾向にある移住相談に対し、より一層きめ細やかな対応が出来る体制へと強化を図るとともに、引き続き特徴ある教育の展開を推進していくことにより、生産年齢人口の流入や定住促進を図ってまいります。

また、町民念願である高郷上長尾線、通称、上長尾バイパスにおいて長尾川への新たな橋梁の詳細設計にも着手いたします。

2点目に、次年度以降の予算編成の対応策に関する御質問につきましては、担当課長よりの答弁をさせていただきます。

次に、簡易水道事業の今後の見通しに関する御質問についてお答えいたします。

当町の簡易水道事業は、特別会計方式で事業運営を行っておりますが、平成31年1月に示された国の制度改正通知により、令和5年度末までに移行準備を済ませ、令和6年度からは公営企業会計方式への移行が求められております。

現在、老朽化した施設の基盤整備を進めるとともに、令和6年度から公営企業会計方式への移行を見据えた様々な検討を進めているところであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

3点目の川根高校支援に関する御質問については、担当課長よりお答えさせていただきます。

最後の、就農希望者支援に関しましては、しっかりとした経営計画に基づく就農が重要と考えます。国・県などの様々な制度が活用出来るよう、農林事務所や農協と連携し、就農希望者をサポートしていきたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（菌田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうから次年度以降の予算編成に関する御質問にお答えをさせていただきます。

予算編成の基本については、予算特別委員会でも申し上げさせていただいておりますけれども、歳入規模に応じた、いわゆる身の丈に合った予算編成に当町もシフトをしていかなければならないということは改めて申すまでもないということと思っております。

しかしながら、これも従前からのことでありますけれども、当町におきましては、町税に代表される税収が少なく、歳入の多くを地方交付税等の依存財源に頼る当町においては、財源を確保していく上で、基金を有効に活用し、取崩しも含めた対応をしていかなければならないということについての状況は、少なからず大きなものがございます。

御指摘のとおり、次年度以降の予算編成にも大きな不安を生じていることの一つでございます。

今後は、経常的経費のさらなる抑制を図るとともに、投資的な事業等につきましても、その必要性和実施のタイミング等の精査を今まで以上により厳しく対応し、限られた歳入規模の中で出来ることを予算化し、またやらなければいけないことを予算化し、対応していくということが重要であるというふうに考えます。

次年度当初予算においても、現時点で可能な限りの歳出削減に努め、特定の目的を有するまちづくり基金でありますとか地域福祉基金、地域振興基金といったいわゆる特定目的基金については、その目的に合致する事業であれば積極的に活用し、一方、財政調整基金においては、その取崩しを極力制御したことによりまして、平成31年度当初予算時点での当該年度末、今年度末の見込残高が財政調整基金においては3億5,000万円だったものが、令和2年度末においては約5億6,700万円と、約2億1,700万円を保有出来るという見込みでおります。

一方、起債、いわゆる借金でございますけれども、起債については、財源補填というよりも年度間負担の平準化といった形の意味合いが強いというふうに考えております。当然のことながら、当該年度の事業量が減れば借入金も減るというものでございます。

今後、どれだけ起債対象事業が発生するかにもよりますが、近年の借入額と同様の推移となれば、借入額が償還額を下回る状況が続き、ストックの面では起債残高の増加にはつなが

らないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　それでは、簡易水道事業について御説明させていただきます。

先ほど、副町長答弁にもございましたように、簡易水道事業につきましては、現在、特別会計による事業運営を行っているところでございます。

平成31年1月、国からの制度改正通知（平成31年1月25日総財公第10号）によりまして、簡易水道事業におきましても、3万人未満の市区町村におかれましても、令和6年度までに公営企業会計へ移行する必要があるということで通知を頂いているところでございます。それに向けまして、簡易水道事業としましても、公営企業会計に移行するに当たり、現在の施設の整備台帳等を見直すとともに、新たな施設台帳の整備、それから予算規模に応じた事業執行等を念頭に今後の事業について検討しているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君）　　教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君）　それでは、野口議員の川根高校支援に関して、お答えをさせていただきます。

まず、成果としまして、毎年41人以上の入学者があり、川根高校が存続出来ていることであります。一方、課題でありますことは、この支援に対し多額な経費がかかってしまっていることと、さらなる魅力化推進が必要であることではないかと考えております。

川根高校の魅力化を進めていくことにより、連携中学校のみならず、県内外からの入学者の増加、安定的維持につながっていくものと考えております。

今後は、先月17日に着任しました地域おこし協力隊員を中心に川根高校、県教育委員会、県中部地域局、御支援御協力をいただいている地元企業、地域住民の方々とも連携を図りながら、さらなる魅力化推進を図るとともに、経費面に対する検討も進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましても、川根高校の魅力化推進方法や財源確保等について、今まで以上に御指導、御協力を頂きますことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君）　　再質問を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君）　　いろいろ副町長をはじめ、ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

1と2が混在するかもしれませんので、御了承ください。

令和2年度の予算案で移住定住促進事業は、近年では企画課が中心になり、少しずつ成果

が出来ていると思い、評価いたします。さらに、来年度は、新規に移住コーディネーターの設置の件、やはりこの町をよく歩いている人、各種イベントに参加して、なおかつ移住定住者に寄り添える人を選んでほしい。どのような考えで設置し、今後のコーディネーターに期待して、進めていくかをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、野口議員の再質問、移住コーディネーターの設置及び期待することということで答弁をさせていただきます。

平成30年度から開始しましたお試し移住体験、移住相談業務委託、空き家バンク清掃補助金などによりまして、空き家バンクの登録や移住希望者の訪問が増加してまいりました。現在は、その対応を企画課職員や移住相談業務委託者と協力して対応しておりますが、今回、移住コーディネーターを設置することによりまして、一層相談者のニーズに応えていきたいということを目的としまして設置をさせていただきました。

活動内容としましては、移住希望者に対する相談、情報発信はもとより、県外等での移住相談、関係団体等の連携や、先日、区を通じまして空き家調査をさせていただいた空き家対策など、住民の方の身近な相談相手としての役割も期待をしているところでございます。

ただ、今回は1名の採用ですので、今までどおり職員、移住相談業務委託者と協力して、体制をよりよく確立させていきたいというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

やはり本当に冒頭にも私が言ったんですが、県の推計人口で増加が7名ということで、後日聞くとはいったんですが、もしここで分かれば、このスピードというか、人口減が少しとどまったという理由が分かれば教えてください。

○議長（藺田靖邦君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 今の御質問ですけれども、まだ詳細な調査はしていないですけれども、毎月、これが静岡新聞等に掲載されておりますけれども、一番うちの人口の増減が多いのは死亡者の方の増減がやはり多い。それと、今、窓口にいて思うことは、出生される方が意外に多いということが原因だと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 突然の質問ですみません。最初から脱線して御迷惑かけました。ありがとうございます。

続きまして、質問させていただきます。

安心・安全のまちづくりの各家庭に配布する洪水・土砂災害のハザードマップが作成されるものは、前回のものと何が変わったか。また、出来るだけ早く配布が出来ればと思っています。この件についてちょっとお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 洪水・土砂災害ハザードマップの変更、また配布時期についてお答えさせていただきます。

現在の洪水ハザードマップは、約100年に一度の確率で発生が予想される大雨、これは大井川流域に2日間で551ミリの雨が降ったという想定で発生する洪水浸水区域を基に作成しております。

新たな洪水ハザードマップは、想定し得る最大規模の降雨、これは大井川流域に2日間で787ミリの雨が降った想定で発生が予想される洪水浸水想定区域を基に作成することになります。そのため、浸水想定区域は現在よりも増えることになります。

また、現在のハザードマップも浸水についての表記がありますが、浸水につきましては、垂直避難の参考ともなります現在の4段階から、7段階で表示するようにいたします。

土砂災害に関しましては、危険箇所の見直しが行われております。その結果、令和元年10月11日現在で、土砂災害危険区域が205か所から23か所増となる228か所となります。これまでは警戒区域のみの指定でありましたが、今回は特別警戒区域も指定されます。マップ上では、警戒区域が黄色、特別警戒区域が赤色で表示をするようになります。これらの内容を反映させて、ハザードマップを作成してまいります。

ハザードマップの配布につきましては、議員おっしゃられるように、出来るだけ早く配布する必要があると考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

ますます少子高齢化、また2025年に向かって当町は非課税世帯が多くなる中で、財源の確保に苦慮して、日々努力している担当者には頭が下がる思いです。今後の財政運営における川根本町の独自性も大事だが、将来負担を見据えていく必要があると考えます。令和2年度に行われる国勢調査の結果が注目されます。今後の財政状況にどのようなことが懸念されるかをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） これも従来からいろいろの機会で申し上げさせていただいておりますけれども、大変懸念を持っているということは事実でございます。

議員御指摘のとおり、国勢調査人口は地方消費税交付金でありますとか、普通交付税といった本町にとって欠かすことの出来ない、また、大きな財源の基礎数値になっております。中でも、普通交付税の算定におきましては、大変非常に大きなウエートを占めております。国勢調査人口の減少は、普通交付税の基準財政需要額の減少に直結するということとなります。

今年度普通交付税、基準財政需要額のうち、国勢調査人口を基礎数値としているものを計

算上、金額にして出しますと約16億円を超え、1人当たりの金額にしますと約22万円となります。

一方、国勢調査の際の人口の減少の割合、前回、前々回の国勢調査を踏まえて3期の平均で見ますと、いわゆる国調のたびに約860人の人口が減っております。これを今申し上げました22万円を単純に掛けますと1億9,000万円程度が減額となるということが言えます。

ただ、これはあくまでも今の状況の一人頭のコストと過去の国調で減っていた人口の状況を単純計算した数字でございます。

国の制度の中でも、人口減少の著しい自治体においては、普通交付税の算定においては様々な数値補正係数が設定をされております。次年度の算定においては、人口減少等特別対策事業費の費目が設定されるという情報も聞いております。

このように、当町のように条件不利地域等においても一定の配慮はございますが、冒頭申し上げましたとおり、当町にとっては大きな財源の減額等につながる大きな要因であるというふうには捉えております。令和2年度の当初予算を御審議いただいている段階ではございますが、令和3年度以降の状況につきましても、その状況を頭に置きながら、今後の対応については協議してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 国勢調査の速報値はいつ頃出るのか、最終的にいろいろなデータがそろってくるのは二、三年後だとか、ちょっと教えてください。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 国勢調査につきましては、令和2年10月1日を基準に調査を実施されます。速報値につきましては、年度内にお知らせがある見込みであります。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

総務課長もおっしゃったんですが、私も昨年も似たようなことを聞いて、答弁していただいた中で、やはりこれから少ない予算の中で、町長もおっしゃっていましたが、めり張りのある予算をつけながら、副町長も冒頭に言ったように、何ていうんですか、やはり今後も必要なときは必要ということでやっていただくということで、ありがたい話ですが、ただ、これからやはり、後でこの質問もしますが、医療・介護・福祉というのは、どうしても今後とも重要になってきて、また、どうしても必要な経費が多くなると思うんですが、その辺に対して、特別交付税以外にそういう福祉とか何かに対する県とか国の新しいそういう制度というか、新しい何ていうんですか、従来よりも何か新しい補助金、助成金等はあるでしょうか。分かる範囲でお答えください。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 申し訳ありません。現状において、それぞれ各課の中で様々な情

報は入っているかとは思いますが、今の段階で新しいこれがあるといったものについては、すみません、把握をしておりません。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

続きまして、質問させていただきます。

令和元年、令和2年度と予算計上が56億円台で推移して、3年前よりかなり減額、4年連続繰入金、町債発行等の増を極力抑えながら、メリ張りのある予算を計上していることは説明がされましたが、大変言い方が厳しいんですが、もう一度さらなる標準財政規模に近づけようと努力するならば、全体のスリム化、令和3年度からの予算編成を見越して、少しでも人件費と経常的経費の節減、施設の在り方、指定管理者、委託事業などを令和2年度のスタートと、これは私の希望というか、大変この話で先ほど言ったように、令和2年スタートと同時に、早めに次年度に関する事業の見直しを含め取り組むことが、その後の予算支出の適正化に向かい、ひいては第2次総合計画でも言う健全な財政運営の推進にもつながるような気がいたします。

そのために、今、積極的に進めてほしいというのは厳しいんですが、やはり前へ前へ行くためには、もう予算編成の秋の始まる前にいろんな意味で行革を含め、委員会等を開いていただきたいと思うんですが、その辺をちょっと、くくりが説明不足で悪いんですが、お考えを伺います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） まさしく議員言われるとおりでございまして、町としましても、そのような方向で対応してまいりたいというふうに考えております。特に、施設等につきましても、来年度、指定管理の更新の時期を迎える施設等もございます。行革の委員会においても、指定管理というよりは公の施設、町が持っている施設の今後の在り方といったものも当然見直していくべきだろうといった形の協議を進める予定でもおります。

各課におきましても、それぞれの業務の中で、まだ新年度スタートする前でありまして、新年度スタートするのと併せて、議員おっしゃるとおり、今後の対応について各事業を見据えながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 大変、酷な質問で申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

本当に議員としては、口ばかりで大変申し訳ないですが、先ほども言ったように現場の人たち、あるいは本当に各課を持っている課長さんをはじめ、室長さんたちの御苦勞というのは大変なことだと思います。その中で、やはり2年連続、特に令和2年度は昨年並みということでやっていただいているんですが、60何億から5億幾らの中で私は昨年も大変だったと思うんですが、この令和2年度の予算というのは、さらに厳しい中での精査だったと思いますので、ありがたく思っています。

続きまして、簡易水道事業のことでお伺いさせていただきます。

水道料金に対しての見直し等は、今後、水道委員会とかいろいろあると思うんですが、今後そのようなことは片隅にあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　ただいま御質問がありました水道料金の改定が予定されているかということにつきましてですけれども、やはり今現在行っている水道事業会計、当然これにつきましても、収入に見合った支出という形で事業計画を進めている状況でございます。

なお、今後企業会計になりますと、事業運営は収入に応じ、さらに厳しくなってくるものと考えられます。当然、今現在におきましても水道料金だけの収入では賄えていない状況であることから、過疎債や簡易水道債の借入れ、水道基金の取崩し等によりまして事業運営を行っている状況でございます。

今後におきましても、事業運営に必要な収入の大半は水道料金であることは間違いございません。そういった中で、現在、水道運営委員会におきまして、今後の中長期的な整備計画の策定と併せまして財政シミュレーションを行い、今後、計画に必要な事業運営に関わります財源確保のために今、水道料金の見直しを行っている状況でございます。

また、内容的なものは、まだ今検討段階でございますので、今この場でどれくらいの料金の引上げになるのかというのは、まだ今検討の段階でございますが、その辺はある程度方向性が出たところで、また皆様には御報告させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（藺田靖邦君）　　6番、野口直次君。

○6番（野口直次君）　　やはり水道料金の見直しということで、今、課長から答弁をいただいたんですが、やはり来年度以降も国保税の見直し、介護保険料の増、場合によっては今年度この異常なことが起きておりますので、まだ始まったばかりで失礼な言い方ですが、来年度は所得減も心配するし、また令和2年度は生活も苦しくなることも予想されます。人によっては、リーマンショック並みがあるのかなという新聞等ありますが、私が今日、節約しよう節約しようと言っているんですが、その質問とまた相反し矛盾するかもしれません、今の水道関係は、質問に当たり今後、水道料金という中で、値上げとか見直しという中で、一般会計からの繰入金が増も検討していただきたい。大変厳しい中で申し訳ないですが、実は町民利用者の直接の負担の軽減も視野に入れて、十分検討して、水道の維持管理を今後やっていただきたいと思っております。

その中で、やはり先ほどの答弁にもあったんですが、今後、私たちの町が、広域の水道、公営企業会計になっていく中で、これだけの町の面積の中で、一番整備計画で何が必要というのか、重点的にやっていかなければいけないかというのを分かる範囲でお答えください。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○**くらし環境課長（梶山正幸君）** 今御質問ありましたように、一般会計の繰入れにつきまして、これも今現在、法定内の繰入れを実際行っているところでございます。これにつきましては、今後も企業会計に移行するに当たっても、それは継続的に行っていただくように私どもものほうも要望はしてまいりたいと考えております。

今後の事業につきましてですけれども、今現在、大きな整備というのは本川根南部簡易水道、こちらの施設整備が大きな事業でございます。来年度におきましても青崎配水池の施設整備等、予定されております。こちらの整備が一段落しますと、大規模な改修事業というのが一通りめどが立つような状況でございます。

今後におきましては、やはりこれらの配水池から各家庭に配ります配水管の関係、やはりこれも老朽化している状況でございますので、その辺について今後、計画的な整備を考えていかなければならないと考えております。

また、それらにつきましては、公営企業会計に移行するに当たっての施設台帳の整備、そういうものに伴いまして、より明確になってくるかと思っておりますので、なるべく限られた財源の中で、効率よい整備を出来るように今後も検討していきたいと考えております。

○**議長（藺田靖邦君）** 6番、野口直次君。

○**6番（野口直次君）** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、教育関係の質問を再質問させていただきます。

教育関係では、最初に大枠の再質問をいたします。

当町の予算配分で教育費が占める割合は、特殊要素も我が町にはありますが、県下でトップクラスで、この3年間で連続14%を超えています。ここにしかない教育の里づくりは必要だが、一遍には見直しは出来ないと思うが、新年度スタートに当たり、それぞれが精査し、町の教育はどうあるべきか。先ほど教育総務課長も、みんなで考えるんだよということはおっしゃっていただきました、最初の答弁で。その延長になりますが、重複いたします。

行政、議会はもちろん、新しく本音で、先送りせずに町民を含め取り組むべき課題と私も考えております。その点について、重複しますが、何かあったら見解をお伺いいたします。

○**議長（藺田靖邦君）** 教育総務課長、森下育昭君。

○**教育総務課長（森下育昭君）** それでは、野口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和2年度においては、小学校において新しい学習指導要領がスタートします。また、令和3年度に、中学校においても新しい学習指導要領によって指導がスタートしますので、それに向けて準備、それから対応してまいりたいと考えているところであります。

また、昨年度から始めました今後の学校等の在り方についてのある程度の方向性を示すことが出来そうですので、それに向けて準備をしながら、その方向性の実現に向けた対応が出来ればなと考えております。

以上です。

○**議長（藺田靖邦君）** 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 小・中学校の毎年の修繕費は、予算ベースで大きな財政負担となっています。教育委員会の点検評価報告書にも記載されているが、大規模な予算が必要な防水関連工事など対応出来ない課題として、国・県に対して地震対策だけではなく、財源確保のために補助金制度の創設等を要望していると記載されていましたが、内容をお聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、野口議員の御質問にお答えをさせていただきます。
小・中学校の修繕経費についての御質問であります。その経費につきましては、これまでも必要最低限の修繕工事等を行っていただいております。

今後につきましても、昨年度から始めました、先ほど答弁でもさせていただいた川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会における今後の川根本町の教育の方向性に従いまして、計画的に整備等を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私、ちょっと説明不足で悪かったんですが、補助金制度の創設というのを要望していると言うんですが、まだ具体的には決めかねているのか、これからなのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） その補助金制度につきましては、現状においても文部科学省等の補助金制度がございますが、補助金を活用して整備をした場合に、今後のその方向性に従って、例えば校舎等を使わない場合もあり得るかもしれません。その場合には、補助金も活用出来ませんので、その辺においては今後の方向性に従いまして、それに見合うような形の補助金制度を文部科学省以外でも、例えば環境の関係でもありますし、その辺も踏まえまして対応してまいりたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

続きまして、私のさきの一般質問で、川高同窓会、留学生保護者に経費負担等、それなりの支援が出来ないかと伺った。その後の何か進展はあったかどうか、お聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

経費負担等につきましては、こちらから強制出来るものではないと考えております。これまでも、機会があれば高額な経費がかかっている点等について御説明をし、支援をお願いしてまいったところでございます。

その中で、ふるさと納税等により、川根本町に御支援いただいた方もあると聞いております。川根留学生として学業やスポーツ、地域の活動等に参加することにより、川根本町を好きになってもらい、川根本町を第二のふるさととして、社会人になった際に川根本町に協力

いただけるような支援を心がけてまいりたいと考えているところでございます。

また、保護者の皆様方に対しましても、機会を見て、引き続き支援についてお願いしてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ちょっと質問が難しいというか、大変な中でお答えいただきまして、ありがとうございます。

本当に留学生に来ていただきたい。それならそれなりに県がああいう状態ですので、町が頑張ることは分かるわけですが、今後、何かしらまた少しでも町の負担が減るようなことを考えていただきたいと思います。

続きまして、関連にもなりますが、川根高校を町として支援するにも限度があるのではないかと質問した経過があります。町長もいずれ限度があると答弁された。厳しい中、オール川根本町で取り組むべき課題だとして、みんなで共有していきたいと考えていると考えを示されました。毎年の必要な留学生の増加、当分は留学生制度はこのまま進むのか、予算上には見えてこない気がします。場合によっては、これ私個人的な意見が多いのかもしれませんが、近い将来、思い切った方向転換も必要になるのではないかと考えております。この件についてお答え願いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 答弁願えますか。

教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 現状の方向転換につきましては、特に現状においては考えておりませんが、やはり川根高校が存続することが必要であると考えますので、41人以上の入学者が出るような形の中で対応してまいりたい。

ただ、やっぱり経費がかかっていることも事実ですので、その辺も含めて経費負担等も検討してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 2つの質問は大変、何ていうんですか、お答えにくいことで申し訳ありません。

私がこの方向転換と言ったのは、あくまでも個人的な意見と言いながら、やはり先ほども言ったように、これはみんなである程度考えていく中で、方向転換というと180度とかいろいろありますが、そこまでは行かなくてもどうしていくかということで、後の質問にもちょっと関連して再質問させていただきますので、お聞きください。

行政も議会も共に町民に、川根高校に対し、町としてももう一度今後の支援の在り方、方向性を早急に具体的に示すと同時に、成果、これ数字と言うと言葉は悪いんですが、成果も出さないと納税者を含め住民にこの御時世、理解されにくいのではないかと私なりに考えて

おります。先ほど、その前の質問と重複するかもしれないですが、もう一度考えをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 重複質問ですが、よろしいですか。

○6番（野口直次君） 質問してなかったか。

○議長（藺田靖邦君） 少し時間をください。

○6番（野口直次君） すみません。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 今、野口議員がおっしゃった成果というものがどういうものかというのが、明確に分からない部分がありますが、先ほどの答弁でもお答えさせていただいたとおり、成果としては毎年41人以上の入学者があり、川根高校が存続出来ているところではないかと考えております。

また、課題におきましては、経費がかかっていること、また、さらなる魅力が必要であるということも課題としても考えているところであります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

私、成果とちょっと濁らせた質問でしたので、申し訳ありません。

やはりある程度、まだ高校生で、先ほども教育総務課長がおっしゃっていた長い目でやはり見ていただきながら、また第二のふるさとということで、いろいろな面でまた3年、ちょうど思春期の子供たちというのは私は3年だけと言うより、3年が結構思い出とか印象に残っていることと思いますので。

ただ、やはり私自身としては、ある程度お金をかけていると、何ていうんですか、数字ということ先ほど濁らせたんですが、ある程度こういうところに進路に、プライバシーもあるとは思いますが、こういうところに進路に行ったよ、だんだん増えてきたよというようなことをもし、表面には出来んかもしれないが、そういうことの意味で質問をさせていただきました。

これに対して答弁は要りませんが、ただ、そういう内容を含めて、奥歯に物を挟んだということで御理解していただきたいと思っております。

少し長くなりますが、質問を続けさせて、質問じゃなくて自分のあれを、意見を言いながら、次の質問にいきたいと思っております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君、的確にお願いします。

○6番（野口直次君） はい、じゃ、自分の意見を申し上げます。

私がいろいろ質問してきましたが、教育関係に。川根地域には、地元には川根高校、つまり高等学校が必要な人たちも必ずいることも事実で、その人たちのためにも存続は大事であります。当町に高校を残すには、私はいろいろな選択の余地、方法はまだまだあるように思

っております。

そんな折、なぜ地元の生徒が半分も来ないのか。川高というのはすばらしい、魅力がたっぷり、公営塾も充実、部活動も特色あるカヌー、郷土芸能、何よりも子供たちが明るく挨拶も出来、楽しんでいるよといろいろな私を含めてPRをして、関係者が日々努力をしております。

ところが、なかなか増えない現実。今月、中学を卒業する人にお話を聞くことが出来ました。その子は、はっきりと川根高校には魅力がないと答えました。将来、ある職業に就きたいと思っているので、そのために早い時期から高校を選ぶ。私は、こんな返事、言葉が中学生から返ってくるとは思いもよらず啞然としました。

教育委員会も今後の在り方とかいろいろで、また幼稚園とか保育園、あるいは小学校の出前的に始めていただいているんですが、もう一度早い時期から子供一人一人に真摯に渡り合っていたら、この1点をお願いして、教育関係の質問を終わり、次の質問に移らせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） じゃ、6番、野口直次君、答弁はいいですか。

○6番（野口直次君） 結構です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 続きまして、農産物ですか、産業振興と、あとスタートアップのとき集中支援ということで、その質問に入ります。

農産物出荷事業補助金が、新規農業者のみに突然に変わった理由と、継続を考えていないかということでお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 農産物出荷事業に対する補助金の件ですが、これは平成26年に川根清涼野菜出荷協議会が、川根農産物直送便を走らせるということで、その手数料の一部を応援しましょうという制度で、当初は3年間補助しようということでスタートしました。3年たちまして見直しをして、もう3年ということで、合わせて6年間応援してきたわけです。

出荷の方々は、もう方法と要領も把握したということで、これからは新規の方を増やしたいということで、制度を見直しまして、新しく出荷される方に対する補助に切り替えたということで進めていくということです。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 新しい、例えば野菜作物とか出荷に手数料ということで、3年を延長して6年やっていただいたということの内容は分かっているんですが、やはりまだまだ若手の農家の自立ということに対して、私の大きな質問にもあるんですが、今後、まだまだよちよち歩きの状態でありますので、何らかのこの出荷事業補助金継続には限りませんが、今後も、先ほどの答弁にもあったんですが、やはり温かい目で見えていき、決して甘やかすわけじ

やないですが、やはり全国で35歳以上の方は、農業就農者はわずか5%だそうです。

それで、農家の平均は68.5歳、食料自給率は39%、専業農家の収入も驚く数字なんです、全国平均で、主に水田が多いと思うんですが、約200万程度のために、ほとんどが兼業農家、農業外収入で全体の6割を占めている中で、やはり夢を持ってやっている人たちが、この出荷奨励のあれにも本当に若い方がいただいていますし、また当然、農林業の補助金は手厚い中で、建物とかあるいはそういう設立当初のあれは非常に手厚くしている中で、やはり収益向上というのがなかなか農業の場合はサラリーマンと違って見えてきませんので、特に初期投資が全国で平均約690万かかっているそうです。

そのために、すぐどうということは言えませんが、スタートアップの意味でやはり重点支援、人材育成の観点からも、もう一度考えていただくことが出来ないかということで再質問をさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 若い方が農業に取り組む場合に青年就農交付金等があるんですが、その交付金を受けるに当たっては、町の認定審査会ということで詳しく経営内容を審査します。何をやって、どこに売って、幾ら売上げがあつて、経費がどのくらいかかかって、これなら継続的に農業でやっていけますねという審査をします。そちらのほうで、軽はずみに農業をやりたいからといって飛び込んでも、長続きしなければどうしようもないものですから、継続的に出来るような審査をして、それで独立出来るとなったら、初期投資の制度資金などもありますので、そちらを紹介していらっしゃるところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

前回もいつか質問したのですが、またもう一度くどく質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

安定経営のためにも収入保険制度が欠かせないと私は考えております。茶共済加入費補助金も年々農家の加入者が減っていて、来年度の予算も前年度に比べれば減っております。収入制度も多少問題があるということも説明を受けたんですが、農家全体の作物が対象となっている収入保険は、先ほども述べましたが、今後の若手のためにも、補助金というんですか、町としても設立を願えればと思っておりますので、その点について再度お聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） さきの議会でもお答えしたことがあるんですが、収入保険につきましても、積立金というような性質もありますので、補助は難しいのではないかとことです。

県内の他市町の状況ですが、この保険に対する補助はやっていないということになっております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

最後に、自分のちょっと話をして終わります。

総務課長にまたお叱りを受けるかもしれませんが、最後になります。農林課長とは、長い間、一般質問をさせていただきました。ボールを投げる私が悪かったのか、かみ合わないことが多かったです。でも、楽しかったです。ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩とします。再開は10時10分としますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、澤西省司君、発言を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） おはようございます。2番、澤西省司です。通告書に従って質問をさせていただきます。

現在、我が町をはじめ、志太榛原・大井川流域などのほか、大井川の水資源を利用している市町はリニア中央新幹線建設の件で、マスコミに多数取り上げられ、他県に知られるようになってきている。

しかし、それは川根本町が目指す自然のすばらしさや伝統的な林業、川根茶などの周知発信とは別物である。我が町のよさを町民と共有するための努力は、自然との共存との中で、活性化であり、子供が愛着を持てるまちづくりである。低迷する川根茶の復興など官民一体でなければならない。そして、我が町の良さを世間に広めるための努力は、国内外からの観光客の皆様などの満足度を高めるものでなければならない。

南アルプスユネスコエコパークは、世界的な活動をしているユネスコが登録したもので、保護する自然環境とそこでの地域住民の継続的な活動も含めて、登録する制度である。川根本町全体が、南アルプスユネスコエコパーク登録という冠を有効的に使い、一丸となって川根本町を発信し続けていくことが「水と森の番人が創る癒しの里」を確立していくことになるのではないかと思います。

我が町並びに南アルプスを取り巻く10市町村の共通のロゴマークを、今後みんなでさらに磨き、多くの皆様にブランドとして認知していただけるレベルまで大きく育てることが、各市町村の諸問題を解決していくキーワードになると強く思っております。

さて、本日のメインテーマは、登録された南アルプスユネスコエコパークの知名度をツールとして町の魅力を発信することが、川根本町のブランド力向上になるのではないかとあります。

一つ目の項目として、南アルプスユネスコエコパークは、2014年6月に登録されているが、町は南アルプスユネスコエコパークに関してどのような取組や情報発信を行ってきたかであります。2月に川根本町議会として、山梨県南アルプス市に視察に行ってきましたが、南アルプスユネスコエコパーク登録以来6年たつのだが、ユネスコエコパークというものが市民に対して知名度や理解がまだまだ進んでいない状況とのことです。ユネスコエコパークに認定されたというだけでは、市外からの観光客は増えないという現実を知りました。

国内においてユネスコエコパークは10の地域があるが、静岡県では唯一南アルプスユネスコエコパークであり、なおかつ川根本町と静岡市しか登録されていないのである。このレアな状況をもっと鋭敏な感覚で受け止めないようでは、ツールとして絶好のチャンスを生かせないのも無理はない。

ユネスコエコパークがどれほどのものか理解する難しさもあり、10市町村の力のかけ具合が分からないのだと思うが、町長はこの辺のところをどのように理解し、町の魅力や活性化のために今後どのようにユネスコエコパーク事業を進めていくのか、お考えを伺います。

幸いにも我が町長は、南アルプスユネスコエコパーク協議会の副会長の席にあり、10市町村での会議において可能性を追求するだけでなく、静岡県知事が申し述べている南アルプスエメラルドネックレス構想の滴になるとの高い目標を掲げていただければと思います。

二つ目の項目として、川根本町全体が南アルプスユネスコエコパーク登録エリアである。主産業であるお茶をユネスコエコパークに結びつけて、広報を宣伝して、川根茶復活の起爆剤にしていく考えはないかとあります。

私はほかの市町の方々から、もっとお茶を売り出したほうがいいと言われることがある。川根茶の知名度はまだまだ低いのかなとふと感じさせられます。

お茶の宣伝はなかなか難しいテーマだと思っておりますが、古くからの地場産業の中心である川根茶が長期間にわたり低迷している現実を変えようという意欲さえあれば、チャンスは幾らでもあると確信しております。例えば、町民が川根茶を中心に長年にわたり茶産業を築き、お茶を生活に取り入れた文化は、まさにユネスコエコパークの理念そのものだと思います。ユネスコエコパークの知名度を活用して、川根茶を代表する煎茶を売り出すことは、新たな戦略としての価値ありと見ます。

では、どうするのか。南アルプスユネスコエコパーク共通のロゴマークを町の重要拠点のみならず、街道ののぼり旗からまんじゅうの焼き印に至るまで、町中ロゴマークだらけにするくらいの意気込みで、県外や国外の多くの皆様に知っていただき、このロゴマークをブランドだと認知していただけるレベルまで磨き上げ、川根茶に印字することで川根茶復活の起爆剤とすることです。川根茶売上げ拡大の対策などを今後どう考えて、どう進めていくのか、

お考えをお伺いいたします。

三つ目の項目として、奥大井音戯の郷が出来て20年ほどになるが、今後、多くの観光客の皆様にも南アルプスユネスコエコパークの拠点として情報発信していきたい。自然と共に生きてきた生活を、資料館やまびこに学び、ネーミングも新たにリニューアルオープンすることにより、にぎわい創出の核となるかであります。

千頭駅が観光の拠点となっていることは間違いない。SLに乗車してきた観光客、バスでの乗り換え、マイカーで来てアプト鉄道への乗り換えなど、千頭駅周辺において多くの観光客が周遊している姿を見かける。そこに南アルプスユネスコエコパーク情報発信を前面に押し出した中心施設としてリニューアルオープンすれば、わくわく感も出て、今後、館内で何をしていけばよいのか、おのずと見えてくるのではないかと。

町長が、議員と共に霞が関に陳情に行った際に、環境大臣に南アルプス光岳のインパクトや南アルプスユネスコエコパークを御説明したように、多くの県内外の観光客の皆様にもロゴマークを印象づけながら、南アルプスユネスコエコパーク一色で宣伝することが、川根本町のキャッチフレーズの「水と森の番人が創る癒しの里」のイメージに沿った町の魅力を伝えるためのまちづくりの方向性が整うのではないかと思います。町長は町の魅力づくりや町の活性化を促進するために、奥大井音戯の郷を今後どのように活用していこうとしているのか、お考えを伺います。

四つ目として、ウッドハウスおろくぼは、町内唯一の町営の宿泊施設である。町営施設として今後の運営方針について、どのような考えを持っているかであります。

平成元年のオープン以来、県立自然公園の玄関として多くのお客様に町の魅力を発信して、貢献してきたことは言うまでもありません。観光シーズンの幕開けを告げるアカヤシオに始まりシロヤシオ、そして秋の紅葉という観光客の皆様向けの宿泊を提供してきたが、昨年4月より林道南赤石線の崩落により通行止めが続いています。この状態ではウッドハウスおろくぼの今後の運営方針云々言う以前の問題が続いております。

1週間ほど前に崩落現場を見てきましたが、視界の利く100mより先に問題の箇所があり、ドローンで亀裂など確認してあると建設課より聞いていますから、大変な状態が続いていることは理解しております。

現在、国の直轄治山事業も行われている大札山から奥への一帯は、奥大井県立自然公園特別地域に指定されています。山犬段周辺は、ブナの原生林の南限であり、静岡の自然百選や水を育む森百選にも選ばれています。さらに、静岡大学農学部の森林生態系部門で、南アルプスフィールド中川根として宿泊出来る研究施設がありますが、学生もフィールドでの研修が出来ない状態なども含めて、町長御自身が県に林道赤石線の復旧事業を強く要望していただければと思います。

今までどおり、県立自然公園内を多くの皆様を訪れ、町営施設として今後の運営方針についてどのような取組をしていこうとしているのか、お考えをお伺いします。併せて、ウッド

ハウスおろくぼの利活用、交流人口の増加、地域の活性化を図る考えはないか伺います。

五つ目の項目として、役場において、こうすれば面白いとか、こうすれば改善出来るとか、こうすれば農業収益が上がるなどのほか、もうこの事業はやめようなどという発想をする部署はどこですか。現在、機能していますかという問題であります。

年間4回の一般質問の機会に、議員より改善などに関連した提案がなされています。全てが的を射ているとは言いませんが、中にはいいところに目をつけているといった内容もあるが、担当課で検討すればいいという問題と、行政全般で検討しなければならない問題がある。

後者の場合、それを検討する部署が行政の中にはないのではないかと感じています。なぜなら、各課をまたぐ町の改善提案が少ない気がするからです。

私の本日の項目は、南アルプスユネスコエコパーク関連の改善や改革案です。複数の課にわたり、各課が歩調を合わせ、一丸となってこそその内容です。仮に、検討の価値があったとしたら、行政全般の案件としてどこの誰が検討しているのか分かりません。それゆえ、このような質問に至ったわけです。

私が気づかないだけで、本当は町全般の行財政改革案が行政の中に多数あるかもしれませんが、しかし、議会に情報提供されていないから問題を共有出来ていないことにつながり、無駄な重複作業になる可能性もあると思っております。

財政事情の厳しい川根本町においては、こういった問題を解決していく仕組みづくりは、重要な問題だと思いますが、町長はどのような改革案をもって取り組んでいくのかお伺いいたします。

最後に、私が最近すばらしいと感じた行政側の改善事例の一つ。高齢者福祉課の外出支援サービスです。4月よりサービスの一部変更により相乗りとなりますが、利用料金が約半額になったという点は大変すばらしいことです。

注目点は、青部バイパスを通った外出支援の車に、旧本川根と旧中川根の町民が一緒に乗って、病院まで行ってくるという点です。町長がバイパス開通のおかげで町が一つになったと言ったことを、まさに具現化したい事例だと思います。いかにも町が一つになっている最高のモデルではないでしょうか。町長は、考え方の参考にしてみてくださいと発言すべきところだと思いますが、いかがですか。

以上で演壇からの発言を終了いたします。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君、最後のところは通告にないということで答弁はよろしいですね。

○2番（澤西省司君） はい。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、答弁を求めます。副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 澤西議員の御質問にお答えいたします。

南アルプスユネスコエコパークにつきましては、2014年6月登録から現在5年を経過して

おります。

ユネスコエコパークは「自然と人間社会の共生」を基本理念としております。この考えを基本に、自然と文化を守りながら、連携市町村との情報を共有し、PR事業の普及啓発、エコツーリズムの推進など、地域資源を生かした取組を行っております。

今後につきましては、継続して事業の推進、情報を発信しながら、町の魅力を発信していければと考えております。

なお、議員により御質問の個別事項につきましては、担当課長より答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） それでは、南アルプスユネスコエコパークの取組のほうから御説明させていただきます。

3県10市町村で構成する連携協議会では、2か月に1回、担当者による地域連絡会を開催し、情報共有、課題提起を図りながらPR事業を展開しており、静岡市と構成している連携協議会につきましては、自然環境保全事業や「南アルプス登山観光情報」ガイドブックの作成や「いかわね新聞」の発行などの啓発事業を行っております。

また、本町独自の取組といたしましては、エコツーリズムの推進や普及啓発による活動を実施し、町内にある情報発信施設を中心にPRをしているところでございます。

次に、音戯の郷の御質問でございますが、もともとこの施設は自然を五感で感じることに、人間と自然との共生による礎になると考え、地域文化と感性の育成及び情報発信の場として機能させることも目的の一つとしてございます。トップシーズンやトーマス運行時におきましては、パネル設置や啓発品でのエコパークのPRも実施をしているところでございます。

施設のリニューアルも含めた活用につきましては、現状及び今後の方向性を見据えた上で、施設をどのようにしていくか、今後の在り方を検討していく必要があると考えております。

次に、ウッドハウスおろくぼにつきましては、指定管理者制度導入により、民間の指定管理者により施設を運営しておりますが、来年度5年目を迎え、指定管理期間が満了となります。

今後は、この施設の本来の目的にそぐう集客とサービスの充実を図ることに加え、天文台や周辺の資源を含めた中で、施設の運営方法を考えていければと考えております。

いずれにしましても、次年度、期間満了に当たり運営状況を検証しながら、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 澤西議員の五つ目の質問にお答えさせていただきます。

各事業につきましては、事業の発想等でございますけれども、専門担当しております基本

的には担当課で起案をしていただくことであります。いろんところで情報を集めて、事業を組み立てていただいております。

ただ、新規事業の企画や見直しについては、基本的には担当課ですけれども、事業を進めていく上でP D C Aのサイクル、プラン、ドゥー、チェック、アクションという改善をしていく仕組みを確立していく上で、毎年、総合計画に係る事業ヒアリングを11月頃、各課で来年度事業で挙げられたものについては挙げていただいて、ヒアリングをしております。その中で、新規事業を含む事業の検証を行いまして、新年度の予算編成に取り組んでいるところでございます。

総合計画等の取りまとめについては、企画課が担当しておりますが、ヒアリングにつきましては、財政面と併せまして総務課と合同でヒアリングを行っております。その時点で、考えられる問題点とか、ここと関連するからということでの課題等を与えて新規事業、または事業の継続とかについて検討させていただいているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 再質問を行います。

南アルプスユネスコエコパークのブランドを町の発展や行政改革にどう活用してくかという点ですけれども、世界遺産などには世界中から多くの皆さんがやってくるが、南アルプスユネスコエコパークというだけでは、先ほども申し上げましたように、多くの観光客の来町は期待出来ない。何らかの発信を町が取り組まなければ、知名度は上がらないと思います。

南アルプス地域にせっかく頂いた冠ですから、積極的に発信していく必要があるとは思いますが、エコツーリズム推進事業の予算が668万9,000円という内容では、従来とそう変わらないという点から、現状以上の面白い発信が出来ないと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） エコツーリズム推進事業につきましては、実績またはその効果を見ながら次年度における事業計画をしてございます。実際、実施者でありますエコティかわねさんの検証による考え、また町の推進事業の取組に関する考えなどを踏まえた中で、新規事業などを取り入れながら進めている状況でございます。

また、エコツーリズム推進のエコツーリズムとは、発信だけではなくて、自然や環境、文化や歴史について楽しみながら学べる観光のこともありますので、その点も踏まえて来年度におきましても新たな事業も計画しているところでございます。

予算につきましては、事業の内容によりまして流動的な面もございますが、今後につきましても新しい取組を検討しながら推進事業をしていきながら、町の魅力を発信していければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 現状においては、ユネスコエコパークの推進事業ということでエコツ

ーリズム推進事業、私もそれで十分間違いないと思います。もっと力を入れていかないと、私が先ほど演壇で言ったような流れにはならないというところを、今から再質問でいろいろやっていきたいんですけども、ユネスコエコパークがそもそもどれほどのものかというところを、川根本町だけじゃなくて10市町村みんな、いろいろつかみどころがつかみかねているというか、思い切った施策を打てないというそういうところもあるんですけども、私は少し違った角度からユネスコエコパーク登録に着目してみたらどうかと思ひまして。

現在、ユネスコへの拠出金は中国が世界一で、登録数が34か所と日本の3倍です。なぜ中国はユネスコに投資しているのだろう。昔から華僑と言われる人たちは、商業の面において錬金術にたけて世界中で成功している。要は、金の匂いに優れた嗅覚を持っていたと推測出来るわけですよ。GDP世界第2位の中国政府がユネスコエコパークは、環境問題や一般の観光客などのことも考慮すれば、将来国益になると考えていると見ても不思議ではない。将来、中国はロゴマークなどを宣伝し、ユネスコエコパークは、中国のブランドだなどと国内外に発信することもあり得るかもしれません。

ブランド感覚を身につけた中国からのお客様に対して、私たちはどんな用意が必要か。演壇で述べたように、南アルプスユネスコエコパークのロゴマークをブランドとして認知していただけるレベルまで大きくブラッシュアップしたり、ブランディングしたりして、大きくしておくということが、この町では、この町だけではなく10市町村では大切なことじゃないかと思ひます。

そういう流れを考えれば、将来、ロゴマークさえついていけば何でも売れるなんて想像すれば、少しはエコツーリズム推進事業の予算を増やしてみようという気にはなりませんか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ロゴマークを活用して、発信という意味の御質問かと思ひます。

ロゴマークにつきましては、申請者、使用媒体等の条件について運用規定というものがありまして、その中に条件は明記してございます。現在、看板、ポスター、またパンフレット等に加え、農林業の産物や加工品、商品やパッケージ等にも条件を満たすことが出来れば、使用可能でございます。

また、商工会との経営支援の会議の中におきましても、販路開拓事業にロゴマークを利用していただくよう、推進をしているところでございます。

今後もロゴマークにつきましては、利用の推進も図りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そのとおりですね、ロゴマークは積極的に使えるんですから、使っていくようなことで周知していけば、なおいいいことがあるじゃないかと私は考えております。

それで、予算が増えれば、こんなエコツーリズム推進事業も面白いじゃないかという案も持ってきましたが、ちょっと時間の関係でそれは差し控えて、次にいきたいと思います。

次は、お茶の関係でございます。

お茶の宣伝は、なかなか難しいテーマだと思っています。平成20年から平成30年度にかけて、荒茶の生産量は右肩下がりで、半減しております。お茶を生産している人々の生活向上のために、お茶の単価に歯止めをかけるだけではなく、V字回復させる戦略が必要だと思っております。南アルプスユネスコエコパークのロゴマークをツールとして販売戦略を考えれば、売上げ増の起爆剤になると思っております。

川根本町にとってお茶は大事な商品です。全力でブランディングすれば、チャンスは必ず開けてくるはずですよ。

日本全国でユネスコエコパークとして10の地域が指定されています。エコパーク移行地域の中でお茶を主力として生産しているのは、川根本町と静岡ですから、南アルプスユネスコエコパークを利用して、国内のみならず今は世界に売り出すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） お茶の商品にもロゴマークは使用するのには可能かと思っております。

また、エコパークの中で事業の中におきましても、県内外のイベント等におきまして、町内の茶商さんも出店していただきまして、お茶のPR販売をしているところでございます。また、エコパークに絡めまして、本日、宣伝も兼ねて持参しましたけれども、このような川根町のティーバッグも今年度、来年度と作成して、PRに使いたいと考えております。

このような関係でロゴマーク等を利用して、お茶の販売促進にもつながっていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ユネスコエコパークのロゴの入ったお茶の入りのやつですけれども、大変素晴らしいと思います。

一つ、私、海外戦略ということで、今ちょっと話をしているんですけども、それだとどうしても日本語しか読めない私たちはいいんですけども、外国から来られるお客さんは、アルファベットでユネスコエコパークとかというふうに説明書きが入っていないと、ちょっと分かりにくいという点は、前々から申し述べているとおりです。

お茶の話ですので、農林課のほうで答えさせていただけるかと思いましたが、意外や意外、観光課のほうで答えるとは私はうっかり焦りました。

では、今度は答えてもらえるかどうか分かりませんが、川根茶の逆転勝ちという戦略という話です。商品というものは中身も大事ですが、まずお客さんに手にしていただければ

しようがないです。ラベルとかキャッチコピーやブランド感覚みたいなものが大事なんです。何よりもお客様にロゴマークをブランドとして認知していただく必要があります。

南アルプスユネスコエコパークのロゴマークを川根茶の上に印刷して、販売するわけです。世界中124カ国701の地域に広まっているユネスコエコパークですから、海外の富裕層の方はユネスコエコパークというものを御存じだと思います。

静岡空港で海外のお客様にティーバッグ入りの川根茶を手にしていただくイメージですが、海外の方がいらしています。例えば、ここに私、持ってきましたけれども、これ川根茶の袋ですよ。ここへ仮に観光客の皆さんが、左手にぱっと手に持って川根茶、右に掛川茶、静岡茶とあって、さあどっちにしようかと当然迷われると思います。どっちにしようかな、一瞬。でも、そこに何らかの決め手を織り込んでおけば、これだな、こっちのほうがユネスコエコパークのブランドが入って、しかもユネスコエコパークという文字も入っていれば、おっ、こっちにしようという気持ちになるわけですよ。そのブランドのロゴマークを見た瞬間に、まず手に持ってもらえる、そういうことなんですよ。

幾つも幾つも商品、私、静岡空港、ちょっと見にいってきましたけれども、ほかの日本平でもそうですけれども、お茶がいっぱいあって、お茶が、私、日本人ですけれども、どれにしようかななんて軽く考えたときに、取り出せないんですよ、どれにしようかと。何か目印をつけてやらないと。

そういう意味でこのロゴマークというのは、世界に通用するものだということで、一つ非常にいいということだと思います。

しかも、今、皆さん御存じのように、何回も聞いたことがあると思いますけれども、ジャパンブランドという言葉を知っていると思います。要は、メイド・イン・ジャパンです。メイド・イン・ジャパンという言葉は、もはや単なるローマ字のつづりじゃなくて、これ自体がもうロゴマークのようなものなんです。メイド・イン・ジャパン。テレビとか、何かとかを見ていけば、非常にありがたい。メイド・イン・ジャパンと書いてあることに、あっ、日本のものだということで、海外の皆さん、非常にこれ喜んでおります。

ですから、このメイド・イン・ジャパンをこういうところに、表に入れるんですよ。普通常識的には裏へ入れます。しかし、もう荒茶の生産量が半減している今は、そんなこと言っちゃいられません。お客さんが、ぽってつかんだ瞬間にメイド・イン・ジャパン、これだけ、これだったらお土産にちょうどいいと喜ばれると、こういうふうに思ってもらえることが大事なんですよ。

もう一瞬で、いろんな茶銘柄があっても、全部日本語で書いてありますから、外国の方はどのお茶でも関係ないです。手にとってもらったほうが勝ちなわけです。そういったことが大事だと思いますので、海外向け販売戦略においては、お客さんに取らせる、そこが全てで、そういうことをすることによって、ほかの市町のお茶よりもアドバンテージが絶対に川根本町のお茶にあるということで私は思っておりますけれども、その辺についてはいかがで

すか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 澤西議員からお茶の販売について、一つの提案ということで承りました。

川根本町では、もう一つ、世界農業遺産、静岡の茶草場農法というのに取り組んでおりまして、それを利用して販売をしている方もおります。ユネスコエコパークを利用して、どのぐらい売上げが上がるかということもあるんですが、ぜひお願いしたいことがありまして、川根本町ではお茶の生産者、茶商さん、関係者、一堂に会する町の茶業者大会がありますので、そこで議員の提案をしていただいて、茶商さんがどのように反応するかということもありますので、そういうこともしていただけたらなと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） いい提案ではありますけれども、お茶を知らない私が講演をしたら、もうお茶会も末だ、世も末だと思って悲観するお茶屋さんが多くなると思いますので、それはちょっと辞退させていただきます。

私が、静岡空港でお茶の販売にこだわるのは、以前、杉山町長の時代に、静岡空港開港を見据えて川根お茶街道推進協議会が、外国人観光客に向けた川根茶のパンフレットを作成しています。英語、中国語、韓国語に対応しており、これこそが川根茶の世界戦略なのかと感心して、私は新聞の切り抜きを今までずっと大事に持っていました、これすごいなと、世界戦略まで考えているのか、この町は、お茶。

しかし、現在、静岡空港では川根茶を売っておりません。私は、この話は、せっかくこういうふうな長期にわたる展開、戦略を立てていたにもかかわらず、完結に向かっていない。そういうことで、静岡空港で何とか販売をしていくべきだと私は思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 空港で川根本町産のお茶が少ないかと思いますが、なかなかあそこに出品する、販売する手数料等がかなり高額だと聞いております。大手のお茶屋さんなら出来るけれども、小規模なお茶屋さんではなかなか手数料がかかるということを聞いておりますので、その辺がちょっとネックになっているのかなと思っております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） いろいろ問題はあると思いますが、越えられないことはないと思いますので、その点を十分御承知おいて、残り少ない時間でありまして、全力で頑張ってくださいと思います。

次は、国内販売の戦略です。実は、町の行政職員からのアドバイスを受けての提案ですが、南アルプスユネスコエコパークを国内において普及啓発、促進させるためにも、ユ

ネスコエコパークのロゴマークをつけて、流通販売することは有効ですと。それで、静岡県愛飲茶条例に基づき西伊豆町などにお茶を供給していますが、供給事業のパッケージにロゴを表示するなどして、西伊豆町を足がかりに伊豆ジオパーク関連の土産店などに販促活動することもありだと思います。

さらに、本元の南アルプスユネスコエコパーク10市町村では、長野県はリンゴと柿、山梨は桃とサクランボ、川根本町と静岡はお茶というように競合しないので、お互いにロゴマークをつけて、お互いの道の駅などで普及販売をお互いにするによって発信することも出来ると思いますし、川根本町単独で頑張っている場合ではないと思います。

ユネスコエコパークのロゴマークを広く周知、発信させるためには、年に1回くらい10市町村共同で南アルプスユネスコエコパーク物産展を、東京や観光客の多いところで実施すれば効果は絶大だと思いますが、いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 答弁願えますか。観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） PRの件でございますが、エコパークの先ほど言いました連携協議会等で、例えば山梨県でイベント等をやったりもしております。毎年数回にわたってエコパークの宣伝のイベント等を開催しておりますので、その中で活用していければと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 先ほど出ました西伊豆町のお茶の販売ですが、川根茶倶楽部という団体を作りまして、茶商さんが3件、生産者が3件で構成されていますが、川根茶倶楽部というシールを張って販売しています。それに併せてユネスコエコパークのシールなりパッケージを利用出来るのであればということで、この次の会議に提案してみたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） よろしく願いいたします。

では、音戯の郷へ、ちょっと時間も少ないですのでいきます。

私の抱く音戯の郷のイメージは、申し訳ないが音戯のお城です。塀囲いといい、門構えといい、まるでお城の造りのようで、人を寄せつけないとか拒んでいるイメージです。観光客を招き入れたいというようなありようではないような気がいたします。門構え風の売店も何か工夫の余地がありそうですが、とりあえず壁をすべて取り払い、オープンカフェを開いたら必ずにぎわいのエリアになると思います。

ここで皆さんにも想像していただきたいのですが、外国の映像でよく見かけるパラソルつきのテーブルで、川根茶専門のスイーツカフェにいたします。もちろん柚子などを使用したオリジナルスイーツは欠かせないと思います。高台ですから、出入りするSLや電車の汽笛や音を耳で楽しみながら、多くの観光客の皆様が周遊している風景などを目で楽しみ、トーマスに喜ぶ子供の姿もあるでしょう。ゆったりした時間を川根茶と共に高台から望む風景を

楽しむ観光客の皆様をイメージ出来ませんか。

欲を言えば、日本茶インストラクターの資格をお持ちの方などがサービスに従事していただければ、土産としても煎茶の売上げも上がるのではないかと思います。

リニューアルオープンする価値がそこにあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 施設のリニューアル等につきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、今後、施設をどのようにしていくか、方向性を見据えた上での検討になるかと思えます。

ただ、議員のほうから御提案のあった内容につきましては、一つの御提案として参考にさせていただきますけれども、町が行えるもの、また、そうではない事業等もありますので、その辺も踏まえて検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 音戯の郷の件に関しては、私以外にも後からのちょうどほかの議員もそこを話されるということで、議員からも注目している音戯の郷でございますので、今後の検討のほうをよろしく願いいたします。

次は、ウッドハウスおろくぼでございます。

蕎麦粒山周辺では、ブナの原生林など多くの自然が残されており、テン、アカゲラ、コマドリ、オオタカ、ゴジュウカラなど、私でも当たり前のように見ることが出来ます。自然観察や環境研究などで大学にゼミやサークル活動などでウッドハウスを利用してもらう可能性をどう考えていますか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ウッドハウスおろくぼにつきましては、いろいろな資源を活用出来る施設と考えております。

例年、今年度におきましても、中央大学附属中・高校生が13人、愛知県の中京大学天文クラブの方が40名ほど合宿、またサークル等で利用していただいております。そのような中で、建物の横に伝習館もございます。そのようなものも活用していただきながら、利用していただければと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そのような状況を広げていくこともありがたい話ではないかと、私は思っております。

現在、斜面崩落で通れませんので、どうしても観光客の皆様の御利用が少ないというところを補う意味でも、私は東京の大学にユネスコエコパークとはどういったものなのか、川根本町のウッドハウスおろくぼに2泊3日くらいの南アルプスユネスコエコパーク研修ツアーに来ませんかと案内を出してみるのも面白いと思います。ウッドハウスおろくぼには、天文台もあり、東京では星を観察することも出来ないなど……

○議長（藺田靖邦君） 澤西省司君、質問の制限時間を超えていますので、簡潔に願います。

○2番（澤西省司君） はい。

利用価値の判断など、むしろ大学側に見出してもらうほうが早いかもしれません。農林系や環境関係の大学もいいが、意外性として有名女子大学などが面白いのではないかと思っております。

例えば、日本女子大学、津田塾大学、お茶の水大と、彼女たちお嬢様は、世界の大都市や美しい海や山は知っているかもしれないが、田舎のユネスコエコパークの生活は一度見ておくほうが将来のためになると教授が考えれば、研修地として可能性はあります。

利用してくれる大学があれば、交流も出来ることになる。さらに、貴重な意見を聞けるばかりでなく、学生たちのスマホによる情報発信がどんなイメージなのか興味深く、思わぬ効果や利点もあるかもしれない。

このような利活用の模索をどう考えますか。

○議長（藺田靖邦君） 許された時間、30分が過ぎましたので、質問を最後とさせていただきます。

答弁願います。観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 先ほど申し上げましたように、ウッドハウスおろくぼは、天文台や周辺の資源を含めた中で様々な活用をしていきたいと考えております。

議員が言われましたように、現在、大学生も利用している中で、さらにリピーターを含め、いろいろな大学の方にも利用していただきながら、交流を図ればと考えております。

また、伝習館等では、研修としても利用出来ます。そのような中で、企業の方にも研修等で利用していただければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） これで澤西省司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分とします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、石山貴美夫君、発言を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 3番、石山貴美夫です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今年はオリンピックの年ということで、にぎわいのある、明るいいい年になるのではないかと多くの方が期待しておりましたが、ほぼ1年延期ということが昨日発表されまして、新型コロナウイルスの発生で世界中に重大な影響をもたらしております。日本国内でも感染の

拡大がなかなか止められず、国を挙げて対策に追われております。日々情勢も刻々と変わり、世界中が大きな不安の中で様々な対応をしております。早く先の見える状況になることを祈るばかりであります。

こうした中、言うまでもなく医療施設の重要性は増すばかりであります。私たちはこうした恐怖から身を守るのに医療機関に頼るしかありません。私自身、このような大きな問題が起こる前から、我が町にとって医療と福祉、介護といったテーマは非常に重要な課題であるとして、機会を頂くたびに関連の質問をさせていただいてきたところであります。

また、本年、議会委員会活動の活発化という方向が打ち出され、第1常任委員会といたしまして、町の医療の現状と将来についてをテーマとすることが決まり、その中で初めに町民にとって非常に重要な医療の現状について研究、調査し、議論していくことが決定され、早速2月に初めて町唯一の町立町営診療所であるいやしの里診療所に伺い、調査、研究をさせていただきました。

この施設を対象としましたのは、行政の一部でもある町立町営の公の診療所であるということ、そして、昨年は本川根診療所休診状況の中で多くの町民患者への御対応をいただいております、町の北部地区医療の現状を一層御理解いただいているということから、先生の御協力を頂き、まず北部地区から現場からのお話をお伺いするということとしたものであります。

さらに、町担当課より医療の現状について全体の御報告を頂きました。委員会は今後、状況が許されれば町内外の医療関係先の調査、研究を深め、将来の町の医療につき考え学んでまいりたいと考えているところであります。

本日の質問は、一重に町民の安心を高め、町民のお一人お一人のかけがえのない命と健康を考え、安心して年を重ねていける優しい町を目指すため、そしてまた、日夜私たち町民の健康と命をお守りくださっている町内の医療・介護などの関係の皆様方のありがたいお志、お気持ちに心から感謝しつつ、私自身、実に薄学、微力ではありますが、せめてもそのお気持ちにお応えをしていかななくてはならないという思いで、委員会の中から出た質問も含めまして、質問をさせていただきたいと思っております。

さて、2017年から先の10年間の町の第2次総合計画によりますと、町の魅力づくりの中で安心して元気に暮らせるふるさとづくりの重点戦略として医療の目指すべき方向性が示されております。その1、地域医療体制の確保であります。その主な施策の中に、在宅医療の充実を目指した医療機関相互の連携強化を図る、また医師、看護師の確保に努め、医療機器等の整備についての支援を行うとうたわれております。

昨年、本川根診療所の先生が不在休診となり、町内北部地区は大変な状況となったのは記憶に新しいところでありますが、以前には上長尾診療所がやはり先生不在となっていた期間がありました。町民はそうした事態が起こるたびに不安な状況を送ってまいりました。町の努力により、今は各医院とも立派な先生に御赴任をいただき、胸をなで下ろしているところでありますが、全ては先生方の御意向に頼るのみの状況であります。

現在、町内には5つの医療機関が歯科以外にあります。町には複数の診療所を持ついわゆる病院というものはありません。県内で当町と近い人口の町を見てみますと、例えば東部地区では歯科は別として、河津町は人口6,800余ですが、1病院、1診療所、5医院を持っております。東伊豆町は人口1万1,000余ですが、1病院と6医院が存在します。昨年議員研修で伺った森町には立派な病院が1か所あり、さらに1診療所、6医院があるとのことでもあります。また、旧佐久間町には佐久間病院があり、内科、小児科、外科、整形外科、眼科、精神科、リハビリテーション科があり、人間ドックも対応されています。もちろん入院も可能で6人の医師が診察されております。

それぞれの町の事情、背景などはあるのは当然でありますけれども、このようにほかの町を見まして私たちの町の医療状況を見ますと、この町の医療は町内で医療に関わり、住民をお守りいただいている先生方の大変な御努力により、守られてきているのだと改めて感謝の気持ち湧いてきます。

厚生省の統計では、単純に比較は出来ませんが、人口10万人当たりの医師数は240.1人で、1人の医師に対する人口は416.5人です。単純に川根本町の人口で割りますと15.6人の医師がいる計算になります。町内の先生は1人当たり全国平均の約3倍の1,300人の町民を受け持っていてという計算上にはなりません。町内の先生の負担がどれほど多いかは想像出来ます。また、町民も、ついお医者さんにかかる機会を先送りしたり、我慢したりすることも無いとは言えません。救急車の利用も増加している傾向であります。

そこで、第1の質問としまして、規模の近い他の町の状況など改めて見直して、町民の医療を考えますと、複数の診療科を持つ病院を欲しいという考えがあってもよかったのではないかと思います。町はどのような過去、現在、医療計画を持ってきているのか、お伺いいたします。

次に、我が町の町民の高齢化率は既に50%間近であります。年を重ねますと、誰でも言うところが多くなり不具合が出ます。そうした中、近隣の大きな病院は医療費削減の問題から入院期間を短縮化されてきており、遠いからといって長期入院は許されません。急性期が落ちればすぐ退院となり、自宅で療養となります。それで町の施策にも在宅療養の充実とうたっているのだと思います。在宅での療養という傾向は近年ますます顕著になっております。

こうした状況の中、町は訪問看護ステーションを新設くださるなど着実に前進はしていただいておりますが、在宅療養について対応を今後どのように考えていくかということにつき、町内の医師先生は現状でも日々の診療が多忙で、私自身の経験でもなかなか訪問診療をお願いしたり、通院出来ない状況になった折に往診をお願いすることへの対応の余裕というのは、なかなかの状況だというふうに思われます。つい不安なまま様子を見ていて、結局、土日祭日夜間になって我慢出来ずに、ついに救急車をお願いして大きな病院にかかってしまうと、これが現状であります。結果、本人が在宅療養を望んでいたとしても、なかなか現実には出来なくなるわけです。

町は施策に在宅療養の充実とうたっております。在宅療養の充実という点でどのような対応をお考えか、お伺いいたします。

次に、通告2番目の質問としまして、第1常任委員会の調査の中で出てまいりましたのは、バーチャルホスピタル構想というものであります。先輩議員から、川根本町が光回線を使ったブロードバンド構想を導入したころ、盛んに医療、介護、教育への活用のすばらしさを提案されていたと伺います。町に総合病院のない状況を克服する一つの手段として考えられた、町をそのまま総合病院にするという構想と考えます。そして、自宅の自分の部屋がそのまま病院の病室と考え、診察も治療も受けられるという夢のようなこの構想は、診療所や医院まで遠く、足の弱い高齢者の多い我が町に最適の対策と思われます。

町の現状を見るに、環境の整った今だからこそ、町民の要求に応じていけないのではないかと思います。町の厳しい財政状況の中での医療の充実、受診にかかる時間やコストの削減など、その効果は今こそ非常に期待されております。真剣に考えなくてはならないと思えます。今から9年前に提案されているということですが、どのような状況になっているのかお伺いをいたします。

次に、通告3番目の質問としまして、町は地域医療体制の確保ということから医療機器整備について支援の観点で、令和2年度でも予算の中で町内の医療関係への支援が予算化されております。地域医療の充実を医療機器の面から出来る限り応援していくという姿勢は非常に重要で、結果的に診察を受ける町民がより適切な診療をしていただけるということで、一層の安心につながる重要な事業であると評価させていただきますが、そこで町内の医院、診療所の要望に対しての実現状況についてお伺いをいたします。

次に、4番目の質問といたしまして、このタイミングではどうしても質問せざるを得ないのは、日本中、世界を震撼させておりますコロナ新型コロナウイルスの関連であります。町の対策であります。これまで町としてどのような対応をされているのかお伺いをいたします。また、これから町内への情報の伝達など、今後様々な状況に応じてどのような対応をしていくかということについて、お考えをお伺いしたいと思います。

またさらに、町内の観光関連で旅館・食堂・販売所など様々な商工業者に大きな影響が出てきております。また、町内企業へも影響が今後予想されております。どのようにこれらを把握されているのか。その支援の対策は検討されているのかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終了して、席に帰らせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し、答弁を求めます。副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 石山議員の御質問にお答えいたします。

地域医療の充実をとの考えから、複数の診療科を持つ病院施設をつくることを検討された経緯があるか。また、今後の方向としてはいかがかとの御質問であります。

議員も御承知のことと思えますが、当町では合併前の両町においても幸いなことに個人医

院を開業されている方がおり、昼夜を問わず大変献身的に地域医療に貢献されておられております。また、従前から町の財政状況から判断しても、複数の診療科を備えた病院の設置は難しいと考えており、今後はさらに難しいものと考えます。

したがって、当町における地域医療については、町域においては現在の民営、公設民営に公設公営を加えた体制の維持と併せ、拠点病院を中心とした広域圏域での計画、構想が必要不可欠と考えております。

今後においても、圏域で策定されている第8次静岡県保健医療計画に基づき、町の地域医療構想を進めていきたいと考えております。なお、2点目以降の御質問に関しましては、担当課長よりの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（**藺田靖邦君**） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（**山田貴之君**） バーチャルホスピタル構想についてお答えいたします。

バーチャルホスピタル構想につきましては、平成26年11月から平成28年3月まで15回開催しましたICT利活用検討委員会におきまして、医療福祉分野における将来の町の姿として、委員の一人でありました町内医療関係者の方から御意見、御提案という形で示されたものであります。石山議員のほうから9年前から取り組んでおられるという御発言につきましては、この構想の主要部分を占めます「遠隔診療」と「ふじのくにネットワーク」のことになるかと思えます。

遠隔診療とは、いやしの里診療所と県立総合病院、そのほかを音声と映像によるビデオ会議システムで接続し、専門医の診断を受けることが出来るというものであります。また、ふじのくにネットワークは、レントゲン映像や検査結果という診療記録をその患者が受診する複数の医療機関で共有しようとするものであり、参加する県内医療機関の中で事業が進められております。

いやしの里診療所は計画当初から参加しており、9年前の平成23年度に参照施設、平成24年9月には開示施設として登録されております。

町内におけるバーチャルホスピタル構想とは、こうした診療方法を地域全体に拡大していくとするものですが、構想を発展させていく上で様々な課題があると認識をしており、現時点では町内医療関係者内での情報・認識の共有、さらには合意形成が図られていくことが重要と考えております。

以上です。

○議長（**藺田靖邦君**） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（**海老名重徳君**） すみません、多少前後してしまうかもしれませんが、先ほど御質問の在宅医療と在宅療養について、少し御説明をさせていただきたいと思えます。

議員の御質問の中で、在宅医療と在宅療養というのが、すみません、ちょっと混在をして

いますので、まず在宅の医療について申し上げますと、志太圏域にございます病院、医師会、行政で構成する地域医療構想会議の中で、静岡県第8次保健医療計画の協議がなされております。患者の皆さんに安心して在宅での生活を選択出来るように、急性期から回復期、在宅医療にまで切れ目のない医療を提供する体制の充実を図ることはもちろんですが、自分らしい生活を続けるために地域の医療、介護の関係機関が連携をし、包括的かつ継続的な在宅医療、介護の提供が必要となります。今後もこの計画に基づき、関係機関の協力を仰ぎながら在宅医療の支援をしてまいりたいと思います。

また、在宅療養、治療と養生、そっちのほうの関係になりますけれども、在宅療養についてですけれども、当町の場合には例えば退院後の支援につきましては、その調整役を地域包括支援センターのほうで行ってございます。患者さんの退院後の介護や生活について、例えば総合病院の地域連携室ですとか地元のお医者様、歯医者様、それから薬剤師の先生や訪問看護師、ヘルパー、関係機関が連携して対応をしてございます。帰ってくるまでに環境を整えて、安心してこの町に帰っていただけるような体制をつくってございます。

今後もその人らしい暮らしを支えるために家族等と相談をしながら、きめ細やかな支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） それでは、医療機器等の要望に対する状況に関しまして申し上げます。

毎年度予算編成前に各診療所、歯科医療医院に要望を聞き取りし、予算の範囲内において決定しております。

決定には、県の医療機器に関する補助制度でありますへき地事業医療施設設備整備促進事業の採択要件、財源としての過疎債が対象となるか否か等に加え、各診療所の過去の整備状況を考慮した上で、緊急性についても検討に加え優先順位を定め対応しているところであります。

いずれにしても厳しい財政状況の中での対応であり、医療のみならず総合的に判断してやっておるところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 新型コロナウイルス感染症の関係の御質問でございました。

9日の予算特別委員会においてもお時間を頂きまして、御報告させていただきましたが、町としては常に国や県等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ随時課長級以上の職員によります対策会議を開催してきているところでございます。

町民に対する情報伝達等につきましては、一例を申し上げますと、県による相談窓口である相談センターの開設や感染が疑われる際の注意事項等々の情報をチラシ、回覧、配布に加

え、町のホームページ、「かわねフォン」等で広報させていただいております。今後も様々な情報が開示された場合については、迅速に対応してまいりたいと考えております。

また、全国的にも供給不足となっている予防用マスクにつきましては、町の災害備蓄用品の中から町内の福祉、介護及び医療施設、学校等の従事者の方の不足分に対応するといった意味合いから、既に約9,000枚を配布させていただいているところでございます。これにつきましては、随時各施設と連絡を取り合っており、不足が生じた場合については速やかに対応するといった形で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 新型コロナウイルス感染症によります観光業者、商工、行政の影響についてお答えさせていただきます。

町内におきましても、イベント等の中止や観光施設の休館、ホテル・宿泊施設でのキャンセルなどの影響が出ております。

今回の影響は、観光をはじめとしたサービス業や製造業など広範業種に及ぶとともに、今後さらに広がることも予想されています。そのため、町といたしましても関係機関と情報を共有しながら、国・県等の対策を注視し、これらの支援策を最大限活用して取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ただいまのお答えいただいたことに関連しまして、最初の1番目の質問に関連しまして、質問します。

現在の町の人口、世帯数に対する理想的な医師、看護師の人数というものをどのようにお考えかお伺いします。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 町としては、先ほどの答弁のとおり、民営、公設民営、公設公営を組み合わせた医療体制の維持が重要と考えております。今後の体制を維持していくこと、これが理想であり、適正な環境と考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

町民は専門医が、特に眼科とかいろいろ専門の病院が遠くになっておりまして、通院を強いられるということが多いんじゃないかと考えますが、その辺の現状はどう捉えておられますか、伺います。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 町内にも様々な患者様がおられます。その中で全ての患者様の対応

を町内ですることは無理であり、簡単に言えば、県立総合病院レベルの病院を整備しなければ、全て対応することは不可能と考えております。したがって、当町では圏域の病院または県内の病院との協力連携が必要不可欠との考えに基づき、第8次静岡県保健医療計画「2次保健医療圏版」に沿って、県内の総合的な病院、圏域の病院と調整を図りながら対応を進めております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

それでは、在宅医療の関連につきましての質問に移りますが、在宅で最後まで過ごしたいということで、自宅で終わりを迎えたいと願う人は、厚生省のアンケートですと約半数以上あるようであります。また、病院と答えた方は3割ぐらいだそうであります。

厚生労働省も人生の最終段階における医療という、人生の終わりまで本人の意思を尊重した医療ケアの提供を重要視しております。町の在宅医療の充実という課題の目標は、在宅の患者一人を医師、訪問看護、介護、薬局という連携・関連する機関がネットワークをつくって、ICTなどを使った情報を共有して連携して診ていくということだと考えます。まさに早くに光回線を導入した我が町なら可能な構想だと思いますが、この情報共有のネットワークづくりについてはどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） これら一つの方法との有効性は期待出来るものがあると思いますが、現時点では、先ほどの答弁と同様、少なくとも町内外の医療関係者内での情報認識の共有に基づく合意形成があつての上での取組みと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

ぜひ今の環境が、光回線の環境が全部整っているわけですから、ぜひうまく活用していただきたいと思います。

それから次に、遠隔診療の関連ですが、我が町は寸又峡、坂京、原山など離れた集落が多く、通院の送迎車を手配している状況で、患者さんとしても長距離の移動が大変な状況で、高齢化の中、今後さらに配慮が必要な状況となっております。特に北部地区は顕著であります。調査の折に先生からも、町が大きな資金を投じた光回線、また「かわねフォン」の回線等、タブレット端末による診療が提言されております。

既に町内で実際に実験的に活用した実績をお持ちで、さらにWi-Fiの機器をつければ部屋で寝たきり状態の方に対しても、あるいは通院困難な患者にも、タブレットによる診察が出来て、これが導入されれば、離れた集落の町民にとってもどれほど安心感が増すか計り知れません。応用で、各地区の集会所などの診察も、医師が現場に行かなくても、先生のい

る場所につないで診察いただけます。また、災害時、緊急時にそうした応用を考えますと、町内各地区の小さなお子さんのいる家庭や病人を抱えた家族もどれだけ安心感が得られるか計り知れません。在宅患者の療養の医療の向上に大きく寄与出来ると思います。

診療所、医院には先生は一人ですから、気楽に遠距離の診察に伺うということは、診療所、医院を留守にすることとなり、不安で出来ないと伺いました。そうした状況をカバーするため活用出来ると思います。タブレットは教育関係では中学生にも一人一台普及する機器であります。町民の命、健康に関わるこの新診療方式の導入はさらに重要だと考えますが、どのようにお考えか伺います。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 町としての取組みにつきましては、既に答弁させていただきましたが、現状においても遠隔診療に関する機器及び取組み事業予算を診療所会計において執行しております。いずれにしても、他の事業との比較論で議論するべきものではないと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 遠隔診察、診療、診察といいますか、それに関連しまして特定健診などで専門の先生の診察が必要になった場合に、遠くの医院に1日ばかりで検査に行つて、また別の日に1日ばかりで診察に行くなど、多くの町民が経験しております。町営のいやしの里診療所では、既に県立総合病院等の御協力のもとで内分泌科、脳神経外科、整形外科、呼吸器科の4部門の専門の先生の遠隔の診察が実現しているということでもあります。

当町のような山間地であれば本来は、佐久間や森のように病院があれば理想ですが、出来ない以上、バーチャルな形で専門の診療科の診察が受けられる、しかも気楽な町の診療所に居ながらにしてという遠隔診察は非常に便利で、患者の負担も軽減されます。さらに、事前に診察を受けて検査なども地元にいるときにしておいて、改めて病院に行けば、よりスムーズな診察が受けられると伺っております。

町営の診療所もこの取組みをさらに推し進めることは、総合病院もなく、専門医も遠いという我が町にとって重要な医療の充実と質の向上、患者の負担軽減につながると考えます。

真剣に取り組むべきだと思いますが、どのようにお考えか、もう一度お伺いします。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 遠隔診療そのものを否定はしておりませんが、あくまでも一つの手段と考えております。町として取り組むには町内全ての診療所との連携が欠かせないものであり、各診療所の医師との連携調整が整うことが今後の展開への入り口と考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

状況はよくわかりますが、今各地でさらに進化したオンライン診察へ対応する医院が増加しております。僻地だけでなく都会でもオンライン診察、遠隔診察が急増しております。パソコンやタブレット、スマホで、来院が難しい場合や自宅や職場にいても診察が受けられると。また、ポケットドクターなどといって、そうした簡便な診察方式も可能になっております。

この診察の仕方は、まさに私たちの町のような地域にこそ有効であると考えます。また、災害時を考えると、災害時の診療にも、先ほど申しましたように有効であります。特に今の新しい状況の中で感染症、いわゆるコロナウイルスなどが非常に不安な状況の中での診察ということでも、診療所に行かずに済むということで、安心感のある診察が可能になっていると思われます。テレビなどでも最近非常に報道されることになりました。

こうした診察方法、遠隔診察といいますか、そうしたことについてもう少し進めていただければと思いますが、実際にそれを理解してくれている診療所もあるわけでありますので、その活用の状況の大きく広がっている現在、町の考え方を再度、しつこいようですがお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 重複になりますが、答弁願えますか。副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 基本的には先ほどの答弁と同様でございます。また、災害時におけるオンライン診察の考え方は、オンライン診療はあくまでも対応手法の一つであります。まず災害時において求めるものは、医療従事者においてもマンパワーの確保であると考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 緊急な医療対応はそのとおりだと思いますが、血圧の薬とか、いわゆるそういった定期的に必要な診察を受けなければいけないといった場合もありますので、今後そういったこともぜひ取り入れていただきたいと考えます。

次に、今、命を預かる診療所の中核といいますか、心臓部分の機器のことです。これが停止したり、事故があるということは絶対に許されない部分、それが電子カルテであるとお聞きいたしました。

町の行政のパソコンの契約年数は5年ということで伺いましたが、電子カルテは町民患者の医療データ全てが入っており、重要なものと認識しております。さきに町内医院、診療所を機器の更新、充実をもって町として先生を応援するということは、ひいては町民の命を守ることであると申し上げました。町営の診療所の電子カルテの耐用年数は、そうした観点から不安の声が上がっております。要望しているということも伺っておりますが、町営診療所は昨年来、患者数は倍層し、現場は非常に厳しい対応をいただいております。診察や治療に必要なパソコンの台数も不足しているとお聞きしました。スムーズな診察、処置に必要な不可欠なものでありますので、安心して診療業務に御対応いただくためにも早急な対応が必

要と考えますが、伺います。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 町内の医療施設の状況は様々であります。一概には申し上げることは出来ませんが、町としての状況は議員が委員長を務められた予算特別委員会において町財政全般の状況を説明した後、御質問の案件についても関係審議の際に説明させていただいております。医療関係機器への対応につきましても、町内の医療機器全体を見据え、限られた予算の範囲内で対応しております。

以上であります。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 限られた予算を本当に必要な事業に投じていく方向の中、そうした方向の中で町民にとって今何が求められていて、何が必要なのかということが今問われているのだと私は考えます。

昨年来、本川根診療所の先生が不在状況となって、町営いやしの里診療所の患者数は前年比で倍近い約9,000人となっております。特に時間をかけなくてはならない初診の患者は多い月で約300人と激増し、その月の患者数全体でも前年比213%と倍を超える患者数でありました。このように過去にないほど集中した患者への対応をしていただいていたのです。この間、全く事故もなく御対応いただいたことは、一重に診療所の先生をはじめとし、県立総合病院の御協力で3人の先生方とスタッフの皆様の御努力のおかげだと考えます。

また同時に、もちろん本川根診療所から移動された患者さんを受け入れていただいた他の町内各医院の先生方にも、併せて心から感謝申し上げたいと思っております。

これらの昨年来の北部地区の状況に関しましては、町ではいやしの里運営委員会を設置しておりますが、委員の皆様からはどのような御意見が出ているのか。また、個人的には少しはお伺いもしましたが、意見が出されているようでしたらお伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 本川根診療所の休診による患者数の増加を心配しての診療所のマンパワーの確保、医師の確保についての予算措置の動向等の意見がありましたが、御心配いただいた本川根診療所も再開院し、いやしの里診療所の状況も今後緩和していくものと考えています。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 確かに本川根診療所は開院していただきまして、本当に安心しているところでもあります。

町立町営のいやしの里診療所は、町の運営委員会も設置されているような重要な施設だと認識されていますが、町の医療体制の中で他の医院とはまた違った機能が期待されているのだと考えます。例えば、町とともに町民全体の医療、健康対策など特定診査・検査で把握し

たデータを積極的に活用した医療体制をつくるとか、あるいは町全体のことを考えた位置づけ、そうしたこの町立町営の診療所をどのような位置づけで運営されていくのか、町としてのしっかりとした将来ビジョンがなくてはならないと考えます。

設立されてもう既に一定期間も経過している施設であります。今後どのように運営していくお考えか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 先ほどの答弁と重複しますが、当町は民営、公設民営、公設公営の診療所を組み合わせ、地域医療体制を構築していると考えています。したがって、町立診療所もこの体制の中での施設維持をすべきと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 昨年来、診療所のほうに集中した折、町民の方々から強く訴えられましたのは、駐車場の問題であります。非常に暑い中、文化会館の駐車場を案内されたということで、足の悪い高齢者の方から非常に厳しい御意見がありました。診療所に訪れるのは高齢者や病人であります。早急な対応が望まれますが、駐車場の整備についてどのようにお考えか、伺います。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 施設に関しては当然のことながら、その場所の状況等様々な制約があるだけでなく、厳しい予算状況の中での対応であることから、現状では難しいと考えております。私も通院しておる関係上、存じておりますが、少しずつ緩和している状況かと思っています。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 通院する多くの患者、町民の方からの御指摘、要望はほかにも出ております。それは、施設、診療所の玄関の狭さであります。しかも、手動のドアで杖をついた足の悪い方には大変危険であります。お年寄りに優しい町という点からも非常に心配な状況であります。また、車椅子の出入りにも非常に困難で支障になっております。この要望にはお応えになられませんか。お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 施設的には、車椅子を御利用の方の出入りに支障があると、そういう構造であるとは認識しておりません。車椅子の御利用の方へ御不便をおかけしているとするならば、スタッフの対応を含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 実際に車椅子で出入りしている方からもそういう要望があったとい

うことですので、ぜひもう少し調査をしていただきたいと思います。

実は、ほかにも駐車場から緊急時に患者を移動させるストレッチャーとか、車椅子に乗ったまま計れる体重計など、実際に私自身も経験がありますが、そうした要望があります。また、当時受診していた町議の中にも、このような状況であるなら、議員は一番最後に診察してもらえというふうな厳しい意見を言われたという議員もおられます。

こうした患者さんの現場の厳しい要望を、そうした情報というものは町では認識、承知されているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 担当課において状況を確認しているところでございます。限られた予算の範囲内での中においてのほかの公設民営、民設民営の診療所との調整を図りながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 現在、遠隔など複数の部屋を利用されております。現場でお伺いしたんですが、私自身も整形外科の遠隔診療を受けて知ったんですけれども、点滴に使う一番奥の狭い部屋を診療に使われておりました。感染症の一次の待合室にも使う部屋だということでもあります。患者にとっても、また診察をする医師にも、大変な不便をかけているのではないかと思います。また、町内北部地区には旅館、企業、学生寮もあり、集団で緊急診療を受けた事例もあったと伺いました。一時的に複数の患者を受け入れることも想定されます。この施設そのものの課題、対策ということについてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 先ほどの答弁と同様でございますが、施設に関してはその対応には限りがあり、全ての要求に対応することは現実的に難しいものがあります。限られた予算の範囲の中において、ほかの公設民営、民設民営の診療所との調整を図りながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 限られた予算という中で、非常に厳しい状況の中でありますので、なお一層町民の命、健康に関わる部分については御配慮を頂きたいと思っております。

さらに、先ほどの電子カルテ、機器等の医療関係で使っている機械等は非常に重要な部分でありますので、ぜひ緊張感を持った対応をされたいと思っております。お願いをいたしたいと思っております。

次に、町の新型コロナウイルス感染症に関して、医療、介護、障害者等関連関係先のマスク、消毒の在庫は、先ほど報告がありましたが、今後も不安がないか、対策対応は大丈夫か、

再度お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） マスクに関しましては、先ほどお答えをしたとおりでございます。

アルコールの消毒液につきましても町内の福祉、介護施設、医療施設においても確認を取っておりますが、いずれも在庫の状況についてはだんだん厳しくなっている状況でございます。町の在庫も同様でございます。現在、複数の業者にも発注をかけております。2月の終わり前から発注をかけておりますが、納品の予定については来月中旬という形になっております。

今後、県等にも、現在も照会をかけておりますけれども、早急に様々なルートからの確保に努めてまいりたいと思います。町内の福祉介護施設においても、消毒液についてはおおむね5月いっぱいまでは在庫があるかなといったような形の状況を確認を取っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ、先に先に読んで、対応をしていただきたいと思っております。

また、同じく町内の観光関係、接客関係の施設、こうしたところは福祉とか医療の関係ではありませんが、従業員等へのマスク、消毒等の対応は大丈夫なのか、ちょっと気になったので、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 職員、従業員ともにマスク着用や施設に消毒液を設置しまして感染拡大防止措置を促しているとの報告を受けております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） コロナウイルスに関連しまして、町内の医療機関で感染に不安な疑似感染者といますか、そうした疑いのある方が来院したりする場合、その対応や対策というのはどのように取られているのかお伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への対応については、既に新聞、テレビ等で報道されているとおりでございますけれども、まず帰国者・接触者相談センター、当町の場合は中部保健所となりますけれども、そちらへ電話相談をし、その後の対応の指示をいただくものということにされております。

つまり、基本的には感染が疑われる場合、町内周辺の診療所等においても感染が疑われる方等の診療、訪問、診察に訪れた方という事例は生じておりますけれども、その際はドクターのほうでその用件を聞く中で、診療の継続は中断をして、その方については一旦御帰宅を願うと。その後、中部保健所等に医師または本人から確認をして、その後の対応を取るとい

ったことが行われておりますし、そのような対応が基本となっております。

しかしながら、日本国中、世界中においてもなかなか感染が収まってこないという状況の中で、今後さらなる感染拡大によりまして感染症指定医療機関等での対応が難しくなり、一般の医療機関等において検査や治療が求められる状況となった場合については、今後、国・県等の指導方針に基づきながら対応していく必要があるというふうにも考えております。

今回の新型コロナウイルス感染症の予防及び感染症拡大防止については、他の感染症と同様に国・県、町だけの対応ではなく、町民お一人お一人に感染予防に努めていただくということがまず肝要かと思っております。

いずれにしましても、町内への感染の侵入、またその後の拡大といったことの起きないように、様々な取組みを今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

町内の観光関係で、新型コロナウイルスがこれから、ちょっと先のことですが、終息が予想出来る状況となったときに、間髪入れず観光客の誘客対策、宣伝活動を最大限に実施するなど、早急な挽回策を立てなくてはならないと考えます。その対策を今から練っておいて、一転反撃への準備をしておく必要があると思っておりますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 感染状況の動きを見ながら県等をはじめとする関係機関や観光協会、また商工会等とともに情報収集、共有に努めまして様々な支援策を最大限活用するとともに、来年度におきます観光協会の誘客宣伝事業の予算とも併せた中で、関係機関とも連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

また、さらなる対応が必要な際には、緊急的に議会の皆様にも御協力をお願いすることも考えておりますので、その際につきましてはよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

いろいろお伺いをいたしました。町の医療を将来どうしていくかということにつきましては、町民は大きな関心を持って見ております。町民一人一人に直接関連した課題でありまして、誰一人としてこの課題から逃げる事が出来ないということでもあります。

さきにお伺いしましたように、新型ウイルスなどの感染症も町民の大きな不安材料になっております。こうした不安から最後に頼るのは医療関係機関ということになります。非常に重要な最後の砦であります。

厳しい新年度予算の中ではありますが、先ほどから限られた予算を本当に必要なところにとど

う使っていくかということが、これからさらに問われていくと思われま。町民にとって何が求められ必要かは、重要な選択であると思ひます。特に、非常に重要な医療につきまして町長の決意を伺いたいところでありましたが、欠席のため町長病欠のために、副町長からぜひその辺の医療に関連しての御決意といひますか考え方を、全体的な考え方をお伺いしたいと思ひます。

○議長（菌田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 私自身、町長の話とはまたそんなに違ひはないと思ひますが、やはり町の命を守るのはやはり医療であります。それは大事なことだということでは位置づけられております。そのやり方、手法、そこら辺についてどうするかというのは、石山議員が心配するように、医師の確保、そしてスタッフの確保、これが一番重要であります。

なかなかスタッフ、医師の確保というのは大変なことでありま。それにつきまして、町から本当に医師が育っていってくれればいいかなという思ひもあひます。また、それを支える看護師さんであつたり、周りのスタッフについても、やはりそういう意識を持った人たちが育っていただくと一番いいのかなと思ひます。なかなかそれは現実的には難しいところでありま。

ですから、先ほどもいろんなところでお話ししましたように、人づくりというのが町を守っていくということにつながると思ひます。ですから、人づくりをまず一生懸命やつて、それから皆さんの命も当然守る。そして経済力もつけて、町自身が豊かで安心して暮らせる町としていけるように、全体的な立場を見てやつていければと思ひます。

私からは以上です。

○議長（菌田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

医療関連の課題について、非常に厳しい、難しい情勢の中で質問させていただきました。お答えいただき、誠にありがとうございました。

町民にとって非常に重要なこの医療についての様々な課題については、我々町民等しく安心して年を重ねていくために、また高齢化の進行する町民にとりまして、どうしても取り組んでいかなくてはならない課題であります。人口の減少対策や空き家対策など移住定住を進める上でも、医療の充実は地域の最低条件の一つであると思ひます。第1常任委員会としましても今年12月まで、町の医療の現状と将来というテーマで研究してまいる予定になっております。ぜひ御協力をお願いいたしたいと思ひます。

ただいまは質問に対しまして、町長不在また担当課長も入院されている中で、非常に厳しい状況の中で真剣にお答えを頂きました。町民にとりまして大変有益な御回答と思ひました。心より感謝申し上げます。これからもよろしく御願いいたします。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（菌田靖邦君） これで石山貴美夫君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩とします。午後1時より再開としますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、杉山広充君、発言を許します。4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 4番、杉山広充です。通告に従い一般質問をいたします。

今、教育界では、学習指導要領の全面実施を迎えています。

学習指導要領は、学校が教育課程を編成するに当たっての大綱的な基準です。小学校では、今年4月1日から全面実施です。今まで実施されてきた教科、国語、算数、体育等に加え、3、4年生には年間35時間の外国語活動、5、6年生には年間70時間の外国語科が新設されます。中学校においては、来年令和3年4月1日から全面実施の予定です。

学習指導要領の全面実施に当たり、保護者、地域、行政、議会が一体となり、未来の社会を担っていく子供たちのために、よりよい教育環境づくりに全力を尽くすときだと私は考えます。

さて、最近地域の人たちが教育のこと、行政のことに関していろんな思いや意見・情報を私に直接的に、間接的に伝えてくれることが多々あります。このことは地域の皆さんが行政のこと、学校教育に関して強い関心を持ち、川根本町をよりよい町にしていこうというあかしだと思っています。私は大変うれしいことだと思っています。

私に寄せてくださった地域の皆様の声の中から、幾つかを申し上げてみたいと思います。

1、朝、登校する子供たちが元気に挨拶をしてくれる。私も出来るだけ大きな声で挨拶を返すようにしている。

高校生は、学校が始まった4月、5月頃は顔を合わせるが、こちらから挨拶をしてもなかなか挨拶が返ってこなかった。しかし、今は「おはよう」、帰りには「ただいま」と返ってくる。元気をもらっている。実際の孫のようでうれしい。

2、昨年地区の敬老会で川根高校の吹奏楽部の生徒さんがすばらしい演奏を聞かせてくれた。また、鹿ん舞では、一部の高校生の協力を得ることが出来、本当にうれしかった。また機会があれば、演奏を聴かせてほしい。また、伝統芸能の継承についても協力を頂きたいと思う。

3、今年の3月に自分の子供が園を卒業する。卒業する子供たちみんなが川根本町の小学校、また同じ小学校へ入学するものと思っていた。しかし、1人が島田方面の小学校へ行ってしまう。とても残念だ。その上、兄弟の下の子も他の保育園へ移ってしまう。寂しい。

4、小学校・中学校の再編・統合問題に動きが見られ、よかったと思う。

川根本町では、最近生まれてくる子供の数は1年間に20人を下回るという。このことを考えた場合、将来の学校は一つでいいのではないかと思う。

5、私はもう子育ては終わってしまった。今からのことは、小さな子供を育てている若い衆の思いを行政当局は聞いてやってほしい。今後、若い衆が直接子育てをしていくのだから。

以上、5つのことを取り上げ、申し上げました。これらは全て地域の人たちの熱い思いが込められています。これからの地域の人たちの声を行政も議会も真摯に受け止め、今進めていることは、子供たちにとってどうなのか。今後進めようとしていることは、子供たちにとってどうなのかということ判断の基準として実行していくことが最も大切なことだと思います。

今日は一般質問の機会を頂きましたので、通告済みの事項について伺います。

まず、「学校の再編・統合」に関してです。

教育委員会は、これからの本町の教育に関わる意見交換会を昨年11月、12月に14回実施し、延べ参加者は138人であったと、今年2月19日に開催した「学校の設置適正化及び教育のあり方検討協議会」において報告をいたしました。これに関してです。

1、延べ参加者の内訳について伺います。保護者の人数、その割合。

2、意見交換会において、中川根第一小学校区と南部小学校区内に会場が設定されませんでした。その理由を伺います。

3、これからの本町の教育に関わる意見交換会において、参加者から出された意見・思い等の概要を伺います。

4、教育のあり方検討協議会で示された学校教育施策スケジュールの概要を伺います。

5、学校教育施策スケジュールを推進していくには、保護者の声に謙虚に耳を傾け、大切にしていかなければならないと思います。これを実践するための方策を伺います。

6、学校教育施策スケジュールにおいて、最終的には二つの義務教育学校が明示されています。これについては、保護者の理解・協力を得ることが不可避と考えます。義務教育学校見学会を実施するのも一案かと思えます。見解を伺います。

教育行政に関してです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項で規定されている保護者代表の教育委員1名が、3月12日の議会で同意されました。平成29年10月から約2年6か月欠員となっていました。ようやく教育委員会の体制、教育長、教育委員4名が整いました。

今後の教育委員会の職務の遂行に当たり、抱負を伺います。

質問は以上です。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの杉山広充君の質問に対し、答弁を求めます。副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） それでは、杉山議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校再編・統合についてですが、平成30年7月に川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会を立ち上げ、5回の協議会、8回の研究会において調査、研究、協議を行ってまいりました。

また、保護者や地域住民等を対象に6日間、延べ14回の意見交換会の開催、町内の子育て支援施設において2日間、2回の施設利用者を対象とした子育て教育に係る意見交換会を開催いたしました。

これらにより頂いた様々な意見等を踏まえた上で、令和6年度からの町内2か所の義務教育学校の開校に向け、保護者の皆さんや地域の皆さんへの説明と御理解を頂けるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、意見交換会等の概要等については、担当課長よりお答えさせていただきます。

2番目の教育委員に関する御質問であります。議会の皆様にも御心配をおかけしておりましたが、ようやく保護者代表教育委員の任命の御了承を頂いたところであります。これにより教育長及び教育委員4名体制が整い、これからは保護者代表の教育委員からもいろいろな御意見を頂きながら、川根本町型の教育を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、杉山議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、意見交換会の参加者の内訳であります。10月17日から11月16日までの6日間、延べ14回の意見交換会を開催させていただき、延べ138人の参加をいただきました。ただ、その際に受付簿等の整備を行いませんでしたので、保護者の人数等の内訳につきましては、申し訳ありませんが、把握出来ておりません。

次に、意見交換会の実施において、第一小学校区と中川根南部小学校区に会場が設置されなかった理由ですが、研究会や協議会の際に開催場所等について協議をさせていただき、そのときの委員の意見として、必ずしも南部小や第一小学校でやらなくても、保護者の皆さんや地域の皆さんは車で来ると思うので、山村開発センターでもよいのではないかと思う、いろいろな意見が出やすくなる雰囲気づくりが大切ではないかと思ったという御意見を頂きましたので、役場総合支所、文化会館、山村開発センター、役場本庁舎で開催をさせていただきました。

次に、意見交換会において参加者から出された意見・思い等の概要を伺うについてですが、議員にも傍聴いただきました第4回協議会及び第7回研究会合同会議の際に配付させていただいた「これからの川根本町の教育に係る意見交換会（報告）」内に記載させていただいた参加者意見録が、参加いただいた皆さんの意見の全てでございます。その意見録にて御確認いただければと存じております。

次に、学校教育施策スケジュール（案）の概要についてですが、令和2、3年度においては、現在の学校教育ビジョンを継続させていただき、新たな学校教育ビジョンの策定及び準

備、コミュニティスクール開始に向けた準備を行い、令和4年度から施設分離型の小中一貫教育の開始、新たな学校教育ビジョンの開始、川根本町型コミュニティスクールの開始を目指したいと考えております。

そして、令和5年度に町内1か所に義務教育学校の開校、また、町内1か所に施設併設型の小中一貫型小学校・中学校の開校を目指したいと考えております。

そして、令和6年度からは、町内2か所に義務教育学校の開校を目指します。

なお、この計画は、保護者の皆さん、地域住民の皆さんの御理解があつて実現出来ることと考えておりますので、しっかりとした説明等を行いながら、理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育施策スケジュールを推進していくための保護者の声に謙虚に耳を傾け、大切にしていかなければならないとの御質問にお答えをさせていただきます。

前の答弁でもお答えさせていただきましたが、この学校教育施策スケジュールの実現には、保護者の皆さん、地域住民の皆さんの御理解が不可欠だと考えております。そのためにも小・中学校でのPTA総会等での説明、保育園や幼稚園の保護者の皆さんへの説明、子育て支援施設の利用者の皆さんへの説明、各学校区等での説明会等の開催などいろいろな方法で周知を行い、御理解を得られるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、義務教育学校見学会の開催についての御提案ではありますが、現状においては、開催について考えておりませんが、説明会等において開催についての御意見が多い等の場合には、開催等について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。

○4番（杉山広充君） こっちもう一つ。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） そちらは、先ほどの副町長の答弁の中で答弁をさせていただきました。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今、答弁をいただきました。ありがとうございます。

交換会の保護者については、統計を取っていないというような答弁でしたけれども、ちょっと残念に思います。やはり取るべきだったと思います。

私も何回か出席させていただいたんですが、138人延べですので、私は、保護者は80から90、100人以下だったと思います。これ、私の感じですけども。そのような感じがします。

川根本町は、現在、小学校4校、中学校2校、計6校があります。それで保護者、父親、母親を入れて300人以上はいます。推測します。やはり保護者が、保護者の参加者がやっぱり少なかったなと思います。これ、私だけではなかったと思います。300人以上考えた場合。その要因は何だと思いましたか。答弁をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、御質問にお答えをさせていただきますが、保護者の皆様方等の利用を考えまして、当初は各学校区1回の開催を考えておりましたが、研究会や協議会の中で、参加しやすい状況をとというお話がありましたので、6日間、延べ14回の時間帯を例えば昼間・夜間、それから土日等も含めて実施をさせていただきました。

ただ、先ほど議員がおっしゃったとおり、少なかったということも事実かと思いますが、その辺は事務局としては考慮したつもりでおります。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 答弁、ありがとうございました。

先ほど私の質問において、中川根第一小学校区と南部小学校区に会場が設定されなかった理由として、先ほど研究会、協議会でも話し合ったと。それで、車で来るからよいと。雰囲気づくりが大切だと、そんなような説明がありました。一理あると思いますが、昨年、意見交換会実施の前に新聞にチラシが入りましたね。これ、本当によかったと思います。

この後、やはり私に地区の人たちから、なぜ第一小学校区において意見交換をやらないのか。若い人たちは島田のほうへ通勤している人が多い。時間的にも厳しい。うちへ帰ってすぐ出かけている。もう少し地区地域の現状を把握して会を開いてほしいと。それで、地元には学校もあるんだよと。地区の集会でもあると。いつでも会合を開けるように整っていると等の厳しい声を私、頂きました。この厳しい声は地区の区長さんのほうへも届いたということで、私のほうへすぐ来ました。

そこで、私は学区の他の議員もいますので、教育委員会へ連絡しました。しかし、交換会は、第一小学校、ここでは開かれないし、南部小学校区でも設定されなかったと聞いております。

この会合は、若い人たちをはじめ地域の人たちの思い、保護者の声、それをたくさん直接聞くことが第一の目的だったと思います。その設定の雰囲気とか、設定の時間がかかるとかそういうことはなかったと思います。シチュエーションというんですか。それは時間をかけて設定すればいいんです。一番の目的はその生の声をたくさん聞くと。そこへ集中してほしいかと思っています。ですから、私はもう少しそこに配慮があればよかったなと思います。私はそう感じています。答弁をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの議員の御質問にお答えをさせていただきますが、やはり平日ですと厳しいという御意見もありましたので、土日等のそれも午前中、午後、夜間の開催をさせていただいたところであります。中川根南部小学校、第一小学校区におきましても、協議会等において、委員からも先ほど答弁をさせていただいたような御意見を頂きましたので、その上で会場を設定させていただきました。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今の答弁、伺っておきます。

次に移りたいと思います。

先ほど意見交換会において参加者から出された意見等の概要について説明をお願いしましたが、私のところに資料がありますので、また十分読ませていただきたいと思います。少し私も時間かけて読んでおりますけれども。それで、スケジュールも載っておりますね。また読ませていただきたいと思います。

私、交換会に何回か時間のつく限り出席をさせていただきました。参加者の真剣さがひしひしと感じられ、私はよかった会だなと思いました。参加者が述べられたことの中から、私が強く感じたことを四つほど挙げてみたいと思います。絞ってみたいと思います。

一つ、川根本町の教育についてももっともっと保育園、幼稚園、小学校、中学校の保護者へ、特に未就学児の保護者への説明が欲しい。これは先ほどもおっしゃってございましたけれども、そちらで、答弁で。

2、どの学校の保護者も子供の減少による教育に不安を抱えている。授業のこと、部活動のこと、友達が入学を機に引っ越してしまうこと。

3、少人数、小規模学校の良さは理解出来る。でも、教員の数に余りこだわらなくてもいいと思う。教師が教育改革に合わせて、子供たちが学んでいけるような授業を目指していけばいいのではないだろうか。

4、子供の気持ちを考えるならば、今後、学校を二つにして、さらに一つにするのではなく、最初から地名の子も接岨の子も一緒にしたほうが、子供たちにとって精神的負担が少ないのではないだろうか。

四つ挙げました。

再度、確認のために伺います。

最初に、先ほども話しました。答弁も頂きました。確認です。

保育園、幼稚園、小学校、中学校の保護者、特に未就学児の保護者への説明を今後どのように実践するか、具体的に、先ほども答弁してくださいましたけれども、再度これ伺います。よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきましたが、答弁でも申し上げましたとおり、未就学児の保護者の方への説明、それから意見を聞いてきたかどうかという意見に対しまして、町内の子育て支援施設が2か所ございますので、そちらのほうに出向きまして、現状の説明、それから意見交換会を2日間、2回の開催をさせていただき、未就学の方のいろいろな御意見を聞いたところであります。

また、この回の開催に当たりましては、小学校、中学校、保育園、幼稚園の保護者の方へも、園・学校等を通じまして、チラシの配布をさせていただきましたので、それによって対

象の方には周知が出来たかと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 答弁ありがとうございます。

着実な実践をお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

学校教育施策スケジュールでは、令和5年度に本川根地区に義務教育学校、そして令和6年度に中川根地区に義務教育学校の開校が明示されています。つまり二つの義務教育学校が出来ることになります。

ところで、本町における年間の出生数ですが、最近の5年間を見てみると、大体13人から20人くらいです。ですから、現在の小学校に当てはめて考えるならば、1校4人程度になります。今後、出生数に大きな変化がないとし、現状で推測するならば、中川根地区の義務教育学校の子供の人数は約110人、これは10年後、20年後も見ていますよ。110人。本川根地区の義務教育学校の子供の人数は35人、または40人くらいですか、となると思います。

現在の学校教育では、知・徳・体にわたる生きる力を育むことが求められています。そのためには、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲を高めること、それが最重要なこととして挙げられています。このためには、子供たちが同年代の子供たちと出来るだけ多くの場で、多くの機会に関わり合って学ぶこと、これが大切なことと考えます。このことは意見交換会でも聞かれたと私は思っています。

また、最近川根本町の10年後、20年後を考えた場合、義務教育学校を二つ必要だろうかという声を複数の人から聞くことがあります。これは中川根地区、本川根地区の方から聞いたことです。

今、私が述べたことについては、学校教育施策スケジュールにより推進していく中で、保護者の意見に謙虚に耳を傾け、考慮すべきことになるのではないのでしょうか。そのように思っております。

私が冒頭、義務教育学校見学会の実施を提案しました。答弁は今のところ、今後検討していくと、そのような答弁だったと思います。これは私の意見ですが、ぜひ義務教育学校の見学会を行っていただきたいと思います。

私もちょっと調べましたが、義務教育学校とは、小学校、中学校の9年間の義務教育を一貫して行う学校と。小学校、中学校の施設一体型が多いということです。平成28年、2016年から制度化されたということです。まだまだ一般の町民にとってなじみの薄い学校だと推察いたします。私も勉強しました。百聞は一見にしかずです。

静岡県においては初めて平成30年、2018年に義務教育学校が開校されました。2年前です。初めてです。伊豆市立土肥小中一貫校、義務教育学校です。少子化に伴う市の学校再編で誕生した学校と聞いております。開校当時の児童生徒は130人であったと聞いています。また、現在、義務教育9年間で4年、3年、2年制で教育に当たっていると。そして、その学校の

近くには、高等学校伊豆総合高校土肥分校が存在していると。

ここで提案します。

私は、見学する学校の候補の一つとして、伊豆市立土肥小中一貫校、義務教育学校を挙げたいと思っています。見解をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの議員の御質問にお答えをさせていただきますが、先ほども答弁で申し上げましたとおり、現状においては見学会の開催については考えておりませんが、今後の説明会等の中でそのような御意見があれば、それを踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

その一つの候補としては、今、議員がおっしゃったところも候補に入れながら検討してまいりたいと考えておりますが、現状においては、開催する予定はございません。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今、課長さんから答弁を頂きましたけれども、もっともっと前向きに検討に向けて話し合っていくとか、そういうことをもし出来たらうれしかったです。

次にいきます。

一番最初に副町長さんから、教育委員会の職務遂行に当たっての抱負、述べていただきました。誠実な答弁、ありがとうございます。

最後にこのことに関して申し上げてみたいと思います。

保護者代表の教育委員が決まりました。現在の川根本町の教育に関する状況、特に学校再編の課題を推し進めることに当たって、欠くことの出来ない大切な委員でありました。私は委員が決まり、大変うれしく思っております。今後の松下陽子委員の活躍を期待しています。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条には、教育委員会の職務権限が明示されています。19目ありますね。そのうちの幾つかを読みます。

1、学校の設置、管理及び廃止に関すること。2、学校の職員の任免、人事に関すること。3、生徒の入学、転学、退学に関すること。4、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導。5、教科書、教材に関すること。6、校舎や施設及び教具の整備に関すること。7、学校給食に関すること。10、社会教育に関することなど。まだほかにもあります。全部で19目あります。

それで、教育委員会は、職務を遂行するに当たって、会議の公開、会議終了後に議事録を作成しての公表がやはり法律で、第14条で示されています。今までも実践をされてきたと思いますが、さらにこのことについて会議の公開、そして議事録の速やかな公表について伺います。よろしくをお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの質問にお答えをさせていただきますが、議事録の公開につきましては、参加された委員の方の署名が必要となってまいります。ですので、次

回の教育委員会において会議録を確認いただき、その場で署名をした上で、会議録を公表させていただきますので、年間5回か6回の教育委員会を開催する上では、現状の公開とさせていただいているところであります。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今、手順については答弁していただいたんですが、それをもっと速やかに出来ればお願いしたいと思います。

次に、今申し上げた教育委員会、今、教育委員会について申し上げました。これに深く関わるものとして、総合教育会議がありますね。これは同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条、これは第1条の4項ですかね、第1条だと思えますが、そこに示されています。それで、この会議は教育委員会と同様、原則ですよ、会議の公開。非公開もあると思いますが。そして会議後の議事録の作成、公表が規定されています。

このことについて一言お願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 総合教育会議については総務課で所管をさせていただいておりますけれども、議員おっしゃるとおり、総合教育会議につきましても議事録の公開をさせていただいております。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 先ほども教育委員会のほうへお願いしましたがけれども、これは原則公開となっておりますね。秘密会もあるかと思えます。ただ、議事録については公表となっておりますので、速やかな公表をさらにお願ひしたいと思ひます。

3月に総合教育会議ですか、行われたと聞いております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

いよいよ小学校では、来月4月1日から学習指導要領が全面実施です。

現在日本、世界では、コロナウイルス感染対策のため、いろんな対策・工夫が実施されています。川根本町においてもしかりです。総務課長からも答弁がありました。

過日、2月の終わりに国から各都道府県に学校の一斉休校の要請がありました。このとき川根本町教育委員会は、他の市町とは若干異なり、3月2日月曜日を休校にし、3日を登校日とし、そして4日から一斉休校に入るといふ措置を取りました。このことについて、私に聞いてくる人が多々ありました。何で、と。

私は、この措置には、子供たちのことを第一に考えている教育委員会の細やかな配慮を感じ取ることが出来ました。うれしく思いました。このことは教職員への温かな配慮でもあったと私は感じています。本当によかったと思っております。うれしく思いました。

今まさに川根本町に在籍する子供たちが、心豊かにたくましく育っていくために、冒頭申し上げましたが、保護者、地域、行政、議会が一体となって、よりよい教育環境づくりに努めていきたいなと思っております。環境づくりに努めなければならないと思っております。

ここで一般質問に対して、丁寧に答弁していただきました当局に感謝を申し上げます。本
当にありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（藺田靖邦君） これで杉山広充君の一般質問を終わります。

コロナ対策もありますので、ここでしばらく休憩します。1時50分より再開といたします
ので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、中原緑君、発言を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 中原緑です。通告に従い一般質問いたします。

私は、2年半前に「住みよいみんなのまちづくりを目指します」をスローガンに議員に立
候補しました。今回は、子育て世代が住みよくなるまちづくりを目指して、この町の公園に
ついて質問します。

この町の子育て世代の多くは、週末に片道1時間から2時間かけて、近隣市町の公園へ出
かけていくそうです。理由は、この町には安全で楽しく遊べて、親子で半日ぐらい過ごせる
公園がないこと、また、公園はあっても遊具が幼児向けで、数が少なく、さびていたり、汚
れていることが理由でした。そこで、実際に町にある幼児から児童までが遊べる遊具や外ト
イレなどを各公園で調べ、町の人々の声も聞いてみました。

この町には、児童遊園地が4か所、観光施設やキャンプ場に附属された公園が4か所、各
自治区の公民館等に遊具がある公園、広場が9か所余り、公園機能が備わっている子育て支
援センターが2か所あります。

資料の写真を御覧ください。

始まりのページは、先ほど申し上げた町が直接管理している4つの児童遊園地です。

奥泉にあります泉児童遊園地は、遊具は鉄棒だけでした。地域の方からは、「そこへは孫
とお散歩に行きます。遊具で遊ばせたいけれども、隣接する北小学校跡地にある遊具はさび
びていて、子供を遊ばせられない。だから、各家庭同士であちこちの家で遊ばせています。も
う少し遊具を置いてほしいです。」という意見がありました。奥の施設内では、高齢者の
方々が施設を利用されているためか、花壇がきれいに管理されていました。その場所が児童
遊園地ならば、複数の遊具が利用出来るようにするべきではないかと思いました。

瀬平、三津間、下泉の児童遊園地は、遊具の数は3つから5つほどありました。

以上4か所の児童遊園地は、毎年予算をとって、点検・保守をしている施設です。今後は、

利用者や近隣住民の声を聞き、子育て世代のニーズに合っているのか調査し、改善を図ることが必要だと感じました。

次のページを御覧ください。

観光地寸又峡温泉の遊具施設状況です。

地元の方が、「近ごろは若者のお客が多いから、この公園はよく利用されていますよ。森林の中で豊かな自然環境を満喫して、観光客の方には喜んでもらえています。」とっていました。

八木地区です。

下の段になります。

白沢温泉もりのいずみのちびっこ広場は、小学生も楽しめるアスレチックがある公園です。外トイレがあり、テニスコートに併設された更衣室や休憩室もありました。八木キャンプ場や森のコテージ、温泉の利用客はもちろん、地元の子供も利用しています。川根本町の公園の中ではかなり充実している施設だと思いました。

次のページは智者の丘公園の状況です。ここからは、千頭駅が一望出来、環境省が公募した「残したい日本の音風景100選」に選ばれた大井川鐵道のSLの音がこだまします。4月半ばには、しだれ桜が咲き、お弁当を持ってピクニックに行くのに最適な場所です。このトイレは本年度予算で改修が行われ、バリアフリー化し、ほかも洋式トイレになっていました。しかし、公園自体が分かりづらく、行きにくいのです。誰もが公園まで日常的に行けるようにする工夫がまだまだ必要です。

くのわき親水公園内にある遊具は、キャンプ場整備として町へ管理者が要望し、きれいに塗装されていました。

次の段からは、各自治区等の公民館などの広場に設置されている遊具ですが、多いところで4つ、少ないところには滑り台1つでした。さびていたり、汚れていたものもありました。ある公民館の近くに住む子育て世代家族に様子を聞くと、「遊具の状態は余り良くないけれども、いつでも遊ばせられる広場が近くにあるのは大変ありがたいです。乳幼児を抱えているので、注意してよく利用しています。ペンキを塗ってもらえたらうれしいが、どこ言えばいいのか分からない。」とっていました。

徳山区です。愛宕地蔵の境内にある遊具は7個もあり、状態も良かったです。ベンチがあり、住民の方の憩いの場のような感じでした。

最後は、元藤川のひだまりと地名のこもれば、2か所の子育て支援センターです。先日の予算審査で、健康福祉課の資料に各センターの利用実績の提示がありました。急激な少子化と人口流出で、利用実績が落ち込んでいますが、利用者のリピート率は高いようです。利用している保護者は安心して子供を遊ばせられるし、子供同士と親同士で友達になれる、また、保育士さんに子育てのことなどを相談出来るから、よく来ているとっていました。

各地区においては、遊具の数や使用における安全面に対して、利用者の不満はあるようで

すが、支援センターでは安心して遊ばせることが出来ているようです。

だからといって、地区の遊具は古くなったから撤去に結びつけるのではなく、少数でも利用している人や地域の方の意見をよく聞いて、地区が対応しやすい施策が必要だと強く思いました。

また、公園が町内広範囲に点在し、幹線道路沿いにはない場合もあることから、存在自体が町民から認知されず、良い公園なのに、利用されていないことも分かりました。公園を積極的に利用してもらうために、公園マップを冊子にしたり、ホームページに利用案内を載せる方法もあります。それぞれの公園は、管理者そのものが違うことにより、遊具の数やスケールの違いがありますが、どこもこの町に存在する公共の施設なので、町はそれらをいろいろな側面から支えていくべきと考えます。

少子化と人口流出により、公園利用者が少ないことは確かです。その状況の中で、子育て世代にとって大切な場を整備していかなければ、現状はさらに悪化していきます。だからこそ、手厚い支援が必要です。この町の子育て世代が、子育ての喜びを実感する場の中に町の公園があってほしいのです。

また、子供にとって遊具や砂場はとても大事で、乳幼児期の機能や身体の発育には、そこで遊べるのが重要とされています。子供の成長や発達を促す効果が豊富にある砂場遊びや、自立心や体を育てるブランコ、遊びながら運動能力を伸ばす滑り台など、公園遊びは様々な動きが必要になり、運動回路を成長させる要素が大きいのです。子供の可能性を広げるためにも幼児期の外遊びは欠かせません。

また、保護者同士が子供を通して交流することも公園の大切な役割でもあります。子育て支援センターがその目的を果たしている場として利用されていますが、同施設は日曜、月曜、祭日は閉まっています。園庭だけは利用出来ますが、トイレやほかの水道は利用出来ません。

そこで、公園の状況を比較してみました。

トイレが設置されていた公園は、繰り返しになりますが、八木のもりのいずみちびっこ広場、智者の丘公園、くのわき親水公園キャンプ場、下泉児童遊園地でした。子供が皆おむつをしているわけではありませんから、トイレは重要なことです。

砂場があったのは、子育て支援センターだけでした。ほかに砂場のある各保育園の園庭もありますが、日曜日と祭日は利用可能とのことですが、門が閉まっているため、入れないと思っている人は多いようです。ここでも保護者へのPRが必要です。

子供が元気に楽しく遊び、成長していくことは、親や家族にとってこの上ない幸せで、喜びがそこにはあります。

町長は、子供は町の宝とよく言います。その町の宝であります子供を大事に育てるために、子供たちが遊ぶための安全な公園を整備していくことは重要で必要だと思いますか。

次の質問になります。

合併当初から引き継がれている新町建設計画には、暮らしやすい居住環境の整備の事業名

で、身近な公園の整備が事業概要に上げられています。また、第2次川根本町総合計画にも既存の公園の有効活用と新たな公園の整備について、検討、支援していくことが必要とあります。町はその事業計画や課題をどう推進し、克服しようとしているのか伺います。

続きましての質問になります。

町は、第2期川根本町子ども・子育て支援事業計画策定のため、町内の保護者にアンケート調査を実施し、児童館や公園など、子供の遊び場の拡充の要望が最も多かったことを把握しています。それに対して町は、川根本町全体をフィールドとした遊ぶ機会の提供、遊びに関する情報提供の充実を実施していくとあります。町の支援事業計画は、アンケートで最も要望が多かった内容とずれていませんか。保護者の思いが反映されていない理由を伺います。最後になります。

国は、近年の激甚災害により、森林整備の促進のために森林環境税法を改正し、譲与税額を前倒しで増額しました。川根本町には、令和元年2,312万9,000円が、令和2年は4,914万9,000円が譲与される見込みで、これから安定した財源になります。この税金を活用して、自然災害等への防災を推進しつつ、同時に森林環境教育を実施して、将来に向けて人材育成や担い手づくりのチャンスとこの機会を捉えます。そこで、森林整備とともに、自然環境を守る森林公園を長期にわたり計画的に推進するプログラムも魅力的だと思います。

森林を利用した特色ある公園、誰もが健康になり、幸せを感じる事の出来る森林公園を、南アルプスユネスコエコパークであります川根本町ならではの手法と技法で整備し続けていくことが出来たら最高だと思いませんか。その可能性を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君、4番目の通告も入れていただければ実にありがたかったですが、答弁出来るような形になっておりますので、答えさせていただけることと思えます。

ただいまの中原緑君の質問に対し、答弁を求めます。副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 中原議員のご質問にお答えいたします。

議員が言われたとおり、子供たちが遊ぶために整備された安全な公園は、当然必要であると認識しております。

町内には、長島ダム四季彩公園展望広場、智者の丘公園など自然環境や地域性を生かした公園が数多くあります。しかしながら、まだまだ町民への周知が不足し、利用が少ない状況であります。現存の公園の使い勝手の改善や維持管理に努め、公園の機能向上を図り、利用促進により、親しみやすい公園づくりを進めていきたいと考えております。

また、子育て世代への環境整備として、保育園及び児童遊園などの遊具の安全性が確保されている施設の充実、利用機会の拡大により、ニーズに応えていきたいと考えております。

第2点目以降のご質問につきましては、担当課長より答弁とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 私は、2点目の質問であります建設計画及び総合計画について、町はその事業計画や課題をどう推進し、克服しようとしているかということで、流れについてご説明をさせていただきたいと思います。

第2次川根本町総合計画の町内居住空間における公園整備に係る取組についてですが、事業の推進につきましては、毎年度、総合計画に係る事業ヒアリング等により、次年度の事業を検討し、課題解決に取り組んでいるところでございます。

総合計画におきましては、生活環境の分野において、居住環境について現状、課題、主な施策という分類で掲載をさせていただいております。

先ほど副町長答弁にもありましたように、既存の施設として皆さんが集える公園機能を持った広場は、議員ご指摘のように町内に点在をしております。広場の機能や場所を含めた情報提供の不足や老朽化によりまして、利用が少ないということは議員ご指摘のとおりでございます。

しかしながら、これも先ほど議員からご指摘があった、例えば智者の丘公園の良さというようなものもありますので、個別に見ると、本町の自然環境、地域性を生かした整備により、各施設での様々な、智者の丘公園ですと桜というような楽しみ方が出来ますので、今後は利用しやすさに向け、多くのご意見を頂き、既存施設やいやしの里整備事業により地区で整備された公園もでございます。身近な公園としてということですので、それも併せた施設の楽しみ方など情報提供により、面的な利用促進を展開出来ればというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 健康福祉課の課長の答弁として、お話しいたします。

ニーズ調査につきましては、就学前及び小学生児童の保護者114件へ発送し、回収数は87件、回収率76.3%でありました。調査方法は、町に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しているかというような設問において、何項目か事例を挙げ、3つまで選ぶという方式でありました。

結果は、児童館や公園など子供の遊び場の拡充、児童手当等の増額などの子育てのための経済的支援の拡充、安心して子供が医療機関を受診出来る体制の整備の3点が回答の半数以上を占めておりました。

9月定例会の課長答弁と一部重複しますが、当町にはふだんから子育て世代が過ごせるフィールドが多く存在していると考えられます。新たな公園整備といったハードの整備も施策の一つと考えられますが、先ほども答弁いたしました、既設の施設を生かした遊び方や施設へのアクセス等の情報提供と併せ、アンケートでの要望にありますように、保育園、子育て支援施設において、子供と保護者が交流出来得る広い場所を開放することにより、よりよい子育て環境の充実が図られるよう、子ども・子育て会議等の中で検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 4点目の森林環境譲与税による森林公園の整備は可能かという質問であります。

森林環境譲与税の使途につきましては、森林の整備及びその促進に関する施策となっており、森林公園整備も該当すると考えております。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 先ほどの公園のそれぞれの整備に関してですけれども、具体的に周知が出来ないということが、今、問題になっていたりとかがありますけれども、周知として提案なんですけれども、公園マップや子育てに関するページを町のホームページに枠を設けて、ホームページ作成を子育てママ、パパに担当してもらうのは現実性がありますかという質問です。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） まず、町の公式ホームページについて説明いたしますが、システムのセキュリティー上、各担当課が作成して、決裁を済ませた情報を担当課である情報政策課が2段階において承認という形で確認を行いまして、その上でその情報を公開していくという方式を取っております。

このため、外部の方が作成した内容をそのまま公式ホームページに掲載することは、厳しいものはありますが、子育てに関する内容等を作成する場合には、実際に子育てをしている方、関わっている方々のご意見を取り入れながら、参考とさせていただくことは当然であると考えています。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） では、ホームページ等の中に参加していくというか、その意見を何らかの形で取り入れて、子育て世代が公園マップ等に関わるページというのは可能性があるということに理解してよろしいですか。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 先ほども申しましたが、担当である健康福祉課であるかと思うんですが、その担当課で作成した情報を、ホームページ担当であります情報政策課が確認して上げるということは出来ます。ただし、外部の方が作成したものをそのまま上げることは厳しいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） その場合、そのホームページを作っている方はもちろん有料で、お仕事で作っているわけですがけれども、素人が作った場合は、よくテレワークとかという、そういった世界になるんでしょうけれども、そういった形で報酬というのはまた別物になるんですよね。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） ただいまのホームページに載せている情報は、全て役場の担当課の職員が作成した情報ですので、そのような報酬等は払ってはおられません。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 先ほどさびついた遊具等のほうを何か考えてくださるということだったのですけれども、具体的には、どこの課がどのように例えば担当してくださるのでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 少しお待ちください。

総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 議員、先ほど各町内の様々な公園のデータもお示しいただきましたが、今後、それぞれの担当、状況の中で対応が異なってまいろうかなと思いますが、一例としましては、各自治会、地区において管理している公園遊具につきましては、当然、それぞれの自治会の予算の中で維持管理を賄っていらっしゃると思います。自治会の賄う経費においては、町からはいろんな意味で自治会の事務取扱交付金として、各地区にコミュニティー事業、自治会事業の交付金を支給させていただいておりますので、その事業費の中での対応といったものも取組として行っていらっしゃるのではないかというふうに考えます。

また、様々な、今後それぞれの管理者の状況の違い等におきまして、いろんな手法の中で、検討出来ることもあれば、対応をまた考えていきたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 今のことなのですけれども、ぜひ……。すみません、質問なんですけれども、各区長さんからの意見ですと、そのようなメンテナンスする材料費は俺のところにはないよという意見がありました。なので、そういったところもあるので、そこの辺をどのように対応してくださるのかなというのがあります。今までにはない経費になるということを区では考えているようでした。

○議長（藺田靖邦君） 重複しますが、総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 様々な自治会の対応があろうかと思っておりますけれども、管理している自治会においては、ペンキ代等も既に地区内で見ている自治会もあろうかと思っております。

今後の話の中、例えばの話ですけれども、企画課が所管をしておりますいやしの里整備事業とか、来年度から「千年のふるさとづくり」事業といった形で、中身をちょっと見直す形というのが予算の委員会でご説明をさせていただいておりますけれども、このような計画の中で、地区において魅力づくりの計画といった中の位置づけを持っていただいて、地区としてその公園の在り方、考え方、取組方といったものを持っていただいて、その事業としての対応をしていくといったことも、今後の中での取組としては可能ではないかなというふうに思います。ただ単なる修繕の経費を、お金がないから何とかという形の取組ではないとは思っています。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番(中原 緑君) 先ほどの、次の質問になるんですけれども、ニーズ調査のところのずれていたということなんですけれども、町民というか、子育て世代は単に公園を整備してほしいよ、公園が必要なんだよ、児童公園が欲しいんだよという町民の声というのを、やはり正面から向き合ってほしいと思いました。だから、この回答はやはり正面から向き合っていないのではないかと感じたのです。

いつどの時点から子育て世代に対してちょっと対応を変えたのか、先ほど答弁の中には、自然環境を利用した機会の提供だとおっしゃっていましたがけれども、それではなくて、やはりこここのところでは、遊ぶ公園が近くに適応したものがないよということが実態にあるから、やはりそういう回答が来たということを直視してほしい。そのことをなぜこのように路線変更しているのか、お伺いします。

○議長(藺田靖邦君) 副町長、森紀代志君。

○副町長(森紀代志君) 平成17年の合併になり、新町としてのまちづくりをする上での新町建設計画を策定し、その中で課題として身近な公園の整備を挙げております。その後、第1次、第2次の川根本町総合計画が策定され、事業の進捗と併せ、第2次総合計画では、課題として既存の公園の有効活用と新たな公園の整備についての検討、支援が必要であるとのことから、公園等の町民の憩いの場を整備し、快適な住環境の整備を図ることを主な施策として取り組んでおります。

今回の第2期川根本町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりましては、先ほど説明させていただいたアンケート調査の結果、町に期待していることでは、児童館や公園など子供の遊び場の拡充が約55%と一番となっております。また、就学前児童を対象とした今後利用したいサービスについては、地域子育て支援拠点施設事業が約45%、保育所や幼稚園の園庭等の開放が約37%でした。

これらを踏まえ、限られた予算の中で、効果的に進めていくには、既存の施設や安全の確保された遊具のある施設の開放、利便性を図ることが優先であると考え、今回の計画に盛り込んだところであります。

アンケートの設問が詳細についての問いとなっていたため、今後については、先ほどお答えさせていただきましたが、子ども・子育て会議や様々な機会の中でご理解を頂き、ご意見を頂きながら計画を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長(藺田靖邦君) 1番、中原緑君。

○1番(中原 緑君) 森林公園のことをございます。

静岡県には、浜北に215haの広大な森林公園があります。それは昭和40年に始まり、もう55年が過ぎているんですけれども、川根本町が整備する森林公園は、南アルプスユネスコエコパークの移行地域が森林公園となって一体化していくことがより効果的だと思います。20年、30年、40年後の将来を見据えたこの町の公園を含めたランドデザインは必要だと思い

ますが、町はどのように考えていらっしゃいますか。

ちょっと通告になかったかもしれないんですけども、イメージなんですけれども、無理だったらいいです。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 町で森林公園を整備するという事は、農林課の中ではないです。じゃ、どこを整備するのか。所有者さんがいますので、町がそれを買って受けてまで、借り受けてまで公園をする必要があるのか、じゃ、その後の管理をどうやっていくのかというのを詰めてから、本当に必要な公園であれば、検討していく必要があるかと思います。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 確かにそういったお金の問題は大事なことですけれども、まず理想というか、夢というか、想像というか、そういったことも先々描いていくということも大事な事かかと思えます。すみません、質問ではないんですけども。

それで、ご答弁いただきました整備して下さるといふ遊具なりですとか、であろう、それから、ホームページのほうもゼロではないという、何か関わることもあるかもしれないということで、やり方によっては、対応がということで、丁寧な対応を慎重にさせていただきます、きっとこのことを住民の方が聞いたら喜びになると思えますので、ぜひお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 先ほどから公園と遊び場、この違いがどうも混乱しているような感じあります。ここでちょっと定義等を、調べてありますので、ちょっと話したいと思えます。

公園については、定義として、主として自然環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等の用に供することを目的とする公共的な空き地だということですね。そして、公共性の高い団体、組織によって供され、運営されることが多いものであるというのが定義でございます。これは公園の定義。

例えばどんなものがあるかという、環境庁の設置法によるものについては、国民公園、都市公園法については都市公園、自然公園については国立公園、その他各種公園等がございます。

また、その違いの遊び場、定義としては幼児や児童が楽しく安全に遊べるために様々な遊具を備えた場所。この具体的なものは、住宅地や団地、ショッピングセンターや商店街の一角にあるような子供を遊ばせる場所の総称であると。一般には、シーソー、鉄棒、滑り台、砂場、ブランコ、ジャングルジムなどの遊具が用意されております。

両者の違いについては、公園はある適度の規模、面積を有し、目的別に区別されるものであり、遊び場は子供を遊ばせるために適した遊具を設置、利用することが主体となる施設であるということでもあります。この違いをよく考えながら、進めていきたいなと思えます。

以上です。

○1番（中原 緑君） 以上です。終わりました。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、何かありますか。

それでは、企画課長、大村妃佐良君。

○1番（中原 緑君） はい。

○議長（藺田靖邦君） ちょっと座って。

企画課長、お願いします。

○企画課長（大村妃佐良君） すみません、私のほうから子ども・子育て計画、パブリックコメントを終えまして、健康福祉課がつくった中で、先ほど中原委員が言われました、多分45ページにですね、いろいろ川根本町の全体をフィールドとした遊ぶ機会の提供ということや、遊びに関する情報提供の充実という中で、これは計画ですので、総合戦略と一緒に大きなくくりとしてある中で、広報やホームページ、かわねフォン等を活用し、町内の公園や遊びに関するイベント等についての情報提供等を充実させますと。

大きな中で、具体的な施策については、今後、先ほど副町長の答弁にもありましたように、子ども・子育て会議とか、あとは例えば子育て支援施設での会議等があった中で、ご意見を聞いて、いろんな施策をこれから展開するというふうになっておりますので、また、議員皆様のお知恵をいただいて、この子ども・子育て計画が実現するようなことでお願いしたいと思えます。

多分、昨日、印刷が上がったそうですものから、今後、届くということだそうです。

○1番（中原 緑君） 聞こえなかったです。

○議長（藺田靖邦君） もう一度。

○企画課長（大村妃佐良君） 今後、冊子にパブリックコメントを貼りまして、昨日印刷が上がったばかりなものですから、多分議員の皆様には、今後、お手元に行くのではないかとというふうに思います。

○1番（中原 緑君） ありがとうございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君、もうよろしいですか。

○1番（中原 緑君） はい。

○議長（藺田靖邦君） これで、中原緑君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩を取りたいと思います。2時45分からまた再開したいと思いますので、お願いいたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き、会議を開きますが、今、ちょっとぼや騒ぎという

か、初期対応で総務課長が欠席しておりますが、会議は続けてまいりますので、よろしくお願いいたします。

7番、中澤莊也君、発言を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 7番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って、質問を行います。

質問事項は、耕作放棄地対策について3点、人工透析患者等に対する支援について3点、空き家等への対策と利活用について3点の質問を行います。

最初に、耕作放棄地対策についての質問であります。

町で行っている荒廃農地再生集積促進事業の内容等を見るに、ほとんどがお茶を中心とした施策となっているように思われます。農業従事者の高齢化や後継者の不足等により、耕作放棄されるのは茶園ばかりではありません。最近、農業の生産性向上の目的で、圃場を整備された田も耕作放棄されるような傾向にあります。農地、特に田の持つ多面的機能を考え、耕作放棄された田の再生を図ろうとする者に対して、何らかの支援を求めたいと思います。

最近、当町に移住した者で、田で米や麦、畑で野菜等を栽培してみたいと考えている若者がおります。農地法の規制もあり、農地の賃貸借や所有が困難な状況であります。農地法の3条2項第5号の規定により、現在、我が町における農地所有面積の下限は20aと定められています。年々増え続ける耕作放棄地を少しでも減らすという目的の下で、この下限面積を見直すことを希望するものであります。

農地を守るための法である農地法や、農業振興のための農振法によって定められた農振地域、青地であります。内の農地の転用の困難さ等が、農地の流動化や地域の活性化を妨げている一因となっているように思えてなりません。そこで、5年に1度の農振地域の見直しに当たり、所有者の声の反映や地域事情を勘案した積極的な農振地域の見直しを強く要望するものであります。

次に、人工透析患者等に対する支援についてであります。

2017年に人工透析センターに対するニーズを探るというテーマを持って、町内の人工透析患者への戸別訪問調査が行われております。調査の結果、対象者全員が町内での透析を強く希望しております。

さらに透析患者の声として、病院までの運転が大変、家族の負担が大きい、体がつらい、住み慣れたこの町に住みたいという切実な声が聞かれております。

透析患者や家族等の負担の軽減、透析患者等が熱望する町内における透析センターの建設、年々増え続ける透析患者をこれ以上増やさないための予防対策等について、行政の考え方、今後の方針、施策等についてお伺いをいたします。

空き家等の対策と利活用についてであります。

空き家等所有者の意識の醸成や意向調査は、空き家等の対策を推進するに当たって、必要不可欠な取組であると考えます。また、240件以上に上る空き家等の対策、利活用ということで、来年度から町が設置しようとする予定である移住コーディネーターの役割、川根本町

住宅総合計画に明記されている空き家の適切な維持管理の推進の具体的な取組として記載されているふるさと納税を活用した空き家管理代行サービス推進事業の内容等について何うものであります。

行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、答弁を求めます。副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 中澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の水田の耕作放棄地についてであります。

現在のところ、放棄された田んぼは少ないと聞いておりますが、茶園同様に水田も放棄地とならないように、農地管理をお願いしていくことが基本と考えます。

議員から御意見のあった水稻苗の補助につきましては、他の作物、他の業種との調整を進めながら慎重に進めていく必要があると考えております。

農地法の下限面積及び農振地域の除外に関しましてのご質問につきましては、詳細を担当課長より答弁させていただきます。

今後も農地を守り農業振興を図っていく上で、優良農地を確保するという基本方針で対応してまいりたいと思ひます。

2点目の人工透析及び3点目の空き家対策につきましては、担当課長よりの答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（藺田靖邦君） ここで、気になると思ひますので、松尾地区のぼやということで、地元分団、今、要請があったようです。

それでは、続けてお願ひいたします。農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 農地法の下限面積の見直しにつきましては、農業委員会が定めることとなっております。本町は平成21年12月、法で定めるところの下限面積50aを20aと定め、現在に至っております。下限面積につきましては、新規就農希望者やどのような農業経営を計画しているか等を考慮して検討することが重要なことと考えております。

農振地域の除外につきましては、様々な要件を考慮する必要があると思われるため、慎重に進めたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） まず、町内の人工透析治療の現状を報告いたします。

令和2年3月現在、腎臓疾患で障害者手帳保持者は23人、そのうち腎臓機能障害者通院費助成事業の登録をしている方が、つまり人工透析治療を受けている方で、町外の病院に通院している方は19名で、そのほとんどの方が近隣市町、島田市、藤枝市などの医療機関に2日に1度通院して、透析治療を受けているのが現状であります。

また、高齢化が進んでいる中、糖尿病、高血圧症などの合併症により慢性腎臓病になるリスク予備軍の高い人が多い傾向にあります。

次に、議員が言われるニーズ調査は、恐らく地域包括の職員が任意で患者に聞き取りした結果をまとめた内部資料だと思います。当然、公式な報告書ではありませんが、確かに聞き取り調査の結果の中では、町内での透析治療を望む声が多数であったことは認識しています。

もう一つデータとして、平成28年度の特定健診、40ないし74歳の受診者約880人のうち、腎臓機能数値が悪い方が約45名おられ、その方々の中から透析治療が必要な方が出てくる可能性があるといえます。

このような現状を踏まえ、今後、当町はどのように進めていくかということにつきましては、地元医師をはじめ、関係機関のご意見等を伺いながら、中長期的に考え、判断していく必要があると認識しております。

町としては、今、実施している腎臓機能障害者通院費助成事業や、外出支援サービスを継続し、少しでも患者の皆さんの負担を軽減するよう努力してまいりたいと考えます。

また、3番目の質問にあります予防施策として、透析患者を増やさないために、担当課では、毎年度継続している各種健診事業や、様々な講座等による重症化を防ぐ取組により、腎臓機能患者を少しでも減少させていきたいと考えています。

以上であります。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、私のほうから3番目の空き家等への対策と利活用についてお答えさせていただきます。

まず、空き家所有者への意向調査の件でございますが、本年度、各地区のご協力を頂き、空き家と思われる建物につきまして、概要数を把握出来ましたので、今後、特定空き家と併せまして調査をしていきたいと考えております。

数字につきましては、先日の区長会で、「思われる」ということで480件ほどということと説明をさせていただき、今後、またご協力を頂きたいということで、説明をさせていただいております。これにつきましては、新年度の区長会でもまたお願いをするつもりでございます。

次に、気軽に出来る相談体制ということでございますが、先ほど野口議員の質問の中で、移住コーディネーターについてご説明をさせていただきました。来年度、今、審議していただいている予算の中で、移住コーディネーターの配置を考えております。

移住者の相談業務等と併せまして、空き家の相談も行い、それらの活動の中で、よりよい体制、身近な相談員というようなことで、構築をしたいというふうに考えております。

3点目のふるさと納税の返礼品として町が考えている空き家代行サービスということでございます。

ふるさと納税の返礼品としましては、空き家管理業務を提供している自治体は全国に複数

ございます。県内においても、把握しているのが富士宮、湖西市、まだちょっとあるかもしれないですけども、その2市がやっているというふうにつかんでおります。

業務内容としましては、主には月1回、約60分のを3か月ですので、3回分ということの管理作業、室内及び屋外、また月1回の約30分、3か月、屋外における管理作業や建物の状況確認の見守りサービスということが返礼品としてございます。

現在、返礼品ではございませんが、川根本町のシルバー人材センターにおきまして、空き家の周辺環境整備というようなご依頼があるということで聞いております。内容的には、主には草刈り等がでございます。

先ほど中澤議員からありました計画の中で提供ということでありまして、空き家管理としては、建物の周辺環境整備と室内換気、清掃は建物を維持していく上では必要であると考えます。

ふるさと納税の返礼品として提供していくためには、業務に対応していただく事業者が必須でございますので、川根本町のシルバー人材センターを含めまして、新たな事業所がございましたら、アプローチをしていきたいと考えております。

また、今言っていた中澤議員におかれましては、このようなサービスを提供可能な事業所がございましたら、ぜひご紹介していただいて、登録のほうをお勧めしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 再質問に入る前に、先ほどの火災の状況、総務課長から。

○総務課長（野崎郁徳君） すみません、ご心配をおかけいたしました。

先ほど議長からもご報告があったと聞いておりますけれども、松尾地区内の空き家住宅の横、近くの前野部分が若干火災というか、ぼやが発生していました。

現着した職員によりますと、状況については、ほぼほぼ鎮火した状態になっております。北の消防署本部の水槽車等が現場に向かっております。

先ほどサイレンを鳴らしましたが、現場の地区の分団、1分団に出動指令を出したところでありまして、幸いなことに、ほぼほぼ鎮火という連絡が入っております。

ご心配をおかけしました。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。

7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） それでは、質問の要旨に従って、順に再質問を行わせていただきます。

最初に、農地、茶園だけではなくて、休耕田が増えていきますよというお話をさせていただいて、その中で、苗等の購入に当たったり、土地の造成、造成という言葉は言わなかったですが、農地を守るための施策、そういう行為に対して、町のほうでも積極的に考えていきたいという答弁がございましたが、担当課のほうで農業の農産物栽培促進事業というのが農林課の担当であるわけですが、その中の対象物として米や小麦が入っていないというふうに確認しておりますので、その中でこういうものを取り入れていただくことが出来るかど

うか、まず最初に伺います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 田んぼはほとんど地名に集中しているんですが、農協に確認したら、地名のお米は農協には一切回ってこないよ、ほとんどが自家消費じゃないですかということで、生産というか、農業生産じゃなくて、自家消費で済んでいるというような状況をつかんでおります。それが生産で農業収入として売り出してくれれば、また考える余地はあるかと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） ちょっと今の認識は、私は間違っていると思うんですが、以前はかなり家族が多くて、米の消費もかなり自家消費していたというのは事実だと思うんですが、今は生産者の方に聞くと、売る場所を確保出来れば、休耕田も自分がやってもいいよという方が多いものですから、そういうニーズの把握もぜひお願いしたいと思いますし、積極的に先ほど言いましたように、田んぼの持つ多面的な機能、非常に大切でありますし、あの田んぼは以前も申しましたとおり、明治の初めに三倉仲四郎、椎野作之八という先人が中心になって、身を削って造った美田であります。あれは、先ほど澤西さんが質問されたとおり、南アルプスユネスコエコパークの大きな構成資産になっているというふうにも思えますので、ぜひその辺を考慮していただきたいと思えます。

次に、2番目の農業委員会の下限面積の関係、これは農業委員会で決めるということですが、新しく農業をやってみたいという人にとって2反歩の所有、賃貸というのはかなり大きな負担になるというふうに思えますので、地区の実情を見て、例えば空き家に付随する農地について個別に案件を上げてありますとおり、そのような形で地区ごとに対応出来ないか、例えば5畝ぐらいにすることが出来ないかということで、行政の考え方を伺いたいと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） この下限面積ですが、基本的には5反歩、川根本町は県下で一番低い2反歩。なぜか。2反歩でどんな農業経営が出来ますかということで、最低の数字が2反歩だと思います。5畝で認定農業者として認められる600万円の農業収入をどのように稼ぎ出すか、そこら辺が認識が違うものですから、中澤議員は5畝でどのような農業収入を生み出すかお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 私が5畝で農業を営むということではなくて、やってみたい、試しに自分で経験を積んで、いずれは地名の田んぼを2人か3人でやってみたいという方があるわけですよ。そういう人たちと地域の高齢化によって、自分はやりたいんだけど、ここの田んぼはもう耕作出来ない、そういう人たちが気楽にやってもらえるそういう環境をつくっていくということも、耕作放棄地対策には大切だと思います。

私が作るとか、5反歩で生活するということを言っているんじゃないくて、これ以上、耕作放棄地を増やさないための施策として、そういうことを考えられないかという提案をしているわけです。ですので、その辺についてもう一度お答えください。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） その前に、私たちは農地法、農振法を遵守するというところで、法を曲げてまでやってみたい人というわけにはいかないと。あくまでも農家は2反歩以上ということを守っていかなければならないと思います。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 平行線になりますけれども、例えば下限面積の関係で、私が調べたのがありますので、少し課長にも聞いていただきたいと思いますが、この規定の趣旨は、農地等の権利を農業生産の低い零細農家に取得させることは、農地等の効率的利用及び農業生産力の維持、増進の観点から見て問題があり、農業政策上好ましくないと考えられていたものである。しかし、農業事情は、各地域によって相当に異なっていると考えられることから、このような面積を全国一律に設定する合理的根拠は乏しいと考えられる。それで、平成21年の農地法の改正によって、地域の農業事情に詳しい農業委員会が別段の面積を設定することが出来るようになったというこういう経緯があります。

今の農業を取り巻く環境等を見て、農地を守ることが大切だということになれば、こういうことも考えてもいいではないかと。農地法を曲げるとかということではなくて、時代に合った施策が必要であるかということをおっしゃっていただいているわけですが、その辺について、もう一度お考えを伺います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） そのような声が農家の方というか、新規でやりたい方から多く寄せられていたら検討の余地があるかと思いますが、今のところ耳に入ってきておりません。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） また、そういう声を集めて、後藤課長のところへぜひ届けてまいりたいと思います。その節は、前向きな検討をお願いいたします。

下限面積に続いて、農振法の青地ということで、非常にこれは私の地区だけではなく、かなり困っている問題であるというふうに思います。なかなか、農転をして地目の変更をしたい場合も、こちらの農業委員会が農振地域の除外を認めた場合も、確かに農地を守るという法なんでしょうけれども、県のほうでそれはまかりならないというそういう事例も出てきております。

ですので、まず5年に1度の見直しに当たって、積極的に地域の声、実情を反映しながら取り組んでいく必要があるのではないかとというふうに考えておりますが、行政側のお考えを伺います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 5年に1度、定期見直しで農振地域を見直しているわけですが、住民の方の声を聞くということは必要かと思いますが、積極的に外すということは考えられないと思います。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今の趣旨は以前、課長がお答えいただいたとおり、農振地域であることによって補助金が受けられるというような趣旨であるというふうに思いますが、農業を進めていく土地がかえって地域の防災上生活環境を脅かすという例が今まさに、この地域だけではなくて、全国的に広がっております。

ですので、農業が出来ない、例えばもう農業の担い手がない、相続放棄する可能性があるという土地については、事前の調査が必要であって、そういうものについては農振地域の除外というのは積極的にやっていく必要があると思いますが、再度お答えを願います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 優良農地ということで、一団の農地ということで、相続放棄される土地が真ん中であって、そこを外すと、農地法、農業の補助金に対する補助が何も出来なくなります。今、地名で進めている集約も出来なくなります。そこら辺を、将来を見越して、本当に外して大丈夫かという本当に慎重な判断をして外す手続が必要かと思います。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 確かにそうだと思います。

ですから、地区の実情とか、所有者の声というのを、先ほど教育行政の杉山さんの質問もそうなんでしょうけれども、そういう声を聞いて、施策に反映させるということは大切なことではないかというふうに思います。

次に、人工透析患者に対する支援ということでお聞きをいたします。

調査の中の声の中でも、やはり通勤が大変だとか、通院費、例えば年金生活者の方にとっては補助を、これ、多分交通費の2分の1以内の補助という形になっておりますが、この辺について、もう少し補助の率を上げるとか、負担の軽減を図るという考え方はないのか、伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） すみません、代理でお答えをさせていただきたいと思えます。

現状のまず補助でございますけれども、通勤費、通院費ですね、JRそれから大鐵のもの、それから自家用車で行く場合、あと外出支援を使う場合、3パターンございます。

例えば外出支援の場合を申し上げますと、まず、障害の割引で2割、割引になります。それから通院費助成で半分になります。つまり、例えば具体的な金額で申し上げますと、上長尾を起点として島田市民病院に透析に行かれると仮定します。そうすると片道1,500円外出支援でかかります。往復で3,000円かかります。それが2割引くことで2,400円、それから通

院助成でその半分になりますので、要は外出支援で使うと、通常で使う方が3,000円払うものが、透析の方は往復で1,200円で済むことになります。

現状でいけば、今の制度で、もちろん回数行かなければならないというのは重々理解をしているつもりですが、現状の補助制度を変える予定はございません。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 担当課長がいないところの再質問で申し訳ございませんが、多分この人工透析される方は、私の記憶では特定疾病という形で認定されていて、月に医療費1万円ですよね、それでこの人たちの負担が軽減されているというふうに思いますが、先ほどの中で、副町長の答弁の中でも、これから人工透析をする可能性がある方がたくさんいらっしゃるというお話がございました。

これは3番目の質問にもなるわけですが、やっぱり予防というものは非常に大切になってきていて、その患者さんに対してどのような、例えば特定健診を受けてもらうようにする、その中で何かデータの悪いものが発見されたら、個別指導していく。地域を巡回して講習会を開くというようなことがございましたが、もう少しその辺の取組について、詳しいことがもし分かれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、最初に健康福祉課のほうから申し上げます。

健康福祉課のほうでは、地区巡回の講座や健診結果説明会で、主な原因となりますのは糖尿病とか高血圧でございますので、糖尿病予防や減塩食等の生活の健康教育の実施、それから特定健診、後期の高齢者健診、町内医療機関での個別健診で腎機能の項目が入っているため、そこで受診勧奨や減塩等の保健指導を実施しているそうです。

また、平成30年度に町内医療機関5か所、要受診で受診後、受診の連絡票を用いて医療機関から専門の保健指導の依頼があった場合には対応しているということでございます。

それから、高齢者福祉課のほうを申し上げます。高齢者福祉課のほうでも高齢者を対象にですけれども、地区栄養講習会というのを年間36回、今年度492名参加をしております。内容としては、やはり糖尿病や高血圧が腎機能を悪化させるために、お塩の採り方の講座等を行っております。

また、高齢者福祉課内に管理栄養士がおりますので、その管理栄養士による訪問指導、数値の悪い方のお宅に伺って、一緒にお食事を作ったり、そういう訪問指導を今年度21人に対して36回実施をしております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） かなり手厚い巡回指導とか講習会、個別の訪問をしていただいて予防に努められていることに感謝申し上げますし、今後もこのような対応をぜひお願いしたいと思います。

患者の声がアンケート調査の結果、ニーズ調査の結果、大きかった人工透析センター、仮称であると思いますが、そういうものの建設について、例えば先ほどの中で、遠隔診療とか、バーチャル医療の問題についても町内の医師の方の意識の統一というんですか、合意形成が必要だということが度々出てきましたが、そういう場を設けて、地区内の医師の方に人工透析の患者さんの現状等をお知らせする中で、町全体で取り組もうというそういう考え方があっていいと思うんですが、町内において人工透析センターの建設について、今後どのような形で進めていこうとしているのか、伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 議員がおっしゃるアンケート調査というか、聞き取り調査につきましては、平成29年度に実施をしたものかと思います。

その時点で、実際に透析を受けている方々のご意見を伺う中で、一時期そういう気運が高まったのは事実としてございます。ただ、透析センターを例えば造ればそれで事足りるかという、決してそういうことではございませんので、透析をやるに当たっては、透析のユニットを何台使うのか、ドクターの確保が出来るのか、もしくは技師ですね、臨床工学士という技師がついてそのユニットの操作をするようですが、その技師さん、それから当然のごとく看護師さん、そういうふうなランニングコストがどうしてもかかってしまうものから、その辺でちょっと現状では断念しているというのが現状でございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） これは、今それをお聞きしたのはもう一つは、現在、島田市民病院に通っている方と藤枝のほうに通っている方がほとんどだと思うんですが、島田市民病院の受け入れ体制ももう満杯だよというお話をちょっと聞いておりますので、そういうものを町の医療を進める「だれもが安心して暮らせるふるさと川根本町」でありますので、そういうことも施策の中に入れながら取り組んでいただければ、非常にありがたいと思います。

最後の質問になります。

空き家等の対策についてであります。移住コーディネーターの方で、私が以前、空き家対策の中では、こういう地域の事情をよく御存じの方、そういう方に移住コーディネーターをしていただいて、町外からの人たちを移住と定住につなげていこうという提案をさせていただきました。移住コーディネーターの設置が出来るということに対して非常に感謝を申し上げます。

私たちが議員の視察で徳島県の美波町というところに行つてまいりました。これは移住定住の対策についての先進地ということで、視察をさせてもらったわけですが、その中で、カリスマコーディネーターと言われる小林陽子さんという方がいらっしゃるんですが、その方は、32歳のとき、大阪から帰って、自分の新聞配達の新聞店を継いで、家業を継いで、自分でそういうことをボランティア的にやってきていらっしゃるわけです。そして、自分でやっていて、それが評価されて移住コーディネーターになったと。

この人がやると100%ぐらい、100%まず移住定住につなげるというそういう方でありましたので、人選に当たって、やはり地域の事情に詳しい方をまずお願いしたいと思いますし、216万の予算措置でありましたが、出来たら本川根地区と中川根地区に1名ずつ設置をするような措置を今後講じていただきたいと思います、考え方を伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 移住コーディネーターの人選につきましては、議員おっしゃるように、町内を知っている方、もしくは移住された方ということで人選を進めております。

移住コーディネーター2人というようなことでありましたけれども、確かに移住コーディネーター、特別交付税で350万円まで見ていただけるということではございますけれども、まずは1人採用して、今、平成30年度、先ほど来の野口議員のときも言ったんですけれども、移住相談業務というのを北部地域、南部地域、エコティとかわね来風に委託しておるものですから、まずは移住コーディネーターお1人と、その2団体と連携して進めていく、その上で、必要であれば増員というようなことは考えられるとは思いますが、現在のところ、新たに設置した中で、今現在委託している団体と連携していきたいというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 空き家対策等の推進については非常に大切な要素でありますので、移住コーディネーターの実績等を見ながら、今後、増員ということも計画をしていただければ非常にありがたいと思います。

最後になりますが、先ほど課長のほうから説明がございました空き家管理の代行サービス、清掃とか周辺の草刈りということで、シルバー人材センターさんが考えられるのではないかというお話がございました。

私もシルバーの中の会員として、一員として所属させていただいているわけですが、こういう空き家管理をするに当たって行政とか商工会、関係団体とそういう会議を、組織を立ち上げないと空き家の管理が出来ないというお話も聞いておりますが、その辺について、行政はどのように考えられているのか、伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 議員がおっしゃるように、商工会とほかの団体と組織を立ち上げるというのも一つの方法だと思われま。ただ、それを立ち上げないと出来ないということではないというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今後、もう少しこれを伺いたいと思いますが、どのような形で、これを実際に計画書の中に明記しておられますので、この代行サービスはやはり進めていく必要があるし、非常にこれは納税者にとっても、こちらに住みたいけれども住めない、空き家の所有者の方たちに対する意識の醸成にもなると思いますので、ぜひ進めていただきた

と思います。具体的な方策等がありましたら、説明をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 先ほども説明させていただきましたけれども、シルバー人材センターが可能であればということもありますし、他の起業される方とかもいるかもしれません。今後、ふるさと納税の空き家管理業務以外でも新しい商品ということで、例えば商工会の総会において、もう一回募集してこういう案件も今ニーズがありますよというようなことで、そういう起業される方とか、今、商工会でやられている人が新たにそちらの分野にも進出するというようなことも考えられますので、というような手法はあるかと思えますし、総会でもちょっと説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 空き家の管理、特に相続放棄された空き家については非常に財産管理人が見つからないような場合が多いものですから、それが周りの生活環境とか防災上の問題に、特定空き家に指定される可能性が出てきておりますので、ぜひそのような取組を続けていていただきたいと思えます。

これをもちまして、私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） これで、中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩を取りますが、時間は15時40分から再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時40分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、山本信之君、発言を許します。9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） 9番、山本信之です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

町の財政状況について、お伺いたします。

平成30年9月、12月に財政計画シミュレーションについて一般質問をさせていただきました。鈴木町長は、「今後、向こう5年間程度の短期スパンにおける経常的な歳入と支出見込みから、投資的経費に充当可能な財源は幾らあるのか。それを生み出すために経常経費をどれだけ抑制していかなければならないか。また不足分は国・県補助金、起債の可能といった財政見通しを立て、地方財政運営に臨んでいく考えでいきます」と答弁されましたが、向こう5年間の財政計画シミュレーションは早急に出していただきたいと思えます。

今後どのように対応していくのか、方針を伺います。

なお、実質単年度収支について、実質単年度収支は決算ベースで、平成23年度から平成26年度まで町の財政調整基金は一度も使用されておらず、平成23年度14億5,000万から平成26年度まで16億8,000万円を推移しておりました。平成27年度でマイナス2億5,000万円、平成28年度マイナス1億7,500万円、平成29年度マイナス4億8,400万、平成30年度マイナス2億4,000万であり、平成27年度から4年連続赤字になっています。

令和2年度予算では1億9,700万円、基金取崩額になっているので、財政調整基金が5億6,700万しかありません。赤字があるとしたら、それは町にとっては大変に問題な状況です。出来る限り早急に解消することが必要と思いますが、町長の考えを伺います。

次に、公の施設の在り方について。音戯の郷について。

行政改革推進委員会から、現状は観光目的のテーマパークとしても社会教育施設としても中途半端な状況にあり、いずれの面でも現状のままでは存続は困難と考えられると、平成21年に答申されております。施設の設置目的及び機能の再設計と、1年間程度の周到な調査期間を経て実施する必要があると言われてから、何の変化もなく現在に至っております。

私は、音戯の郷を収支の見込める施設に変更出来ないか検討が必要であると考えますが、多くのファンを抱える大井川鉄道ミュージアムに用途変更し、大井川鉄道の聖地として集客する等、検討されてはいかがと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの山本信之君の質問に対し、答弁を求めます。副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、財政見直しについての御質問であります。

昨年9月定例会においても議員から同様の御質問を頂いており、地方公務員法の改正や町の補助金交付要綱の改正、森林環境譲与税や地方消費税交付金といった国庫支出金等々、今年度から来年度にかけて見通しにくい様々な要因があるため、令和2年度の11月頃に財政見直しをお示ししたい旨、お答えさせていただいております。これは、極力、現実との乖離を少なくした財政見直しを立てる必要があると考えてのことであり、御理解賜りたいと考えております。

2点目の実質単年度収支と財政調整基金に関する御質問につきまして、担当課長より答弁させていただきます。

次に、音戯の郷に関する御質問でありました。

音戯の郷は平成10年4月にオープンし、以来、町内外から年間2万5,000人余の入館者を得ております。しかしながら、施設の展示物を中心に経年劣化による不具合が頻発し、また展示物そのものの新鮮さも失われ、魅力の限界となっていると考えられます。平成26年度からトーマス運行により一時入館者は増えたものの、運営費は依然経費を要している状況でございます。

財政状況の厳しい中、音戯の郷が音をコンセプトに建設されたこと、また、話題豊富な立

地条件と独創的な建物の有効利用という観点も踏まえ、今後の施設の在り方を再度検討していききたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 実質単年度収支に関する御質問でございますが、昨年9月定例会におきましても議員おっしゃるとおり、同様の御質問をお受けしております。前回の答弁と内容が重複してしまっていますが、実質単年度収支とは当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて求めた単年度収支に、財政調整基金の積立額と繰上償還した額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いて求めた額をいいます。

つまり、その年々の歳計剰余額や取崩しを行った基金が何かによって値は大きく変動していくこととなります。例えば、財政調整基金の取崩しをほかの特定目的基金に振替をしたり、減債基金を取崩して地方債の繰上償還を行えば、計算上は数値が良化するものであります。したがって、実質単年度収支のみに着眼して財政状況を議論することは難しいものではないかと考えております。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、継続している財政調整基金の取崩しが実質単年度収支に影響を及ぼしていることは紛れもない事実でございます。この点については、当然のことながら改善をしていかなければならないというふうに考えております。

このため、令和元年度当初予算においては財政調整基金繰入金の予算額が3億2,400万円でありましたが、3月補正後の現計予算においては1億5,340万4,000円と、約1億7,000万の取崩しを抑制したところでございます。また、令和2年度、来年度の当初予算の財政調整基金繰入金の予算額は2億円と、先ほど申しました前年度、令和元年度予算と比較すれば1億2,400万円ほど抑制をしております。

少しずつではございますけれども、財政調整基金の取崩しに頼らない町政、財政を行う。先ほど来、財政関係の御質問、多々ある中でお答えをさせていただいてきておりますけれども、いわゆる身の丈に応じた財政運営へシフトしていく方向性をますます強めていきたいと。その表れが、一つの表れとして来年度予算ということに御理解いただければ幸いです。

当然ながら、予算総額は減少していきますので、さらなる事業精査の下、事業効果と適正な規模、タイミング等を考慮しながら、必要な部分については重点的に予算をつけるとか、めり張りの利いた予算編成が今後さらに重要になってこようというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

財政状況について。

財政環境が厳しい中で、公共サービスを持続的により有効に提供していくためには、自治

体独自に健全化の指標を定めたり、行政サービスの質の改善を促すような取組も必要です。
町長はどのように考えますか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 財政の健全化に関する判断基準としましては、ある意味、統一的であるからこそ意味がある、分かりやすいのではないかというふうに考えております。今後も財政健全化法で定められた将来負担比率の指標や実質公債費率、健全化法施行以前から使用している経常収支比率など様々な指標から現状を把握して、将来の財政状況を見極めていきたいというふうに考えます。

一方、議員おっしゃるとおり、行政サービスの質の改善につきましては総合計画でも定めておりますけれども、K P I（目標指標）の検証を進めることで、サービスの在り方等についても検証を進めて、対応してまいりたいと考えます。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

決算や予算を見て、将来の財政状況を一定程度推しはかることは出来ますが、収支計画と財政運営計画を見るほうが、その町の5年後、10年後の状況は分かりやすく、特にこの先、行政サービスや公共料金水準はどうなのかということに対して何より役立ちます。町が作成し、公表することが期待されますが、どのように考えますか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほど、冒頭、副町長から財政シミュレーション等に関する御答弁をさせていただきましたが、議員おっしゃるとおり、今後の財政見通し、状況を見る上では様々な状況をお示しするべきであろうというふうに思っております。しかしながら、様々な要因の中で、一番現状に即して、今後の状況と乖離しないものをお示するといった形で、昨年もお答えさせていただいております。今年度中、令和2年度中のしかるべき時期には御提示したいというふうに思っております。

しかしながら、日本国中、世界中という形で今の新型コロナウイルス感染症の対応についても、財政的な面においても様々な不確定要素が発生をしております。また、この件につきましては不確定要素の金額が想定以上の金額になろうかと思っております。地方交付税の交付額の決定も3月分も遅れているような状況もございます。

今後、読めない部分も多々ありますけれども、いろんな状況を精査する中で、今年度中には、議員が言われたようなところも含んだ形の中で、全てのところに御期待いただけるもののお示しが出来るかどうか分かりませんが、御提示するような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございました。

実質単年度収支について。

赤字があるとしたら、それは町にとっては大変問題がある状況です。なぜなら赤字を出してはいけない。すなわち、入ってきたお金の範囲内で支出すべきであるということは、町にとって財政運営上の大原則だからです。赤字があるということは、その範囲を超えて支出してしまったということです。赤字はこの大原則に反している状態であり、町は早急に解消することが求められています。

また、赤字を発生させた世代がすぐに赤字を解消せず、後の世代の負担とすることは、世代間の公平にも反します。このような観点からも、一たび赤字が発生したならば、出来る限り早急に解消することが必要です。いかがですか、町長に伺います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 実質単年度収支、先ほども御説明させていただきましたけれども、ここで参考までに県内の市町の状況をお示ししたいと思います。

県内の市町の平成30年度決算における実質単年度収支の状況でございますが、市町合計でマイナスの55億4,900万円となっております。要は実質単年度収支がプラスになっている団体は、市においては23市のうち11市、町においては12町のうち5町、県全体35市町のうち16市町と、約半数にとどまっている状況となっております。だから、うちもいいよというものでは当然ないわけでありましてけれども、どの市町も財政がなかなか厳しい状況の中で、やらなければならないことが山積しているということの表れが、実質単年度収支ということを取り出してみれば見えるのではないかというふうに思います。

議員御指摘のとおり、実質単年度収支の状況は、本町に限った状況ではございませんけれども、当町におきましては、先ほど来、申し上げているとおり、議員おっしゃるとおり、身の丈に合った予算編成、財政運営にシフトしていかなければならないということは言うまでもないことでございます。

先ほども申し上げましたが、次年度予算以降、令和3年、4年と、今後の予算編成におきましてはさらなる事業精査を進め、町の状況に合った予算、その中でもやるべきことはやるといったような形の予算編成を目指していきたいというふうに考えています。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

令和2年の予算の歳入合計56億1,300万円の内容は、自主財源と依存財源の2つになります。自主財源の中に繰入金7億1,800万円あり、財政調整基金取崩しの2億円を使用している。令和2年の予算の歳入合計56億1,300万円は財政調整基金取崩し額2億円を組み入れておりますので、54億1,300万円を目指して頑張ってもらいたいと思います。町長にお答え願います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 次年度、令和2年度の予算についての御質問でございますが、令和2年度一般会計当初予算56億1,300万円から財政調整基金2億円を差し引いた54億1,300万

円、令和3年度以降、そういう形を目指すよということの御意見でございますけれども、その年々に特殊要因がございますので、一概には申し上げることはなかなか難しいとは思いますが、現に令和2年度においては、主要事業の一つであります、説明をさせていただきました上長尾バイパスの新長尾川橋の橋梁の設計費が約5,000万円、森林環境譲与税、これは歳入も伴ってまいりますけれども、譲与税の額が約4,000万円と。単純にこの2つを合わせただけでも約1億円といった形のものが、通常ベースではないといった形のものが発生をしております。

これもちょっと乱暴な考え方ですけれども、この2つがなければ予算総額は1億円少ないよということにもなりますけれども、単に金額にとられるというわけではなく、先ほども申し上げました、やらなければならないことは予算化し、省けるものはそぎ落とす中で対応して、町民が未来に期待を持てるような予算編成をしていかなければならないと思います。

予算総額の目指す金額については、幾らというものはなかなか支障があると思えますし、今後のその年々の状況によっては変わってくるものと考えますが、考え方につきましては、議員がおっしゃるような形の考え方で取り組んでいくべきであろうというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

音戯の郷は、音をテーマにした公共施設であり、なかなか音をテーマにしても誘客出来ません。それは、開設以来の利用者数で証明されてしまったことではないでしょうか。

音戯の郷の施設運営管理費は5,000万円程度になっております。入場料を1,000円設定で5万人集めれば収支零であります。何度も足を運びたくなるような施設に出来れば達成可能な数であります。トーマスとの連携も出来ます。新金谷駅の施設見学の入場者数動向などから一定の推計が出来、収支見込みが立てば実行出来るのではないのでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 先ほど答弁の中でもございましたが、音戯の郷の入館者の推移を見ますと、年間2万5,000人余。平成26年度からのトーマス運行により、一時入館数は増えたものの、議員が言われますように、運営費は依然経費を要しているところでございます。

入館料収入につきましては、以前の調査報告にもありますが、現状のままでは採算を確保するのは困難であり、入館料を上げてもリピーターを呼び込めるような施設でなければ解決には至りません。このような状況を踏まえた中で、今後の施設をどのように活用していくか、再度検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

大井川鐵道と密接な関係がある台湾阿里山鐵道も加えれば、台湾の客も誘致出来る可能性があり、東武鐵道や車両が走っている南海、近鉄、東急、西武鐵道との連携も視野に入ります。特に東武鐵道とは何らかの関係をつくり、関東方面の川根エリアの広報宣伝セクターとして事業展開してもらえるように図る。このような案に対してはどのように考えますか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 阿里山鐵道と大井川鐵道につきましては姉妹鐵道を締結しており、使用済みの乗車券で訪問先の未使用乗車券と無料で引き換えることが出来る乗車券交換キャンペーンなどを実施し、互いの誘客事業に取り組んでおります。また、昨年5月には大井川鐵道をはじめ島田市、川根本町を訪問され、SLと井川線を乗り継いで長島ダムなど観光スポットを見ていただいております。また、国内の鐵道会社とは各駅へのパンフレットの配架などを実施しながら、つながりを持てる機会をつくっていただければと考えております。

いずれにしましても、施設への誘客を図っていくためには大井川鐵道と連携は必要であります。平成26年度に構想検討会議で承認されたレールパーク構想も具現化な検討まで至りませんでした。今後、様々な御意見を頂きながら、集客も含め、施設の在り方、活用方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

平成21年度から施行された財政健全化は、自治体に財政の健全性に関する財政指標を公表され、議会もその内容をチェックする義務があります。夕張破綻のような悲劇を二度と繰り返さないためにも、この制度が期待されます。

夕張市では不適切な財政運営を誰もチェック出来ず、長年にわたって見逃してきました。行政や議会に財政のチェックは欠かせません。住民も含めて、行政と一体となったガバナンスを築いて、健全な財政を持続させることが重要となっています。

以上で私の質問を終わります。

○議長（藺田靖邦君） これで山本信之君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩とします。時間は16時25分から再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 4時14分

再開 午後 4時25分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 議案第4号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について

◎日程第3 議案第5号 川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について

◎日程第4 議案第6号 川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、議案第4号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定についてから日程第4、議案第6号、川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定についての3議案を一括議題とします。

第2常任委員長から報告を求めます。第2常任委員長、野口直次君。

○第2常任委員長（野口直次君） それでは、本定例会の第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

3月3日の本会議において議案第4号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について、議案第5号、川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について、議案第6号、川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について、以上の3議案の付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

審査は、令和2年3月10日火曜日、午後1時30分から午後2時22分まで実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室です。出席者は、私を含め第2常任委員会6名全員と議長です。また、傍聴者は当委員会委員ではない3名の議員と一般傍聴者2名でした。また、副町長、教育長のほかに説明員として森下教育総務課長、宮島課長補佐兼教育総務室長兼管理主事が出席をいたしました。

審査は、担当から詳細な説明を受け、それに対する委員からの質疑・行政側の答弁という形で進めていきました。

質疑・答弁の内容について、抜粋して御報告させていただきます。

最初に、3付託議案全てに共通する説明があり、その中の質問としまして、教員免許の更新制について。答え、免許の更新期間は10年である。切れている場合は免許回復措置があるという説明がありました。

それでは、議案第4号について、幾つか抜粋して説明をいたします。

議案第4号については、質疑として、12月議会で議決した会計年度任用職員に係る条例とは別に制定するものか。答え、会計年度任用職員に準じた制度である。複式学級はパートタイム制で対応する。特殊勤務に係る報酬を支給する措置、任用等のためのものである。

質疑、当条例案第2条第2項の規定に、担任の不在等に伴う代替による教科等の指導があるが、その運用はどう行うのか。答え、教員免許を持っている者を充てる。担任の不在のときにおいては、担任の指導計画により指導する。

続きまして、質疑です。第6条第1項に規定される「自ら主体的に研修を受け」の主体的な研修とは何か。答え、プログラミング研修や英語研修など町全体の小学校教員を対象に実施する研修である。それ以外にも自ら積極的に研修会等に参加するというもの。

質疑、複式学級の編成で、1年生を含めた場合は8人以下、そのほかは15人以下という規定はこれまでと同じか。答え、静岡県の小学校においては、1年生を含めた場合には8人以下、そのほかは14人以下である。

続きまして、議案第5号について、幾つかまた抜粋して話をさせていただきます。

議案第5号について質疑です。現時点の人数は。答え、県費負担の5人工、町費負担は6人工分の予算を確保して対応している。

質疑、現在は県費負担金で全てを賄っているのか。答え、県費負担と町費負担両方で対応している。

質疑、町費負担の実数は何人か。答え、5名である。

質疑、担当教科名は。答え、音楽科、図画工作科、家庭科である。

続きまして、議案第6号について、一部を抜粋してお話をいたします。

議案第6号について、町費負担の人数は。答え、本年度は全て県費負担で対応している。

質疑、出来るだけ県費負担で雇用していくよう運用していただきたい。答え、現時点でも全て県費負担である。今後も県教委に対して要望をしていきたい。

以上であります。

質疑応答後に議案ごとに討論を行い、採決を起立によって行いました。3議案とも討論はなく、起立全員で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第4号から議案第6号について、第2常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第4号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第4号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第5号、川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第5号、川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第6号、川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第6号、川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 5 議案第14号 令和2年度川根本町一般会計予算

◎日程第 6 議案第15号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第 7 議案第16号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第 8 議案第17号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第 9 議案第18号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第10 議案第19号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第11 議案第20号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長(藺田靖邦君) 日程第5、議案第14号、令和2年度川根本町一般会計予算から日程第

11、議案第20号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までの7議案を一括議題とします。

予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、石山貴美夫君。

○**予算特別委員長（石山貴美夫君）** それでは、会議規則第77条の規定により、予算特別委員会審査の経過と結果を報告いたします。

3月3日に開会した令和2年第1回定例会において、一般会計及び6つの特別会計予算については、議長を除く11名の議員から成る予算特別委員会に付託されました。

3月3日の本会議散会后、正副委員長の選出と審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から令和2年度一般会計及び特別会計予算の総括説明を受けました。

各課、局ごとの詳しい審査は3月4日から11日までの間5日間、役場本庁舎3階の大会議室で行いました。

委員からは様々な質疑、意見等が出され、町長、副町長をはじめ、担当課からそれに対する回答のほか、施策に対する考え方や方針等も示していただきました。

審査は、提出いただいた資料や、担当課長や職員の説明、また、委員の皆様方の御協力により、円滑に進めることが出来ました。この場をおかりしてお礼申し上げます。

また、鈴木町長、森副町長、大橋教育長には公務多忙の中、委員会に御出席いただき、町の様々な課題等に対しましても真摯な御答弁を頂きました。充実した委員会となったことに対し、改めてお礼申し上げます。

3月13日は現地調査を行い、その後、委員会での採決を行いました。

採決の結果を御報告いたします。

議案第14号 令和2年度川根本町一般会計予算は、全員賛成で、原案のとおり可決です。

議案第15号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

議案第16号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

議案第17号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、全員賛成で、原案のとおり可決です。

議案第18号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

議案第19号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

議案第20号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

次に、審査における質問、意見等について、幾つか抜粋して御報告をいたします。詳細につきましては、お手元に配付いたしました委員会審査報告書を御覧ください。

農林課から御報告いたします。

2 ページ、農業農村整備事業費、問いとして、下泉・原地区の農地中間管理事業負担金の内容について総事業費をどの程度見込んでいるかという問いに、基盤整備に1億5,000万円、その他換地等に3,000万円程度見込んでいると。

また、同じ事業の町の負担はどれほどかという問いに、答えとして、国62.5%、県30%、町7.5%であるという答えであります。

茶茗館運営費の件は、問いとして、茶茗館で抹茶の呈茶を検討しているかという問いに對しまして、現在、煎茶と紅茶を体験していただいている。抹茶については、抹茶工場の稼働により検討していくというお答えであります。

林業振興費に関連しましては、景観等支障木伐採については、地区周辺の森林環境改善に資するよう考えているかという問いに、地区で地主の承諾を取りまとめれば対応するという答えであります。

次に、会計課のほうとしては特別にありませんでした。

次に、税務住民課のほうは、歳入のほうで、問いとして、サテライトオフィスなどの課税についての質問に對しまして、サテライトオフィスは町内事務所に置いてあるので、法人、町民税の納税義務者となる。雇用されている人は、住所があれば個人住民税が課税される。住所がない場合でも、居住実態があれば充当外課税もあるとのお答えであります。

また、総務費の戸籍住民基本台帳費について、コンビニ交付について予算額が増えている理由はという問いに、マイナンバーカードが普及し、その活用範囲が拡大すると経費も増加する。地方公共団体情報システム機構への負担金も増えると思込まれるためであるとお答えであります。

次に、税務住民課の特定健診審査等事業費のほうから、問いとして、未受診者対策事業を行うということは受診率が悪いということかという問いに對して、特定健診の受診率は、本町は51.4%、県内第1位である。しかし、国の目標は60%なので、さらに率を上げるよう取り組みたいというお答えであります。

次に、建設課のほうに移ります。

9 ページであります。地籍調査事業費、地籍調査を進める速度が遅いと言われるが、いかがかという問いに、地籍調査は構図を基に土地の境界を精度の高い測量で行うものである。国から調査継続の依頼も受け、実施している。宅地、農地などは比較的行いやすいが、山間地は所有者の世代交代などの理由もあり、境界の確定が行いにくいという現場事情もあるというお答えであります。

次のページに移りまして、上長尾バイパスの事業主体はどうなっているかということの問いに對しまして、町道扱いで、過疎代行事業により県が実施する。測量設計費用及び工事費の一部は町が負担するという答えであります。

次に、企画課のほうに移ります。

企画総務費のほうで、川根留学生の関係者からのふるさと納税は推進する必要があるのではないかという問いに、正確には把握出来ていないが、一、二件はあると。教育総務課において説明会の折、ふるさと納税のPRはしている。今後は寄附の強制は出来ないため、留学生関係事業における財源も含めた説明による推進も考えられると思うというお答えであります。

まちづくり事業費の移住コーディネーターの役割と業務は何かという問いに、移住希望者への総合的対応を行う。業務としては、役場に机を置き、移住相談をはじめ、現場対応も行うということであります。

次のページにいきまして、健康福祉課であります。

社会福祉総務費のほうから、現在の創造と生きがいの湯指定管理者が撤退するという理由を伺うという問いに対しまして、答えとして、NPO団体の事情によると。令和2年度中に指定管理者の再募集を行う。決まるまでは町直営で運営するというお答えであります。

次のページの地域医療推進費であります。問いとして、地域医療推進費が昨年よりも300万円ほど減少しているが理由は何かという問いに、元年度は本川根診療所医師招聘コンサルティング料を計上していたが、完了したことによる減額であるというお答えであります。

次のページで観光商工課であります。

ダム水源地域振興費の問いで、長島ダム湖上駅周辺のトイレに関して、今回の駐車場整備に合わせてトイレ整備を実施して、レイクコテージ奥大井トイレを廃止してはいかがという問いに対しまして、駐車場予定地は排水の処理が難しいので計画はしていないというお答えであります。

次のページにいきまして、観光費のほうで、問いとして、まちづくり観光協会への委託業務と補助金を一本化した理由はという質問に、補助金交付要綱に基づいて整理統合したというお答えであります。

次のページのウッドハウスおろくぼ運営費であります。問いとして、ウッドハウスおろくぼについては、利用者の立場に立って、周辺施設等と一体的な管理運営を検討すべきではないかという質問に、指定管理の方法とその範囲については検討材料であると認識している、全体的に考えていくというお答えであります。

また、音戯の郷に関連しまして、音戯の郷運営費で、問いとしまして、音戯の郷は千頭駅にあり、町観光の中心である。施設内容について協議していく必要がないかという問いに、本来、音戯の郷は博物館的な役割を持たせていたが、初心に戻った対応が必要であると考えている。町の施設として適切に運営していく手段について協議していくというお答えであります。

次の18ページの高齢者福祉課のほうであります。高齢者福祉費の外出支援サービスの利用状況を伺うということで、答えとして、ここ数年、減少傾向である。約7割が島田方面への通院であるため、島田方面への外出支援を一本化して効率化を図るような改善を検討して

いる。ドア・ツー・ドアの運用は継続し、既存車両2台の運行を考えているということであり
ます。

次のページの特定入所者介護サービス等費のところ、特定入所者介護サービスについて、
減額の理由はということに対して、お答えとして、実績に応じて積算した。利用状況により、
大きく変動する費用であるというお答えであります。

次のページ、訪問看護事業費であります、訪問看護事業の今後の動向についてどう考え
るかという質問に対して、利用者は増加していくと見込んでいる。開設当初は16人であった
が、現在は30人が利用しているということであります。

次、22ページ、情報政策費であります、役場のパソコンの耐用年数についてはということ
で、答えは、耐用年数は5年としており、5年間の賃貸借契約を締結しているというお答
えであります。

次の、広報広聴費でありますけれども、懸垂幕広告等が空いている場合には、南アルプス
ユネスコエコパーク普及啓発用懸垂幕の掲出を検討してはどうかという問いに対して、作成
経費も含め、担当部署と協議をして対応したいというお答えであります。

次の、くらし環境課ですが、路線バスの対策費であります。大井川鐵道の撤退により対処
した寸又峡線の事業を検証すべきではないかという問いに、答えとして、5月頃、1年間の
検証をする計画である。また、観光客の入り込みや接客、接岨方面のバスの件も併せて検証
するという答えであります。

環境衛生費のほうですが、問いとして、浄化槽管理の指導はどのように行っているかとい
う問いに対して、点検業者と情報を共有して対応するよう改善していく予定である。年1回
の法定点検などについて、広報紙等で周知していくということであります。

次に、くらし環境課、25ページであります、簡易水道事業の関係、これは飛ばさせてい
ただきます。すみません。

次のページの議会事務局のほうは特にありません。飛ばさせていただきます。

そして、総務課であります、総務費のほうから、人事評価制度は人事管理に反映されて
いるかという問いに、現在は人事評価のみで昇格・昇給を行っているわけではない。今後は
昇格・昇給制度を設けて対応していくという答えであります。

自治会振興費につきまして、区自治会事務取扱交付金において、自治会未加入者を積算か
ら除外してあるとのことだが、自治会は未加入者も含めて自治会活動を行っているのではな
いかという問いに、自治会活動に対する交付金であり、自治会への加入者を積算根拠として
いるという答えであります。

次に、教育総務課に移ります。

教育諸費であります、問いとして、学校のあり方検討協議会が令和元年度で完了するが、
その結果の報告はどうなるのか、区へも説明するのかという問いに、2年間かけて協議を行
った。報告書としてまとめるが、未就学児を持つ保護者への説明が最も大切だと考える。学

校教育制度をどうするかというものであり、学校の配置を決めたものではないというお答えであります。

もう一つ、次が、結果報告は漏れがない伝え方をさせていただきたいが、どのように対応するかという問いに、学校と協議し、PTA総会での説明などを考えていく。地域への対応もより多く理解されるよう努力する。まずは資料を提供するという答えであります。

次のページに移りまして、地域若者教育推進費であります。問いは、寄宿舍3施設の定員を確認したいということで、答えとしまして、奥流35名、南麓寮17名、よすが苑21名。南麓寮は備品を増やし、24名とする予定であるということです。

問いとして、寄宿舍の使用料について見直しの計画があるかということで、答えとしましては、見直しをしていく意向を保護者にも伝えているということです。

小学校の管理費について、小学校の統廃合が考えられる中で計画的な修繕を行っているかという問いに、今後の学校の運営を踏まえ、必要最低限の修繕を予算化しているという答えであります。

学校給食費について、学校給食の納入業者は新型コロナウイルスの影響を受けているかという問いに、給食は3月2日から停止している。食材納入は基本的にキャンセル対応しているが、一部キャンセル出来なかったものもある。冷凍保存し、消費期限により対応するという答えであります。

次が社会教育費であります。

社会教育課、社会教育総務費で、小学校5年生県外体験学習の自己負担額の割合はどのくらいかという問いに、1人当たり経費の2割程度の負担を見込んでいる。令和2年度は北海道を予定している。任意参加であるというお答えであります。

次の、移動図書館のステーションの見直しを考えているかという問いに、答えとしまして、全ての地区を訪問する行程を組み、地区内での場所の移動によって利便性を向上させるべく、現地調査を行っているということです。

次に、伝統文化伝承館管理運営費について、利用料収入に6万5,000円が計上されているが、元年度の利用実績を伺うということで、現在までに利用日数152日、延べ1,993人の利用があったというお答えでありました。

以上、大変省略しましたが、御報告をいたしました。

以上のとおり御報告をいたします。

最後に、行政の方々、特別委員会委員の皆様には、円滑な委員会運営が出来ましたことに感謝申し上げ、予算特別委員会の委員長の報告といたします。

○議長（藺田靖邦君） 委員長の報告が終わりましたが、本日の会議につきましては、日程の都合により、少し延長をいたしますので、あらかじめ御了承ください。

予算特別委員会は、議長を除く全議員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから議案第14号、令和2年度川根本町一般会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、令和2年度川根本町一般会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

この予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第14号、令和2年度川根本町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

この予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

この予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第16号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

この予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第17号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号、令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

この予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第18号、令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

この予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

この予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第20号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第12 川根本町議会議員派遣の件

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。



◎閉 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 3月25日

議 長 菌 田 靖 邦

署 名 議 員 山 本 信 之

署 名 議 員 中 田 隆 幸